

令和5年第4回せたな町議会定例会 第1号

令和5年12月14日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第12号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第13号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第1号 令和5年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 10 議案第2号 令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第3号 令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第4号 令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第5号 令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第6号 令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第7号 令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第8号 令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第9号 令和5年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第10号 令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第11号 令和5年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第14号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- 21 議案第15号 せたな町総合福祉センター条例等の一部を改正する条例について
- 22 議案第16号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 23 議案第17号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 24 議案第18号 せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例について
- 25 議案第19号 せたな町下水道事業の設置等に関する条例について
- 26 議案第20号 せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例及びせたな町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 27 議案第21号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 28 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

- 29 意見書案第2号 令和6年度介護報酬の改定にかかる基本報酬の大幅な引き上げと介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 30 意見書案第3号 ALPS処理水の海洋放出をただちに中止し、処理水削減の抜本的な対策を求める意見書
- 31 意見書案第4号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 32 発議第2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

1番	石原広務君	2番	梶田道廣君
3番	藤谷容子君	4番	福嶋豊君
5番	横山一康君	6番	本多浩君
7番	真柄克紀君	8番	熊野主税君
9番	吉田実君	10番	大湯圓郷君
11番	菅原義幸君	12番	平澤等君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小板橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	高橋純君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	増田和彦君
農林水産課長	吉田有哉君

建設水道課長	平	田	大	輔	君
会計管理者	杉	村		彰	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	中	山	康	春	君
まちづくり推進課長補佐	奥	村	大	樹	君
財政課長補佐	小	林	和	仁	君
税務課長補佐	長	内	解	人	君
町民児童課長補佐	黒	澤	美知	子	君
認定こども園副園長	本	田	和	矢	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	水	野	万寿	夫	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農林水産課長補佐	藤	井	卓	也	君
農林水産課長補佐	井	村	裕	行	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進課主幹	斉	藤	哲	章	君
財政課主幹	稲	船	洋	志	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	三	浦	三津	枝	君
町民児童課主幹	山	川	彩	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農林水産課主幹	斉	藤		真	君
農林水産課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	吉	田	一	也	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
出納室主幹	竹	内	亜希	子	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
防災係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君

広報統計係長	西田幸恵	君
商工労働観光係長	山崎英人	君
環境衛生係長	原田宰	君
農政係長	栗城惇史	君
業務係長	北山典孝	君
業務係長	池田裕之	君
水道係長	竹内佑輔	君
庶務係長	大庭啓	君

《瀬棚支所》

支所長	河原泰平	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田良子	君
次長	栗谷一樹	君
瀬棚保育所長	水野真里子	君
福祉係長	稲船奈穂子	君

《大成支所》

支所長	中川譲	君
大成保育園長	浜高あけみ	君
事務係長	村井貴大	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑英規	君
次長	山本亨	君
次長	尾野真也	君
主幹	藤谷希	君
給食センター学校給食係長	伏見尚志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹羽優	君
次長	佐々木正人	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原進	君
書記次長	中山康春	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	上野朋広	君
------	------	---

次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	上 野 朋 広 君
次 長	松 原 孝 樹 君
主 事	大 辻 省 吾 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） おはようございます。

ただ今の出席議員は12名で定足数に達してございます。令和5年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において9番、吉田実議員、10番、大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から15日までの2日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議長のお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきます。

10月6日に発生した暴風による被害状況について最終報告をさせていただきます。

被害状況については、お手元の資料の1ページ目になりますが、②の住家被害については、屋

根損壊など一部破損の被害が4棟で400万円の被害額となっております。③の非住家被害については、車庫倒壊など全壊被害が2棟で200万円、バス待合所損壊など半壊被害が2棟で629万8,000円となっており、非住家被害総額は829万8,000円となっております。④の農業被害については、畑の農作物被害が3.65ヘクタールで235万円、営農施設被害では、ビニールハウスの破損など36箇所で565万円となっており、農業被害総額は800万円となっております。⑤の土木被害では、道路被害が倒木など7箇所、被害額は198万円となっております。⑥の水産被害では、漁港施設被害が土砂堆積や流木漂着など5箇所、共同利用施設被害が荷捌き所外壁等破損で100万円、その他施設被害が養殖施設の岸壁打上げによる被害で10万円、漁具被害が定置網破損の7箇所、3,890万円となっており、水産被害総額は4,360万円となっております。

次に2ページ目ですが、⑪の社会教育施設被害では、夕陽が丘パークゴルフ場休憩所倒壊など2箇所、被害額は120万円となっております。⑫の社会福祉施設等被害では、やすらぎ館の軒天損壊の1箇所、被害額は80万円となっております。⑬その他の被害では、海水浴場等の看板倒壊や空家の一部破損など7箇所、被害額は158万円となっております。10月6日に発生した暴風による被害総額については6,945万8,000円となったものでございます。

次にせたな町立国保病院院長の退職について申し上げます。

このたび大島昌輝国保病院院長から一身上の都合により令和6年3月31日をもって退職したい旨の退職願の提出があり受理したところであります。

大島院長には、平成31年4月に内科医長として着任以来5年間にわたり、せたな町の医療と町民の健康維持、増進に多大なるご尽力をいただきました。また令和3年4月から3年間にわたり院長として職員の先頭に立ち国保病院の運営に取り組んでいただきました。患者様へはいつも優しく対応され、親切で丁寧な診療は患者様からの信頼も大きいものでありました。大島院長に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

後任の院長につきましては決まっておりませんが、早期に決定できるよう努めてまいります。なお4月までに新院長が決まらない場合は、大島幸恵医師が当面の間、院長代行に就いていただくことで本人の了承を得ているところでございます。

令和5年度中間期における農業及び漁業情勢についてご報告申し上げます。

はじめに農業ですが、今年は春から例年以上の高温が続き日照時間についても多い年であり、各作物の生育は例年より早く進みました。降水量については全体的に少雨の傾向であり、8月に豪雨、強風もありましたが作物、圃場への影響は限定的でございました。基幹作物の水稻については、北海道農政事務所が発表した10月25日現在の北海道の10アールあたり予想収穫量は579kgで、作況指数は104のやや良となっております。本町を含めた渡島、檜山管内では10アールあたりの収量が、昨年同時期に比べ12キログラム増の528キログラム、作況指数は昨年と比べ3ポイント増の106の良の作柄になりました。品質としましては、例年以上の高温の影響により、白未熟粒や胴割粒が多く発生したほか、タンパクも高い傾向となり例年よりやや劣る状況となりました。またその他畑作物についても、豆類の着莢不良や馬鈴薯の品質低下な

ど高温による生育障害がみられました。

生乳生産については、11月までの実績値において前年対比97.7%で生産量は若干下がりがつつもほぼ横ばいで推移しております。

また肉牛の販売においては、飼料価格高騰の影響により依然として肥育需要が抑制気味であり、販売平均価格の一時上昇が見られたものの減少傾向に推移しております。

今後においても生乳、畜肉ともに需給バランスと飼料価格の推移を注視しているところです。

次に漁業情勢ですが、本年4月から10月末における地元漁業生産は、水揚げ量451トン、金額5億3,500万円あまりとなり、前年同期と比べ漁獲量では1,036トンの減、水揚金額では5億6,800万円の減額となりました。魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカは、昨年度より数量、金額ともに減少し漁獲量は平年の3割程度で、令和に入ってから依然、厳しい状況が続いております。一方、秋サケ定置や刺し網は豊漁だった昨年、一昨年を大幅に下回る約4,900万円の水揚げ金額となり、前年比7.2%の漁獲に留まるなど檜山管内全体での不漁が見受けられました。前浜の重要資源であるウニやナマコについては、ウニは魚価高にも恵まれ水揚額が伸びる結果となり、ナマコについても漁獲量が伸びるとともに水揚金額については記録的な高値で取引されることとなった一方、来春から再開される漁についてはALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害などの影響が懸念されております。また漁業経営の安定化に向けたトラウトサーモン海面養殖試験事業については、今年度第3期目となり11月21日に約2,000尾の幼魚の飼育が開始しております。昨年度の課題を整理しながら現在、順調に推移している状況であります。

今後に於いても、これら漁業収入の基盤となる重要な資源の安定化を図るべく令和6年度へ向け、引き続き各種事業や種苗センターを活用した取り組みを検討しているところであります。冬場の操業に向けては時化も多くなるなど、厳しい操業条件下ではありますが今後の漁獲の伸びに期待をしているところであります。なお数値等に関する資料は次のページをご参照願います。

それから工事発注状況、最後の町長、副町長の動向につきましては、お手元の資料のとおりであります。ご参照願います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

1番、石原広務議員。

○1番（石原広務君） それでは一般質問をさせていただきます。

まず1問目、町長の動向についてです。町長の出張や各行事への参加など町広報誌での町民周

知をするべきと考えるが町長の見解を示してください。

2つ目、10月8日から15日のオセアニアへの海外視察の詳細を報告してください。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員の1点目のご質問にお答えします。

私の出張や各行事への参加など町民周知するべきと議員のご意見ですが、現在まで移動町長室や地区懇談会等でも、一度もこのような要望をいただいたことがありませんでした。今後、町民の要望等を踏まえ検討したいと思っております。

2点目のご質問にお答えをいたします。

10月8日から10月15日までの海外視察については、令和5年度北海道町村会海外行政視察調査に檜山振興局管内7町を代表して参加したものであります。また参加町村につきましては、北竜町長を団長とするほか9町の町長と北海道町村会事務局の3人が随行し計13人で実施したものでございます。視察の目的といたしましては、オーストラリアにおける政治、経済情勢等に関する調査であり、視察場所はオーストラリアの南東部に位置しますニューサウスウェールズ州のシドニー、キャンベラ、ジャービスベイ、ジェリンゴン、ウーロンゴンの各都市を視察しております。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） まず1つ目の町広報紙への町民周知、これ町長、認識変えられたほうがいいと思うんです。長期政権っていう言葉をあえて使わせていただきますが、何年くらい前からですか、私の耳に入ってない、直接声を聞いてない。再三にわたっておっしゃるんです。今も移動町長室、あとは町政懇談会でそういった声がないということをもって広報紙に載せるっていう、私はこれはイエスだろうというふうに正直言うと踏んでたんです。というのは、一つ例を挙げさせていただきます。今年度のせたな町の商工会の総会です。あのとき町長公務でいらっしゃらなかったんです。ご記憶ありますか。そのときに副町長が来賓として挨拶されたんですが、やはりそういった時から町民から声出てるんです何年も前から。私も東京に行ったようですよ、札幌に行ったようですよということは伝えるんですが、なかなか全て伝わらないんです。町長そういう声をもって、議員としてこれはぜひ広報で、公務なんですからぜひ広報紙に載せるべきと。これは検討でなくてするべきなんですよ町長。これは即答していただきたいと思います。何もおかしくないことじゃないですか。これだけお忙しく公務多忙で飛び回っているとあえて言わせていただきますが、そういった動向ですよ、町民に周知するべきです。何もおかしいことじゃないです。私は町民、町長からしたら町民の数は少ないかもしれませんが。でも少なからずとも声がありますから、町長の動向について知りたいという声があるんです。せつかく広報紙、決算の時に担当課のほうに予算のことも聞きました。これをぜひ載せてください。その声の中に町長、長いことやってるとこういうふうになるんだなっていうそういった声もありました一部に。そこも含めてきちんと周知してください。

あと2つ目ですが、今縷々説明いただきました。あえてストレートに、それこそ町民の声って知ってお知らせします。海外視察と言ってるけど、これ海外旅行じゃないのかということに対す

る町長の率直なお答え。あとは今回の10月8日からの15日の海外視察、この視察をもって今後、せたな町の町政に何かしら反映させるものがあるのであれば具体的にお示しいただきたい。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず出張、行事等への参加につきましては、これはそれぞれの議会において町民の代表である議員の皆様方に報告をしているところでございます。さらに町民へということでございますが、先ほどお答えしましたように、そういった町民の声などを十分踏まえて検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから2点目の海外視察についてでございますが、これは北海道町村会の行政視察調査ということで参加をさせていただきました。すぐにこのせたな町で取り入れるという部分では難しいものもございますので、これらの視察を参考にして、せたな町で何ができるかということは、今後考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 町長の動向、広報誌その検討ということで再答弁の中にもありましたが、これ先ほど行政報告、手元に本日配られたんです。町長、副町長の動向報告ということで、確かにこれは行事予定ということでも毎月、議員としては目にすることがあります。私としては載せるだろうと、載せていただけるだろうと。それで経費なり、その宿泊状況なりもこれ町民知りたいよなっていうことも今日町長に質問を用意してたんです。検討でなくて、これだけでもいいじゃないですか。町長、副町長の動向報告、令和5年9月1日から令和5年11月30日まで、もちろんこの中には10月入ってますから、先ほどご答弁いただいたオセアニアの海外視察も含まれています。町長言われるように議員なんです。私からも町民に知らせる責務はあります確かに。ただそれよりも広報紙に載せることによって町長の動向、これ町民に伝わるんです。何か積極的に伝えることに弊害というか、何かしらの影響があるとお考えなのか。そういうふうに理解してしまうんですが、ぜひ最低でも、こういった動向、せたな町の町長忙しいんですよって、こんだけの行事に参加してるんです。こんだけの出張があるんですと。ですから行事に来賓として招待しても、こういった動きがあるので参加できませんということもきちんと理由付けできるわけじゃないですか。

2つ目の海外視察ですが、今後いろいろこう町政に反映させることは考えていかなきゃならないという答弁でした。町長、町長の動向について昨年度末で退職者結構、異常に多かったですよ。退職について菅原議員の一般質問ですが、この時の町長答弁の中に、コミュニケーションっていうことなんでしょけど、菅原議員より毎日私は見ておりますのでと、そのあとに感謝をしながらこれからも頑張ってもらいたいということを述べてるんですが、これ前年度ではなくて2年くらい前ですか、50目の前にして若い職員退職したんです。その方々も、その方含めて、なかなか町長に決裁してもらえないんだと。話をしたくてもできないんだと。要は動向、出張が多いからなんです。来てようやく町長と協議をする機会があったとしても、なかなか理解してもらえないと。以前にも議会でこの場で言いましたが、もう午前中に言ったことも昼から言うとなんかこと言ったか。要は威圧的な言動も言われて、もうこれ限界です。我慢できませんと。それを

退職理由に述べて退職された職員もいるんです。首かしげることじゃないですよ。町長、自覚ないんですもんね。結局は動向が忙しいのは重々わかります。長年やってくるといろいろな役職も付くという情報も得ました。まずは、この動向、町民に広報に、最低でも載せればいいじゃないですか。何も問題ないわけです。検討じゃなくてすぐしてください。取りかかってください。あとは2項目に分けて質問しましたが、町長きちんとそのやっているとおっしゃるんでしょうけど、職員ときちんとコミュニケーション取って、現場の実情を1番押さえてますから皆さん。それはいろいろありますよ、産業にしかり、介護、医療にしかり、いろいろな町の現状、実情を捉えていますから、そういったことをきちんと膝を交えて話す機会、この動向に交えて今回関連させて町長の考えを伺っていますが、あとは決済の問題も、これ今は影響がないのかなど。課長決裁、副町長決裁、もちろん町長の決裁、後閲ですか、そういったことも含めながらいろいろされてるんでしょう。もしその問題がなければ結構なんですけど、これ副町長に対して副町長ほめるとかではないのですけれど、1番やはり町長もおっしゃる事務方トップとして、町職員とコミュニケーション取れてるじゃないですか。それで事務事業を行うにあたって、それなりの権限は今でも付与されてると思いますが、職員の町民に対する対応に影響がないような形で、ぜひ決裁なども含めて、今後、今まで以上にきちんとできるような体制を取っていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。先ほど来申し上げておりますように、いろいろな意見を頂戴をして考えてまいりたいというふうに思っております。また後段の件につきましては、議員のご意見ということで受け止めておきたいと思います。

○1番（石原広務君） 答えてない。議員の意見じゃないですよ自分が言ったのは。こういう声があるから、率直なこういう意見があるから説明も含めて答えてくださいってという趣旨の質問したんです。

○議長（平澤 等君） 町長、もう少し詳しく言えますか。答えれる範囲で結構です。

町長。

○町長（高橋貞光君） いろいろご意見頂戴しましたのでこれからもしっかりやってまいります。

○議長（平澤 等君） 2問目お願いします。

石原議員。

○1番（石原広務君） 2問目に入る前に、私は町長の動向について動向に関連する、そしてそれに対して町民の意見として答弁を求めたんですが、通告外だ、議員の考えだ、それでまた今回も逃げられました。

2問目に移ります。日本一子育てしやすいまち宣言についてです。町長が宣言した日本一子育てしやすい町宣言に対し、今までどのような政策を打ち出してきたのか伺います。

2、その評価も示してください。

3つ目、今後どのような展開をされるのか考えがあれば伺います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の1つ目の質問にお答えいたします。

せたな町では、平成28年3月策定のせたな町創生総合戦略や平成28年度町政執行方針の中でも触れておりますが、日本一子育てしやすい町を目指し、安心して子どもを産み育てられるよう子ども、子育て支援の充実に努めてまいりました。今までの取り組みとしては、不妊治療費への助成事業、出生祝金や高校生までの子ども医療費の全額助成、そして全国でも珍しい妊産婦医療費の一部助成をはじめとし、保育料や学校給食費の無償化など子育て家庭の負担軽減を図るだけではなく、平成30年度には、幼稚園と保育所を統合し認定こども園を開設すると共に、子育て支援センターも併設し子育てについての相談、情報提供、助言を行うなど子育て支援の充実に取り組んでおります。また小中学校におけるICT機器の導入、外国語指導助手の配置により英語力のアップに取り組むと共に、スポーツ少年団や部活動に係る大会参加経費等の助成も行いバランスのとれた取り組みを行っているところでございます。

2点目の質問にお答えをいたします。評価については、令和元年度に子育て世帯に実施したせたな町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査において、せたな町での教育、子育てのしやすさについて調査した結果、子育てしやすいと思うと、どちらかといえばそう思うと回答された方は50%を超えており、半数以上が子育てしやすいと感じているという結果でございました。実際、窓口での手続きの際に子ども医療費や妊産婦医療費の一部助成など住民から大変喜びの声を頂戴しているところでございます。

3点目の質問にお答えいたします。少子高齢化により児童数が減少する中、今後は質の高い教育、保育サービス環境の整備など子育て支援の充実に努めなければならないと考えています。またこれまで保健福祉課と町民児童課に分かれていた母子保健機能、児童福祉機能を統合した、こども家庭センターを令和7年度設置を目指し、妊婦、子育て世帯、子どもへの支援を強化するため一体的に支援を行う組織体制の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 再質問に移らせていただきます。町長これ一度、子育てしてる世帯が対象になろうかと思うんですが、その他の町民の意見も聞くということで、これ改めてアンケートなりを取るというお考え、これしてみるべきだと思うんです。というのは少子化というと、これ全国のことだろうっていうふうにおそらく答弁されると思うんですが、子育てしやすいまち宣言ということで私は通告しましたが、子育てしやすいまちを目指すと、目指してきてもやはり全国同様、少子化進むばかりなんです。高齢者もそうですけどね。日本一と言ってるんですから本当にそういった評価、効果、結果が出るような形で取り組むべきです。全国に先駆けて取り組んだという趣旨のご答弁も先ほどされましたけど、何かしらその町民からまた要望も出るかもしれません。でもアイデアも出るかもしれません。そういったことも取り入れるべきで、とっくにこれは取り組むべきだったと思うんです。この日本一子育てしやすい町、これに対しては結構、町長の耳にはいい話しか入ってないんですけど、私には結構苦情のようなことが以前からあったんです。例えば、子供たちのスポーツ環境に本当に自費を出すのも惜しまず、大会を個人で、もう全道レベルの大会を招致してきたときに、町に対してその支援を結局求めなかったのかなあ。その

会場に町外から多くの要は同伴する父兄の方々が見えてて、駐車場がなくて致し方なく、車の通行には妨げになってなかったはずなんです。そこに今の副町長じゃないですけど、何期目とはあえて言いません。大会のやってる最中に、なんだこの車の止め方みたいな俺文句言われたさっていう声があったんです。それに合わせて、どこが日本一子育てしやすいまちよっていう苦言も言われたんです。それは過去のことかもしれません。今本当に子供たちも少なくなっ、スポーツ環境も本当に落ちていく一方なんです。そういったもろもろも含めて、せっかくこういうふうには私は宣言したと思ってます。その下で今後せたな町として、日本一ですからこれ町長おっしゃる、こういうことに先ほど取り組んできたことは縷々説明がありましたが、今後もこういうことを取り組みますよと。要は子育てしやすい町に住んでもらうような形で大きな展望を持って、政策展開していくべきと考えますがいかがですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この少子化対策につきましては、大変重要な政策ということで国のほうにおきましても今いろいろな施策を展開してきつつあるという状況にございますが、せたな町では、いち早くこれに政策的に取り組んで事業を展開してきたということでございます。すぐ結果が出るということには、当然、事業の性格からしてそうはならないんでしょうけども、しかしこれはいずれ効果が出てくるというふうに私たちとしては思っております。

実際、先月の末だったというふうに思いますが、子育てしているお母さん方に話を聞く機会がございました。その方は兄弟でほかの町で子育てしている兄弟がいるということであったということでございます。せたな町はいいなと、いろいろなことで子育て支援策が展開されているということで、そういうお話をお聞きをいたしました。私としてもこれまでの子育て支援事業が、そういった形で住民の方にも受け入れられて認識されてきてきたというふうにつくづく感じたところでございます。今後のことでございますが、議員おっしゃいましたようにそういった子育てしている方々のご意見をさらに聞くべきというふうに自分も思っております。これからこの第3期の子育て支援事業計画が策定されるわけでございますが、これらに対応してニーズ調査等もしっかり進めてまいりたいということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 3問目に入ります。質問に入る前に、議長以前に補助席どうですかっていうことがあったので、要は今日みたいに27問とかあれば来る時間が惜しいので、そこを次回までご検討いただきたいと思っております。

3問目分別ごみの扱いについてです。これは決算委員会で今回も取り上げたんですが、缶類の分別ごみ（ピンクの専用袋）と燃えないごみ（黄色の専用袋）の処理を区別することなく破碎処理をしてきた事実を、ようやく決算審査の質疑の中での副町長の答弁で明らかにされました。その上で次の2点について伺います。1、町民に対する謝罪も含めた周知が遅れているのはなぜか。2つ目、既に回っている缶類の分別専用のごみ袋の扱いはどうするのかお知らせください。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 質問にお答えいたします。

まず北部松山衛生センター組合におけるリサイクル事業についてですが、平成12年度に容器包装リサイクル法が施行され、一般家庭ごみとなって排出される商品の容器や包装を再資源化し、一般廃棄物の減量化により最終処分場延命化を図ることを目的に、平成12年度にリサイクルセンター施設が整備されました。回収した資源ごみで、缶類以外はリサイクルセンターで選別、圧縮梱包し容器包装リサイクル協会へ引渡し再資源化となっております。缶類につきましては、リサイクルセンターが整備される以前から破砕処理施設で機械選別し資源化されていたことから、新たにリサイクルセンターにおいて機械選別する設備を整備せず、建設コストの削減を図ったことから破砕処理施設で分別処理しているところでございます。衛生センター組合では、容器包装リサイクル法の趣旨と重要性を住民に広く認識していただくため缶類を含む8品目を資源ごみの対象としたものであり、引き続き分別ごみの取扱いについては、現行のとおり衛生センター組合において実施していくこととしております。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 一般質問通告すると答弁調整されるのは私も認識してんですけど、これセンターの事務方の情報というか、それだけ一方的に今答弁しただけであって、決算委員会のやりとり町長認識なさってますか。確かにリサイクルセンターが設置されたのは、今町長が答弁されたとおりなんです。これ平成12年完成、設備としてはこれ私見る限り缶類に関しての処理できる設備にはなっていないんです。リサイクルセンターができて外部に業務を委託して、受託した業者は最初取り組んでたんです缶類の分別も。要は設備がきちんとしてないのも受けて、それなりの知識のある方に受託業者の方が相談に行ってるんです。その相談を受けた方から今回話を聞いたんですが、当時そういう相談を受けたからエアーコンプレッサーなどで、要は缶類の要は何ていうんです食材の多少なりとも残ってるのの分別に結構負担なりもかかって、そういうことがあるんだという事実も踏まえて相談を受けて、エアーで飛ばしたらどうだということもアイデアとして受けて取り組まれたようなんですが、やはり手間と負担がかかる。それで断念したんです。今決算委員会の中でも副町長も答弁されてましたが、衛生センターのほうが先なんです出来たのが。処理法が云々と説明もありましたが、要は町長、燃えないごみ、黄色の袋で出しても、その中には缶類ももちろん入ってますし、ペットボトルなど缶詰もそのまま空き缶として入っているんです。それがセンターに持ち込まれて破砕処理すると裏のほうで分別されて出てくるんです。このスチール、アルミはもちろんなんですけど、そのスチール、アルミはセンター側で専門の業者に引き取っていただいているんです。有価物としてこれセンターの収入になってますから、ただリサイクルセンターで現行どおりとおっしゃいますけど、缶類に関しては決算委員会で数回にわたって質問をして、ユーチューブで見た方からは頭ごなしにおしかりも受けました。今まで私たちやってたのは何なのと。ごまかしてたのセンターは。私なんて洗って、干して、そういうふうにやってたんだよ。その苦労は何なのというおしかりも受けました。数年前から持ち込んだ方が、写真見せますか。燃えないごみはもちろんですけど、中には産業廃棄物も破砕のほうに持ち込まれて、その処理が一緒になってです。そういうのを目の当たりして私も正直言うとショック受けましたけど、分別してませんけどショックを受けました。その時点で私センター議会にも質問

状として出したことがあるんです。そのときの報告は、多分、今の事務局長ではなくて前事務局長の下での事務方のこれ答えだと思っんですが、今町長が言われたようなことを報告としてされてるんです。ところがそのあとタイヤの件もあり、いろいろ質疑の中でピンクの袋、缶類のことも指摘をしたら、副町長に対しての報告がそういうことはしていませんと。そこでも嘘ついてるんです。これはセンター組合議会があつて、私としては缶類のことなども、その時点で組合議会では何かのそのアクションを起こしてくれればいいなという願望もありました。ところがもうこれはセンター議会にも例のタイヤの処理のことは報告してなかったんです。何も報告のないまま最後は金属の鉄くずの売払いと相殺してたと。これは3名の職員が処分されたんですか。ただタイヤは最後、丸ごと埋めてしまえと言ったのは理事者の組合長である町長の指示です。私そういうふうには報告を受けてます。それは法的に問題ないとおっしゃいましたが、これまた違いますから、これはまた別にして、今この缶類のごみ現行どおりするべきじゃないですよ。おそらくこれ現行から変えるとなると相当な手間がかかるということだと思っんです。ちょっと議長よろしいですか。すみません。さっきの町長のまねしたわけじゃないですけど、これ手間のほうだけを重視してるんです組合側は。というのは各家庭に今手持ちで買い分けて、燃える袋は緑、燃えない袋は黄色、あとトレーなどの紙類で6種類ですか。それ買い分けている町民は少なからずいらっしゃいますから。手元にあるごみ、ごみ袋、これの扱いも大変だなとこれ捉えてるんです。これ間違いないと思っます。あとはそれ以上に各店舗、分別をするそういう意思のある町民に対して、今金町も含まれますけど、その町民の需要に対応するために仕入れて在庫してる店舗、これ相当数ありますから、スーパー、コンビニ含め個人で営業する店舗含め、一括り5枚が入ってる、バラ売りもされてるようですけど、そういった返品対応もこれ考えられるから、これ手間かかってどうしようもないなど。これ仮に返品なりの対応を今販売するために、燃えるごみ、燃えないごみ袋は回収業者、あとの分別ごみは受託している業者、これに販売もお願いしてるんです組合側で。返品となると、今度お金発生しますよね。大きい袋で1枚110円なんです。ということは返品を受けるためにお金を持って歩かなきゃないんです。そういう手間もあるから現行どおりしたい。それだけなんですよ町長。あとセンターの在庫ですね。ほかの袋はともかく、この缶類のごみ袋、どんだけ在庫してるんですか。もう発注して相当数在庫してるはずですよ。その処分も出てくるから現行どおりさせてください。それしかないじゃないですか。あとは例えば、これは絶対やってはいけないなと思っんですが、今出回ってるピンクの袋、缶類の袋、これを燃えないごみ袋として使用してください。これもやってはいけないと思っます。いや受託業者、組合から委託してる収集業者が納得してくれるのであれば、それは私が意見するところではありません。まずは町長、素直に認めて缶類は燃えないゴミで結構ですよと。センターに持ち込まれて破砕処理されて鉄くずと同様アルミ、スチールこれは有価物にきちんとリサイクルされてますということでもいいじゃないですか。現行通りやるのが1番これは今の状況ではよくありません。タイヤのときも、あのあと周知になったんですが、ただその状況のお知らせの周知ではなかったと私、認識してるんです。というのは持ち込めないものですよということを改めて周知しただけで。今回それやったらダメです。やはりもう合併前からなんですよ。ただ町長、このピンクの袋のことが

議会で指摘されたのは数年前です。今このまま現行ということで押し通すことをしたら、またこれ罪重くなります。あと一つ手間として、これごみカレンダーの変更もしなきゃなくなるんです。北部桧山、今では2町ですが旧町の収集体制、大成、瀬棚、北檜山、今金で収集に行けないところ、農村地区は収集しませんと。これを謳ってるんです。ところがきちんと周知してないから意識を持ってる方は今でも分別してますから、ところがそれはセンターの事務方の指導で受託業者も通さず運転手に指示して、ちょっと残ってたら回収してくれというようなずさんな状態もずっと続いているんです。少し長くなりますが、これ町長、現行どおりは絶対するべきではありません。今これこのままやるとまた問題大きくなります。センター組合があって、構成町として私は今議員として言わせていただきますが、そこは現行通りは絶対してはダメです。もう既にユーチューブで見た方からも話は伝わってますから、もう10数年前にもその現状を見た方は、その時点で分別止めてますから、そこに対して町長きちんとした見解をお持ちになってお答えいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。先ほども答弁差し上げましたが、これは合併前の平成12年にリサイクル法が施行されまして、その年にリサイクルセンター施設が整備されております。その際この8品目、リサイクル法で8種類の資源ごみを分別して回収をするという状況の中で、この缶類につきましては、既に衛生センター組合で破碎処理分別をして、この資源化をしているという状況がございました。そうしたことからリサイクルセンターにこの缶の処理する施設を併設しなかったという状況だったというふうにお聞きをいたしました。いずれにしましても、しかしながらそういった資源ごみについては、しっかり資源化をして回収業者に引き取っていただいているという状況がございました。リサイクルにつきましては、環境負荷を減らすと、そして資源を再利用化するという大事な目的でございますので、これはしっかりこれまでもやっているということでご理解をいただいているものというふうに思いますが、問題のこの赤い袋の取扱いでございますが、これは先ほどもご説明したとおり、この包装容器リサイクル法の趣旨、これは町民の皆さんの趣旨を受けて町民の皆さんのリサイクルへの意識の高揚、啓蒙を図ることから、こうした資源の分別を継続していかなければならないという衛生センター組合のそうした判断というものがございまして、これまで続けてきているということでございます。これらにつきましては、この衛生センター議会の方針についてこれは尊重していかなければならないなど。引き続き容器包装リサイクル法をしっかりと取り組んでいくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 町長、リサイクル法、リサイクル法という通じるとする認識は、これお止めになったほうがいいです。現行通りやる、町民が袋を区別して買い分ける。燃えないごみだけではなくて、燃えないごみ袋、黄色で済むのに缶類の分別は先ほど町長が赤と言ったので、私も赤って言わせていただきますが、赤い袋は買い分けて、中には意識を持って、何回も言います。ゆすいで、干して、今ラベルがないかもしれませんが、先ほど言った食品カスのも残

らない形で本当に処理して、それこそ分別、リサイクル法、梱包リサイクル法とおっしゃってましたが、そういうふうにされてるといいうふうに思ってる町民が、そういう意識を持ってずっとやってきているんです。それが処理が一緒になってんです。燃えないごみも時には産業廃棄物も、その破碎処理に町民が手間かけて、買い分けて、きちんとした缶類のごみも一緒に破碎処理されてるんです。町長あまりその包装リサイクル法とかここで出さないほうがよろしいと思います。であればもっと突っ込みどころこれ出てきますから町長。今言ってるのは、リサイクルセンターの設置に伴って缶類の分別ができなかったと。これはやむを得ないと思うんです。その時点で破碎処理に持ち込む状況になった時点で、本来であればピンクの袋、町長おっしゃる赤い袋、缶類の分別専用ごみ袋、これ販売中止するべきだったんです。わかりませんか。副町長かなり理解してると思いますよ。このまま現行、町民に対してそういう梱包リサイクル法の概念とおっしゃいましたか。そういうことをもって現行どおり進めると、そんな欺く、ごまかすようなことは絶対してはなりません。直ちにこれは止めるべきです。破碎処理施設を持って町長先ほどおっしゃったじゃないですか。分別になって裏から出てくるんです。町民が手間暇かけなくても黄色のごみ袋に缶類を入れれば破碎処理をすることによって裏からきちんと分別がされて、それで専門業者が引き取って、きちんと新しいスチールなりに生まれ変わってくるじゃないですか。あとのペットボトルなどは、今までどおりでいいのかなと。私は問題があると思いますけど。そこはそこでいいです。ただピンクの袋、この赤い袋、缶類に関しては数年前から私提起してます。処理一緒になっているんです。意識を持ってきちんと分別している町民の意思も関係なく、そういった確かに一部かもしれませんが。一部の町民、今金町民も含めてです。欺いた形で組合長であるせたな町長、高橋町長の下でこういう実態がこれ進んできてるんです。そこはきちんと謝罪含めて周知することによって、罪がこれ以上、これもかなり大きくなっているんですけど、これ以上おかしいような状況にならないで、破碎センター施設を抱えていれば、何回も言います。缶類に関しては分別ごみとして業者に引き取ってもらってます。そういったことを周知の中に言葉含めれば、いや確かに怒りは出てきますよ。何なの私たちの今までの苦労は、手間はと言うことは出てくるのはこれももう既に出てますから。これは致し方ないことです。すぐその場で取り組まなかった、解決しなかった、この責任はやはりセンター組合議会、組合長に今まで以上に重くのしかかってきます。これ現行どおり、これは絶対してはなりません。先ほど言いましたが、袋の回収、カレンダーの訂正、こういった手間を惜しんじゃダメです。あとこれは組合側の事業になろうかと思うんですが、そういった収集に含めて前事務局長の体制の中で、事務方には収集業者からの収集に関して2社の業者と事務方、そこにこれ今回、町も入っていいと思うんです。収集の在り方、これ協議しませんかって持ちかけられてるのが全然実現してませんから。町長、以前にタイヤのことでいろいろ新聞記事にもなりました。その中で町長、2021年2月26日の24日の全員協議会での町長の言葉なんです。信頼を損なうことになりおわび申し上げる。あとは信頼回復に努めるとともに適正で開かれた運営に努める、このあと全協のやりとりが町長の言葉が記事になったんですが、組合をあるべき姿に戻すのが理事者に課せられた責任として理解をするというような言葉が、これ町長から実際に、この場で全員協議会でしたけど述べられてますし、そ

ういったことでやられてるんだらうなというもろもろも含めて、繰り返しになりますけど缶類に関しては、意識を持った方は本当に敬意を表するしかない形です。その努力がムダになってますから、そこだけはきちんと謝罪を含めてすぐにでも周知すべき、そしてきちんと切り替えるべき、それをしなければ今まで以上にこれ罪重くなりますよ町長。今回一般質問で、これは取上げざるを得ないなど。その状況を踏まえて新年度、予算委員会もありますし、また一般質問の機会もありますから、それまでに組合長として、せたな町の町長として、せたな町の町民、割合調べたら分別してる方2割に満たないかもしれません。でもそれに応えようとして仕入れとして在庫している袋、それを抱えてる店舗ありますから、そういった方々の思い、怒りすぐにでもこれ答えるべきです。いかがですか町長。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。先ほどの答弁でもこういった状況になった経過についてはお話をさせていただきました。この件につきましては、衛生センターに対するご意見というふうには受け止めております。ここで私の今の立場で答弁申し上げるといふことにはなりません。これは議員もご承知のことというふうに思います。こういったご意見も受けたということで受け止めさせていただきます。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 町長、センター組合があると、それは確かに私認識します。そこに今逃げ込んでダメです。組合議会では確かに組合長です。今せたな町長としてという言葉も質問の中に言わせていただいています。組合議会の判断は確かに判断でしょ。でもせたな町長として町民の中には、そういった意識を持って10数年にわたって、きちんと分別してる町民がいらっしゃるんです。そういった意識を、今センター組合があるからって逃げてどうするんですか。せたな町民に対する分別がムダだという状態を状況を、きちんと謝罪も含めてすぐにでも周知してください。そこをきちんと答えてください。

○議長（平澤 等君） 町長、再度答弁ありますか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 別に逃げているとか、逃げていないということではございません。今日は、せたな町長としての立場でお答えをするべき場ということでございます。したがって、ここでの衛生センター議会の組合長としての質問には、お答えをご意見としては受け止めておきますが、お答えをする場ではないということでございます。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今回の町長の答弁は成立しませんよ。一般質問通告として既に受理されているわけですから、通告の範囲内で質問してることについては、答弁する責任あると思います。このあとの通告書を見ますと藤谷容子議員からも空き缶へのリサイクルについての質問を受けてこれ受理されてるんです。通告書を読みますと、基本的には石原議員と同じスタンスで

質問されているのかなと私は思います。町長またあれですか、この場で答えないということなんですか。私は、衛生センター組合というのは、今金、せたな2町で構成されてるんです。そのうち組合長は、施設設置町村であるせたな町がやってるわけでありますからお答えになったらいいじゃないですか。過去のせたな町の一連の議会、私の一般質問やその他での質問も含めて町長全部答えてます。今日だけなぜ答えれないんですか。私はこういうことは、議長として許すべきではないと思います。もし議長がそのまま認めるというのであれば議会運営委員会を開催していただいて、町長の答弁が果たして許されるかどうか。きっちり見解を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩いたします。

ちょうど1時間過ぎてますので11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの議事進行発言を踏まえ町長に再答弁をしていただきます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど来答弁を差し上げているところでございますが、今の私の立場で答弁できる範囲での答弁にならざるを得ないということで、これはご理解いただきたいというふうに思います。衛生センターでは先ほども申し上げました衛生センター組合において、容器包装リサイクル法の趣旨から町民のリサイクルへの意識の高揚、啓蒙を図るため引き続き缶類を含む8品目の資源ごみの扱いを継続してまいりたいと、これは衛生センターとしての決定事項でございます。したがって、議員からもこういったご意見がございました。これらについては持ち帰らせていただいて衛生センター組合の、これは2町で構成しているものですから今金、せたな両町長、副町長との協議も必要ということになりますので、そういった手続きで対応させていただきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 一般質問についてどの議事の進行にあたりますか。

○1番（石原広務君） 再々再答弁の持ち帰るっていうこと聞きたい。

○議長（平澤 等君） 一般質問の通告における…

○1番（石原広務君） 持ち帰っていつまでに答弁するか議長から確認して。

○議長（平澤 等君） 高橋町長に申し上げます。今そのような形で議員からそういった形で衛生センター議会の中で協議されるというふうなことでございますが、それがいつ頃になるかということをお求められておりますので、その点について説明してくれば。

○町長（高橋貞光君） 今の段階では相談しておりませんので、できるだけ早く11:20:58 協議会を開きたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 3回の質問終わってますので。

○1番（石原広務君） 議事進行発言でもダメですか。

○議長（平澤 等君） どういう議事進行発言ですか。議事進行発言ですか。

石原議員。

○1番（石原広務君） この件は全員協議会で私質問させていただいたときに、これは副町長答弁でしたが、私から衛生センター組合っていう趣旨の発言をしたときに、事務局をこちらで抱えていますから、その中できちんと協議しますということをもって全員協議会でのこのピンクの袋の扱いについては答弁終わったんです。扱っていただいたじゃないですか。持ち帰る時間をかける中、町民にも周知しないっていうことは、これは絶対もう納得できないんで、そこも含めて本当にきちんと一応早い段階で本当のことを町民に周知するように、ぜひまた議長から働きかけていただきたい。

○議長（平澤 等君） 私からも町長に申し入れいたします。

石原議員の一般質問を終わります。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 今日、大変多くの質問者がいるのでスピーディーな展開と私自身からも望んでおりますので、議長におきましてもスピーディーな配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。なおかつ注意していただくことは私も5年ぶりでございますので、何かありましたらまたひとつご指摘のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

くしくも先ほどの行政報告の中で各産業についての中間ですけど、町長今年の数字が出ました。報告されましたよね。なかなかまだ金額的なもの想定にしても、やはり数字的には大変厳しい数字だなと。これは私も多分町長も同じ認識を持たれていることだろうと思ひます。そういった中で、これは次の横山一康議員と全く同じ中身の農家の現状ということで当町の、横山議員からも詳しくあるんでしょうけども、要は15%以上、農家減少進んだと当町の。なおかつ65歳以上の農家が本当にその主流を占めていると生産の。それで今言う担い手として期待されてたその方々も、もう15町、18町というヘクタールの中では、これ以上なかなか担い手として全てのそういう資材を受け入れるのもこれもなかなか困難である。こういう声も上がっておりますし、普通ならないんですけども、業界誌で済むものが今年に関しては一般誌のほうでも大変この一次産業絡む問題が提起されてます。それとこれは合併後、町にも議会にもいろいろな形でもこれも痛感するんですが、人口も7,000人を残念ながら割ってしまった。これも致し方ない現状でございます。そういう形の中で、このあとの一般質問でもいろいろな産業に関してそれぞれ専門の議員の方々からも活性化についての質問が出ますので、私は主に農業関係について絞って質問させていただきますが、この農業環境それから一次産業を含めたまちづくりの各分野の危機感、これはこれで危機感として高齢化、少子化現象仕方ない中なんですけども、先ほども言ったように、これが7,000人を割ったということは、何もしないでいるとあっという間にこれ5,000人の町になるので私大変危惧しております。それでもう一つ心配なのは、これは国なり道の政策なんですけど、町長も全国のいろいろな情報は得てると思ひますけども、自然エネルギーで

活性化とはいうものの、今の現実の政府それから道の方向というのは、千歳にできる最新型のIC関連の企業の誘致、そして道央中心の地域の振興、この1年間見てますとほとんどそれに尽きるなという形で私は分析しております。むしろ逆に道にしても中央部のこの事業のためには、ともすると地方切捨てとは言いませんが、地方に向ける力っていうのはどんどん弱っていくんじゃないかと、このままであれば。あくまで苫小牧それから石狩川の方中心した振興、そこにもしかすると当町でこれから基幹産業に従事しようと思っっているような若い方々も油断してると求人なり何なりの情報の中で力を道央の方にどんどん取られる可能性がある。決して道と喧嘩すれという意味じゃないです。ただそのぐらいまで危機感が追い詰められている現状だということを、まず町長も多分同じ認識だと思うんです。そういう中で私はおとといですね農林省の担い手の米の生産、これ国のほうが担い手に対して大体このぐらいの形のもので15町ぐらいやりなさいよってこういう形で応援しますよという形の一つの指針なんですが、現実には国は9,600円生産費、ところが実際には22年これも国からの発表です。担い手の生産費ってのは今年度で1万870円、どれだけ担い手が努力してもやっぱりまだ生産費そのぐらいまでしか落とせない。ぐらいいでも作業をしなきゃなんないという現状が今の一次産業、これは漁業も同じだと思います割合はね、人数は違いますけど、漁業も林業もそうだと思います。そしてそれを絡んで生きていく第一次産業も同じでございます。ということから言いまして、私も早くやるということでございますので、町は令和2年度の各産業への支援事業の検証において、ますます急ピッチで進む各産業従事者の高齢化、担い手不足解消のため、今後は国や道の補助を活用し支援を行っていきたくと、この報告で謳っております。しかしながらその後のコロナも含めた中でいろいろな現状、それから残念なことに世界的な紛争にも巻き込まれております。そういう中で、この60代あるいは50代こういう方々を、とにかく粘り強く仕事をしていただくそのためには、やはり、町長も今までいろいろな政策して、対応して大変評価を受けての事業もでございます。それがある程度立ちまして、今この段階で来年の予算に向けて、ぜひこれは町独自もこの道と国のいろいろな補助というだけじゃなくて、本当にいかにして5,000人にならないような町を目指す、何とか粘り強く仕事をしていただく、そしてこの生産額を落とさない。そして全体の産業サービスが回るという意味で、いろいろな話、言葉はありますけども、前回のチャレンジという形でこれはまずチャレンジ事業ということじゃないですけど、要は私はやっぱりパワーアップする町としての基幹作業に対する独自の応援これをぜひ次の予算でお願いしたい。そのように考えてございます。なぜならば予算の中にまで入りませんが、ともすると町長は、比較的穏やかな財政運営の中で最終的には、年度末かなりの金額が基金に積んだ上でも、あとは繰り越しになってくるわけです。3,000人、4,000人の町のために繰り越すということであればそれはそれで政策ですから私は言いませんが、ただどっちにしても、これ油断してるとあつという間に5,000人近くまで落ち込む可能性があるなと思うし、何といても一次産業でしか生きていけない町でございますので、道、国の補助を含めて、それはそれとして十分に活用しながら、ぜひ町長、来年の予算の中で65歳の生産者がもう10年頑張るぞというような形の予算措置を重ねてお願いして1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員のご質問にお答えをいたします。

ただ今真柄議員のお話を聞いて、産業取り巻く状況の認識については全く同じというふうに思っていて聞いておりました。今取り巻く環境大変厳しいものがあるというふうに思っております。これまで町としましても産業担い手育成事業や産業等活性化補助金事業、さらには移住体験、農業研修住宅を整備し、関係機関と連携を図りながら担い手確保対策を講じているところであります。現在、町は令和6年度に向けて各産業において販売額等が向上へと繋がる支援策を検討しているところであります。今後においても国や道の事業を有効的に活用しながらも町独自の支援策をしっかりと講じながら地域産業の振興を図っていきたいと考えておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 6年度に向けて大変前向きな、中身については私はやっぱりいろいろな担当の中で十分に吟味しながら練っていただきたいと思っております。これあれなんですけど私のほうに正式に議会要請じゃないですけど、愛知地区の何人かの有志の方々から要望という形で一応来てしております。これ全てあれじゃないんですが、やはりここで要望として来てるのは49歳以下10%、39歳以下5%という形の中では、離農地を抱え切れずますます今のままでは、それを私たちが受け入れるという力もなかなか勇気が要るので、このままでは荒廃が進む可能性がある。ぜひ町のほうにも、そういうことも含めて町独自で温かい形で応援する形を議員のほうからも要望してくれないかという要望書でございますので、これ重ねてそういう声があるということ、私も何人か来てますので申し上げておきます。ただそれと同時に、やっぱり1次産業、これもインボイスとかなんとか、私はこの一般質問で農家だけじゃなくて全体的な形の産業と言ってますので、インボイスのこういう制度から何からいつて、なかなか設備投資そっちのほうでも難しいという、なおかつ難しいし面倒だという声も聞いております。その辺についての応援があればというような声も聞いてますので、各産業分野十分に情報を来年の予算に合わせると早いスピードで忙しい時をニーズを吸収して作業にあたっていただければ大変ありがたいと思うところでございます。重ねてその辺について回答をお願いしたいと思っております。

これで1問目の質問は終わりますので賢明な回答を重ねてお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまの質問のございました農業関係の要望につきましてまだ私の手元にはございませんので、ぜひそれをいただいて検討させていただければというふうに思っております。ほかの産業振興につきましても、令和6年度こういった形でご支援が可能なのか産業を振興するという前提にしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。2問目です。

○7番（真柄克紀君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。若松小学校跡地、建物も含めまして建物、土地の利用計画について質問させていただきます。若松小学校、大変長い歴史を終えて閉校となりました。それで聞くとところに言いますと、この小学校については令和6年

4月1日に土地及び建物について教育財産から普通財産に引き継ぐというふうにお聞きしておりますが、その作業までの過程の中で具体的な形で建物それから跡地についての利用等の検討は始まっているのかどうかまずお聞きしたいと思います。

それから2点目、私も若松出身でもありますので若松の方々からいろいろなお話聞きますと、建物自体もああいう建物でございますから若松地域の方々からもいろいろな質問を受けますが、この辺についてまず地域の方々と今までに意見交換等がなされてそういう情報とか持たれているのか、それについても重ねて1回目にお伺いしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） はじめに教育長。

○教育長（小板橋司君） 真柄議員の1つ目の質問でございます。教育委員会としましては、教育財産として活用する見込みはないことから普通財産に引き継ぐこととしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。教育長も答弁したように令和6年4月1日に普通財産として町に引き継がれることとなっております。現時点で具体的な検討には入っておりませんが、11月8日に実施しました若松地区の地区懇談会の中でも今後の活用についての質問があり、様々な意見を聞きながら民間活用も含めて検討していきたいというふうに回答をさせていただいたところでございます。今後は、役場内での活用方法の検討や若松地域の意向も確認させていただきながら具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 今の教育長の答弁でどちらでも構いませんが1点だけお聞きしておきます。この普通財産に移行するという決定にあたっての町側と教育委員会の協議ってどの程度なされたのか。何回くらいなされているのか。そういうことをきちんとその根拠について普通財産にするという形の説明をいただきたいと思います。それはそういうこととして私も町からいろいろな情報をいただきました。令和4年度の建物維持管理費用全体で111万9,000円かかっているという数字、決算書にも出てます。その中身がどうこうじゃないですけど、やっぱりそのぐらいの維持費がかかると。なおかつこの建物貸付け使用料、建物をもし貸付けした場合、せたな町行政財産使用条例に準じた形で積算した場合に1億8,834万という評価、数字が出てます。これは間違いのないと思うんですけども、私がこの若松小学校、特にこれ問題というか、今日質問させていただいたのは、今までも比較的、合併前、旧町北檜山のときも各地区で要望があって二股小学校が建てられ、左股小学校も建てられ、なおかつ津波で太櫓小学校が建てられ、その時点でも現町長の前ですけどもいろいろな形で活用というのはある程度までは話は進んだ。しかし結果としては、今選挙とそれから災害の備蓄置場にはなってるかどうかわかりませんが、要するに継続的にその3つの比較的新しい建物も有効利用しない形の中で現状に至ってる、太櫓に関しても大変残念だけど活用というのは何も出てない状態である。ただそのときのほかの建物の価値がどうかわかりませんが、少なくとも今この公的な評価で約2億近い建物、これを今までに

1回も検討してないとしたら、これは私は残念だなという気がします。危機感というか財産をきちんと管理する以上は、やっぱりこの有効利用については廃校になった時点からやっぱり何らかの形で考えていかないと、1年、2年と、しかもなおかつ今年も100万、これは具体的な話がもうどんどんどん古くなるほど経費がかかってきます。そういう心配がございますので、再度、町長にこの建物の価値、それからぜひとも有効利用する必要があるのかどうかという考え方についてまだお聞きしたいと思います。それで若松地区だけじゃないですけども、本当にあの建物は立派なものでございますので、町の財産として有効利用しなければならないというような考え方を、この場で示していただければありがたいと思うんですが、それなければあつという間に老朽化するという危険性ははらんでおりますので、それについて先ほどは今までの作業について聞きましたけど、建物をどう評価してどう考えてるかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 先に教育長。

○教育長（小坂橋司君） 私のほうから何回協議したかということと、普通財産への根拠という話をさせていただきます。協議につきましては、教育委員会内部のほうでも活用方法について協議しました。現場も見まして、町長とも1回行ったこともありますけども、先ほども申し上げましたとおり、教育財産としては活用このあとできないということも話しまして、今年度をもちまして教育財産としての役目を終えまして、来年から普通財産とするということを町長とも現場を確認しながら協議したところでございます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。先ほども申し上げましたが、まだまだ建築から年数も浅くいろいろな利用が可能な施設でございます。今後、地域の意向も聞き取りしながら、有効利用についてどのような方向で進めるべきかしっかり協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） まだ検討があまり進んでないからということですが、そのあとの話です。私は町長、非常に残念ですけど、これについてもっと意欲を持ってやるのが大事なので、真剣にこういう形の中で考えているんだというようなことの、もうちょっと力強いお言葉が欲しかったなと思うんです。ただ今、これ全国的にです。この小学校の跡地利用というのは確かに老朽化の中で解体するのもある反面、今SNSいろいろな形の情報あると、ものすごい形の活用が。これ私これをそうすれとは言いません。とにかくきちんと何かの計画を早く立ててほしいという意味で若干の例をお話しさせていただきますけど、沼田町、空知自然学校、これは例えばそういう形であとから調べてください。それから全国に広がるグランピング、あれだけの広いグラウンドなおかつ建物、あそこに例えば温泉等のお湯を沸かしながらいろいろな形で通年のキャンプ、これで利益があるところ結構あります。10年前と全然時代変わってます。各階層の利用度の話、だからアイデアをうまくいけばそういう可能性もあるというようなこと、それからスケボー、ハーフパイプそういうことに対する希望とかもそれは全道的にもいっぱいあります。あるいはカーリング

の練習場になるならないいろいろなことあります。ですからこんな例が前と違っていっぱい出てきてるんで、ぜひその辺を町の企画を中心でも構いませんけど、どうしようかなんてことじゃなくてやっぱり情報をきちんと集めて、その中で老朽化、1年でも早く手をかけることによって有効活用ができ、若松の活性化にもなる。あそこやっぱりグラウンドからいつも私学校もなくなって寂しいなと思うけど、交通安全の時に皆な旗振って賑やかだったんですあの交差点。何かできればまたそういう形で若松の方々の生きがいにもなってくる可能性もある。そういう例がいろいろありますので、また学校空き家に対しては全国的なマッチングアプリという今そういうシステムできてます。こちらが情報提供すればいろいろな形でニーズが入ってくる形になってます。そういうこともきちんと吟味しながら、ぜひ2億近いなおかつ立派な財産でございますので、町の作業を十分に進めて財産をきちんと有効に利用するように重ねてこれは要望しておきます。作業のほう急いでやっていきたいと思えます。

これで3回目の質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 要望でございますけども、町長、発言ございますか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 新年度における新年度以降の検討ということになるかと思いますが、議員おっしゃいましたような事例も十分調査をさせていただいて、町での活用あるいは地域での活用、民間での活用と様々な可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 真柄議員の2問目の質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

真柄克紀議員。

○7番（真柄克紀君） それでは3問目の質問について町長にお伺いいたします。私の提出した事項は国保会計の保険税及び基金積立金ということで、私も大変悪いなと思うんで若干抽象的すぎかなという気はしております。ただこの会計全体について、私本来は決算委員会でいろいろ審議するつもりでございました。しかしながらなかなか日程的にとれないということで、私の考えもぜひできればいい考えであれば予算のほうに反映していただきたいという思いもありましたので、この場で質問させていただきますことをご理解ください。もしかしら通告にないという話でそれがダメだということでそれはそれで構わない項目もあるかもわかりませんが、極力全体を通しての話として答弁願いたいと思えます。国保会計の保険税及び基金積立金は、令和4年度の決算、一

般会計からの繰入れと繰越金の運用で1,795万2,000円あまりの剰余金が会計として出ております。まずこの剰余金について運営の中で、どのような判断をされているのかどのように評価してるかまずお聞きしたいと思います。それとこの基金積立金についてですが、処理上は臨時会での積立金として基金に処理してますね。間違いないですね。私たちのこれ特別会計とはいえ本来からいうと事業展開のあとのきちんとした精査の中で基金に繰入れていくという年度末で、それが本来の姿じゃないかなと思うんですが、これ長年にわたってこういう形で処理しているような感じがしますけれども、この処理の仕方についての根拠についても重ねてお伺いしておきたいと思います。まず第1点、令和4年度の保険会計全体を通して町長どのように考えているか。あと積立金の処理の仕方あるいは積立金についてどういうふうに考えているか、まず1点目お聞きしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。

国民健康保険事業の運営につきましては、平成30年度から都道府県下に移行となり北海道が各市町村とともに国保財政の運営を担うこととなりました。国保財政の収入は、保険税、それから北海道からの交付金、一般会計からの法定繰入金で事業運営され、被保険者の医療給付費や保健事業費及び国民健康保険事業費納付金に充てられております。令和4年度の国保会計の決算では1,795万2,000円の繰越金となりましたが、これは令和5年度以降の北海道への納付金財源となるものであります。国保の運営は、被用者保険に比べて中高年齢の加入者が多く、医療費水準も高いことから、引き続き医療費抑制に向けた取組を推進するなど、北海道と連携し健全な国保運営に努めてまいりたいと考えていることをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 町長、1回目の質問で基金についてまだ答えてないので答えてください。町長。

○町長（高橋貞光君） この基金の積立金につきましては、これは令和4年度におきまして590万ほど積んでいるところがございますが、これは先ほども述べました国保会計の中で、この不足が生じたときには繰入れをする財源ということになるものでございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） おっしゃるとおり以前の町単独の事業と違って、道が最終的なまとめという形の中でこの事業を展開されているわけですが、ただ基本になる各町村単位の基本の政策はあくまで町村が決定すべきものであるし、税だけでなくいろいろな形のこの国保会計を運営していく上での基礎となるのはあくまで町の考え方だと私はそう思っております。それで先ほど町長は、私のこれあれかわかんないですけど、基金に関しては年度途中で臨時会で補正で繰入れしてるわけです。これはだからこれから今後に向けての会計の在り方として私お聞きするんですが、税にあれしていきますと、国保税当初予算で2億2,470何万、そして調定額で2億5,000万これは老婆心じゃないですけど、こういう形で調定額しておく、最終的には予算に合わせたときに、ある程度の目こぼしと言ったら悪いですが、それがあっても予算として成り立つんだという、ある面で言ったら裏づけのような形の予算設定にも何年か私見て感じてるわけです。そ

ここでそれについての考え方をまずお聞きしたいと思います。なぜそう言うかという、そういう形の中で調定額を上げておきますと、これ監査委員からも指摘されておりますけどやっぱり国保税が1番滞納率が高い。その整合性どう考えてるのかなということで私質問してるんですけども、だからこの調定額についての考え方をまず続けてお聞きしたいのと、それからこれ積立金については590万ぐらい積立してしてますよね。課長それでいいですよ、年度途中の臨時会で、最後になると繰入金になるわけでしょ。基金積立金の扱いをするという根拠ですね。私は本来年度途中で積立金するのであれば、年度から全部事業精査した中で、例えば基金の500万、それから今言う繰入金をきちんと精査すれば、大体町で出てる数字で言いますと1,000数百件の保険税が基金とそういうものを一般会計先に入れて整理すれば、約1戸あたり1万円ぐらいの保険税減税になるわけです。それだけでなく保険税の重税感というのは、やはりみんな多い、その結果が今言う滞繰含めて出てきてる。それを考えるとこの指定保険税というのはあくまで目的税ですから、保険会計もそうですけど利益を上げるという会計ではございませんので、それをうまくこの積立金を年度で積むんじゃなくて、これをきちんと原資として運用して、それで保険税を軽減するという措置をとって、その上で精査して年度末に繰り入れるのが正規じゃないんですかということを重ねて私はお聞きしたい。それは作業上からいったら当然積立金積んでおいて、これは楽ですよ、行政側としては。しかしながら現実問題として、このあとますます国保会計に関する特に利用者からは厳しいというお話も上がってますので、それと同時にこの国保税は逆に言うと共済から、それから違う形の保険者の方々の合意もいただきながら維持していることでございますから、そういうことからいうとむしろ最後になってまた繰越金を毎年同じぐらいの金額で出して上げてくると。これが本当に会計上、国保会計としてまともないいものかどうかという疑問を持っていますので私今日お聞きしているんですが、その辺積立金と、それからきちんとした形の基金の繰入金の違い、考え方、それからなおかつ何とかその事業精査の中で保険税を1万でも、1戸あたりですよ。そのぐらい下げていくことによって、本来の国保会計、町民にはさらに理解していただけるし、これで具体的に繰越金が出たから褒められたという形で私はないと思うんで、その辺についての基本的な考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。基金の繰入れにつきましては3月定例会ということで、ある程度収支の見通しをつけた中で積立を行っているということでございます。議員もご承知のようにこの国保会計というのは、高額医療等で非常に動き幅が大きいということでございまして、そういったことで大きな金額を繰入れをしなければならぬという場合も当然、想定されるところでございます。そういったことで積立ても必要ということになるわけでございますが、またもう少し詳しく言いますと、都道府県一本化ということで北海道からも標準税率が示されております。所得割で14.08%とある程度高い税率になっておりますが、せたな町におきましては、これよりも低い税率12.18%、均等割につきましても下げておりますし、2,000円弱下げておりますし、均等割につきましても1万円弱下げているという状況になっておりまして、決してほかから比べましても高いということではございません。それから令和4年度

の剰余金につきましては1, 795万2, 000円ということでございますが、これにつきましても、実はこれにつきましては、北海道からの特別調整交付金として1, 266万円、これは令和5年度の財源として交付されている金額になります。それから令和4年度に入っております411万5, 000円、これは令和6年度の財源として使ってくださいということで北海道から交付されているという金額、これ合わせると1, 677万5, 000円という数字になりますので、これらを財源として保険税を下げるといような使い方はできないということになります。当然使ってしまうと翌年度また税率を上げなければならないという状況にもなりますので、こういったことで町としては、できるだけ保険税を上げないでぎりぎりの段階で収支の均衡を図っていくということに努力をしているということでございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私、別に他町村でうちの町が高いとかそういうこと言ってませんし、やれる範囲の中では知恵を出し合った中でこの税率にしてるんだらうと。確かに一定の税率の指導等もあるんだとは思いますが、しかしこの独自会計の中で余力があればその中から減税に持っていくという姿勢は当然必要なことだと。であればずっと私何年か見ましたけど、お金がかかるといういながらそしたら逆に基金から繰り入れてこの何年間ないんです。安定的に500万幾らという、しかも先ほど言うように年度末、いくら3月とはいえ臨時会なんです。全ての形がそろってそれで繰入金半分なら半分を基金に繰り入れるってのが本来だろうと私は思うんですけど、だからぎりぎりだからという、先ほど言ったように臨時会で処置する積立金という形がいいのかどうか、私それまず再度確認しておきたいと思います。それとさっきこの繰入金を例えば途中でやらないで年度当初から私の試算でやって500万といっても大体1戸あたりやっぱり5, 000円から8, 000円の減税になるんです。そしたらこれがないからといってこの会計自体をしたら今指摘される会計になってないと私は思うんです。ですからその辺も、これは今日そうすれとかではなくて、こういうことも含めてこの次の年度に向かっているいろいろなことから、この指摘も私現実にやっぱり重税感、この国保税に関してはいろいろもう相談もされてるし、決して町がそんな無理して課してる訳じゃないってということも説明してます。だけどそこに一步でも、そういう形で知恵を出すことによって積立基金からどんどん使っているなら私何も言いません。ただでもルール上みたいに積み立て必ず何百万かするわけですから、であればその原資も含めて、ますます年金者が多くなった中、国保税メンバーが増えていくときにそういう話が出ますので、そういうことも検討しながら大変でしょうけども、そういう形の税の在り方をきちっと来年度に向けて議論し研究していただきたいということで質問させていただきました。また何かあれば私も勉強しますけどまた言わせていただきますけど、そういう目に見える形で町民の方々もどういう形で国保税が決まっているのかということもありますので、それも含めてやはり、税務課のほうでいろいろな形で税のPRとかも必要だと思います理解してもらうためにはこれから。ただ私議員としてもこういう形の中でまたいろいろな動きを見ながらいろいろ提言したいと思いますが、まだ努力すれば、そういう形で減税をしてあげられる余地はあるということを感じてますので、そ

ういうことも指摘させていただいて新年度に向かって予算をしっかりと組み上げていただきたい。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。議員おっしゃいました3月臨時会ではなくて3月定例会でございます。この税率軽減の関係でございますが、これは当然私たちもできる範囲での軽減はしなければならないというふうに思っておりますが、当初、予算編成の時点におきまして、やはり前年の収支を見たり、それから被保険者の医療費の給付状況、保健事業などを勘案しながらということになります。したがって、そういったことで努力は引き続きさせていただきたいというふうには思っておりますが、いずれにしても結果でなかなか当初から想定しづらいという部分もございます。これは議員もご理解いただけるというふうに思っておりますが、ただ令和12年度からは北海道一本化になるということになりますと、当然これが上がっていくものというふうに考えておりますので、そうしたことの部分も考えたり様々なことを考えて、しっかり税率の軽減については、これからも考えてまいりたいというふうに思っていることで、ご理解をいただきたいと思っております。現在の税率につきましても、これは国保連合会からいろいろ調査がまいります。税率の診断をしていただいてもおります。その結果でございますが、これは診断の結果は適切であるということと、今後、北海道の保険税率の統一化により引上げが予測とされるということでもございますので、それらも見極めてしっかり運営してまいりたいと考えていることで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 真柄議員4問目お願いします。

○7番（真柄克紀君） それでは最後の質問をさせていただきます。公職選挙法第199条の2第1項の解釈について選挙管理委員会にお伺いしたいと思っております。公職の候補者または公職者の候補となろうとする者、また公職にある者を含むの寄附は禁止されている。禁止される寄附の内容には、公選法179条第2項に示されておりますけれども、それは選挙区内の選挙民に対して、議員の立場あるいは長の立場で連帯保証になる場合、この法律がどのように解釈されていると判断されているのか。この点について選管委員長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（大坪観誠君） 真柄議員のご質問にお答えします。

公職選挙法第199条の2第1項では、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者及び公職者にある者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附してはならないとされております。同法で禁止されている寄附とは、同法179条第2項において、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうと定義されております。この法律に定義されている供与又は交付とは、財産上の利益を相手方に提供、付与する一切の法律行為及び事実行為を指すものと解されており、相手方との間に将来金銭などの利益を授受すべき旨の合意を成立する約束も含まれております。このことから選挙区内の選挙民に対し、当該選挙区の議員が金銭貸借の連帯保証人や土地、建物等の賃貸借契約の連帯保証人になることについては、財産上の利益の供与として公職選挙法上の寄附にあたりますので、公職選挙法第199条の2第1項におけ

る公職の候補者等の寄附の禁止に抵触すると解されておりますと選管でもそのように解釈しております。

以上で、この文面の解釈の質問でしたのでお答え申し上げます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） どうもありがとうございます。今の答弁を聞きますと、選挙区内の選挙民に対し当該選挙区の議員または長が連帯保証になるということは、公職選挙法上の寄附にあたるので違反行為であるという解釈として理解してよろしいのか。大変恐縮ですが改めてお伺いたします。

○議長（平澤 等君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（大坪観誠君） お答え申し上げます。先ほどの答弁は、あくまで公職選挙法に係る第199条の2第1項の法文解釈として答弁させていただきましたが、再度、質問のありました公職選挙法に違反するか否につきましても、具体的な啓発や警察の捜査などに基づきまして該当するか否か、最終的に裁判所で判断されることになるかと考えるところです。したがって同選挙管理委員会には、そのような権限を有しておりませんので公職選挙法に違反するか否かの答弁は控えさせていただきます。なおこの件に関わる公職選挙法の法的解釈については、北海道選挙管理委員会に照会し、法解釈が一致していること既に確認済みでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 再々質問させていただきます。今選管委員長から今回の事案について、選管のほうで北海道選挙管理委員会にも照会、確認をしたという発言ございました。それが法解釈としては、先ほど委員長が述べられた公職選挙法第199条2の第1項に抵触するという形の見解を明確にされたと思いますが、これについて確認させていただきました。先の定例会等についても、この連帯保証についてはいろいろ議員発言もございました。連帯保証の行為は、社会生活を営む上で何げなしに誰にでも発生する事案でございます。しかしそれは、その事案に法律的にきちんと制限を加えて公正な選挙のため措置された規定がある以上、私たちとしても国民から疑念を抱かないように立法の趣旨、遵守を議員の立場で改めて自覚していかなきゃならないと今痛感しているところでございます。そのような最終的な感想、それから覚悟を持ちまして2回目の答弁をいただきましたので内容については理解させていただきました。これで私の一般質問を終わります。答弁は求めません。

○議長（平澤 等君） 真柄議員の一般質問を終わります。

続いて10番、大湯圓郷議員。

○10番（大湯圓郷君） 今回は2つ質問をさせていただきます。

まず1つ目、この町に3区あります。この町にドッグランを町側で作るっていうわけではございませんけれども、町内を犬を連れて歩く、朝、夕散歩をしている町民があります。この町にもドッグランを作ってほしいという町民もおります。町も前向きに考えていただけることできないでしょうか。そういうことです。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員の質問にお答えいたします。

町内では、約260世帯、世帯数7%の方が犬を飼っており、日頃犬を連れて散歩されているのを見かけられます。ご質問のドッグランについてですが、いろいろと道内の設置状況を調べてみました。公設で設置している市町村は少ないということ、ドッグラン単独での設置という例はほとんどありません。多くは民間の経営でありペットショップやドッグカフェ、キャンプ場、高速道路のサービスエリアなどペット連れの集客を見込んだものが多く、設置場所も市街地ではなく郊外型で車で移動して使用するところがほとんどでございます。公設でのドッグランの運営については、管理人は常駐せず利用者同士のマナーに依存し、愛犬家同士の交流が図れるというメリットもございますが、それ以上に犬同士、犬と飼い主、飼い主同士のトラブルが多いということで運営には大変苦勞されている状況がございました。こうしたことから公設で設置する場合は、衛生面やマナーの徹底、しっかりした管理体制が必要であることを考えますと公設での設置はすぐできるものではないなという判断をしておりますのでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） ただいまの町長の答弁で大体、公設では無理でないかという意見が、私もそうではないかと思っておりますけれども、何か声掛けをして、この3区の町のどこかに犬持ちがそれぞれ集まって、そのグループで場所とそれからその施設を作るような考え方というものも示してあげて、さあどうだという土地もそれは自分たち犬持ちが考えていただければいいのかなと思います。そういうことで、その中で町があちこちのこのアドバイス等をしてやってどうだろうかという話で進めていけばよろしいかと思っております。私はこのドッグランを作って欲しいというのは、若い人からお年寄りから犬を連れて集まって、犬を見ながらお話もできるのかな、若い人とお年寄りがお話しできるかなってそういう場所も作ってあげることも大事なかなと思っておりますけれども、先ほどの町長の答弁のトラブルが起きて、ドッグランの中で大きい犬、小さい犬いるけれども、親分と子分って必ずできますんで、ですからその犬同士のトラブルは最初だけで、だんだんだんだんじんで親分、子分決まりますからそういう心配はあまりないと思っております。あるとすれば人間のほうのトラブルが発生するかもわかりません。そこまでは私も考えていませんでしたけれども、そういうことで町長もそういう答弁していただいたんで、3区のうちのどこかで手を挙げたら相談に乗っていただければ良いかなと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。愛犬家の皆さんからそうしたお話がございましたら、いろいろと相談に乗っていきたいというふうに思っております。

○議長（平澤 等君） 大湯圓郷議員2問目の質問をお願いします。

○10番（大湯圓郷君） 英語に関する質問でございます。この町の子供達がこの先、世の中に出て行くことになると思っております。またこの町に残る子供もいるでしょう。どちらに進んでも英語に慣れていただくということは大切なことではないでしょうか。最近のテレビや新聞で日本人の

英語能力は世界に比べると最下位クラスになったと聞いております。そんなに日本人って英語下手になったのかなと思います。その部分におきまして私が感じたことは、もう小さいころから英語に慣れていただく、遊ぶなどいろいろなものに何をするにも英語ってこんな感じだよということに慣れていただくために、こども園のしゃべれない子供、その小さい時から英語に触れ合って違和感なく、日本語と英語をその中で暮らせるようにしていただければいいと思います。それには外国の保母さんで日本語を話さない時間を毎日何時間かを経験してもらい、そういうふうにしてほかの町でも実践していると思いますが、とにかくしゃべれない子から英語に触れていただくということに対して町で何かないかと思ひまして質問させていただきました。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） 私からは小学生と中学生の英語の現状について説明させていただきます。学校教育において、英語、外国語の位置づけは大変重要であり令和2年度の学習指導要領改訂で、小学校3、4年生は外国語活動の授業が必修化、小学校5、6年生は英語として教科化されております。当町では小学校3、4年生には英語指導助手、これは町内の日本人の方です。そして5、6年生及び中学校には外国語指導助手、ALTと言われている外国人の方が2名派遣しています。ここで英語に関する関心や語学力の向上が図られております。また社会教育におきましては、外国語指導助手、外国人の方による小学3、4年生を対象に週1回、少年少女英会話教室を開催しているというのが現状でございます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

学校教育については、教育長が答弁のとおりでございますが、認定こども園については、小学校入学前の幼児教育と保育を一体的に行う施設として3歳以上の子どもに対しては、年齢ごとに学級編成をし幼稚園教育と保育の必要な児童への保育を行っているところでございます。幼少の頃から英語に慣れる教育に取り組むべきではないかという質問でございますが、英語教育については、小学校入学前の5歳児を対象に英語に親しむという観点から、月1回、教育委員会の外国語指導助手によるゲームなどを用いた英語教育を実施しているところでございます。保育士の資格を持った外国人の採用ということでありましたが、これはなかなか難しくそういった形での英語教育というのは現在のところ考えておりません。認定こども園での幼稚園教育では、まずは正しい日本語を話せる、書けるといったことを優先をしております、小学校と連携しながら入学前の教育を実践しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） ただいま教育長とそれから町長から答弁いただきましたけども、私は雰囲気でも外国語を学ぶ、授業でなくて遊びながら、例えばオムツつけてもいいけども、オムツって何でっていう英語で対応するか、そして英語がわからない言葉、小さい子供なんて日本語が何だかわからないし、英語何だかわかんないし、その英語だけの指導員、あるいは関係者がいれば、それに馴染む、そうすると英語と日本語と両方で頭の中いくから、期限切れてこれから英語というわけにいかないような難しい選別だと思う。もう小さいときからも英語に慣れておけば、小学

校入っても中学校ってすぐ馴染めるのではないかなと。私たちは中学校と高校と英語6年間やっても全くしゃべれない教育を受けてきましたよね。そういうことのないように、もうずっと下から慣れていくように、耳慣れできるようにしておくと、子供たちは今度小学校高学年、中学校、高校と自然に馴染んでいくのではないかと思うので、町側にすれば多少お金はかかるし、外国人の指導者、こども園などに連れてくることはかかりますけれども、これはこの町にそういう子供たちが育つ町だということになれば、私たち子供たちは宝物になったな、外国に行ってもバンバン暮らせるような、生活できるような人間を育てていくのかというふうに思いましたので、こういうような質問させていただきました。町長前向きに、教育長前向きに考えていただければと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。これまで中学校から英語の教育が始まるという状況でございましたが、先ほど教育長の答弁のとおり小学校3、4年生の授業が必修化、それから小学校5、6年生は外国語として教科化されております。この部分で随分とこの英語教育が充実されたというふうに考えております。ただまだ1、2年がこの外国語活動が必修化になってないということがございます。これは文科省の指導方針ということだろうというふうに思いますが、こうしたことで英語教育というのは、随分進んだというふうに見なければならぬというふうに思います。こども園の関係につきましては、先ほども答弁させていただいたように保育士の資格を持った外国人というのは、これはなかなかいないという状況でございます。そういったことですぐにそうしたことができるかということになりますと、なかなか難しいというところでございますので、これは一つご理解をいただかなければならぬなというふうに思っております。現状は月1回の英語指導助手によるゲーム等を行っているところでございますので、こうしたことを教育委員会と連携をしながら、これを増やしていけるのかどうかということについては相談、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 大湯議員の一般質問を終わります。

続いて3番、藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 1問目の質問をさせていただきます。非核平和の町宣言を生かす取組をということで、せたな町は平成19年4月1日に非核平和の町宣言をしています。その内容は、今の世界情勢から見ても大変すばらしいものだと思います。読み上げさせていただきます。真の平和を実現することは、人類共通の願望である。世界の核をめぐる情勢は極めて緊迫の度を強め、核軍備増強、核配備により核戦争への不安は全世界の脅威となっている。私たちは世界唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないよう平和を愛する全ての国の人々とともに、人類の安全と生存のため核兵器の廃絶を訴えるものである。持たず、作らず、持ち込ませずの非核3原則の堅持と、戦争の悲惨さを伝えるとともに、自由で平和な社会と世界の恒久平和が達成されることを願い、ここに非核平和の町であることを宣言するとこのように記載されています。ロシアによるウクライナ侵略とイスラエルによるガザへの無差別攻撃など戦禍が絶えない中、ロシアのプーチン大統領が核の威嚇を繰り返し、イスラエルの閣僚がガザへの核使用を選択肢の一

つと発言し今の戦争が核戦争につながる危険があります。一方で、戦争反対、核兵器廃絶の声が世界各地で上がっています。今こそ戦争も核兵器もノーの声を世界中で大きく上げていくことが必要です。町長にお尋ねします。せたな町の非核平和の町宣言を町内外に広くアピールするべきだと思いますがいかがでしょうか。教育長にお尋ねします。平和教育として様々な取り組みが行われていることと思いますが、この宣言もぜひ学校で教えていただきたいと考えます。また学校で平和を考える映画上映をやってほしいという声を、この町で育った現在保護者の方数名から聞いています。以前そのような映画上映あつてよかったということからです。どのようにお考えでしょうか。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 藤谷議員の質問にお答えいたします。

この宣言の骨子の一つであります自由で平和な社会と世界の恒久平和が達成されることを願ひという一文が、現在のロシアとウクライナまたイスラエルとパレスチナの紛争状況をニュース等で見聞きしたとき、改めて平和と言うものが尊く、とても大切なことだと痛感しているところがございます。また議員のご指摘どおり、この宣言を町、内外に知らしめることが大事な一歩であると考えております。そうしたことから現在、具体的にどのような方法でということについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 平和教育につきましては、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調として、学習指導要領に則り実施するものであります。学校では社会科や国語科の教科書に掲載された戦争や被爆に関する資料や文学作品等の学習を基に、戦争や平和について主体的に調べたり意見を交流したりする学習を行い、平和についての自分の考えや理解を深めてもらうというような学習を行っております。議員がおっしゃるように当町においても真の平和の実現を願ひ非核平和の町宣言をしているということ、各教科、道徳、総合的な学習の時間などで平和教育に関する題材を扱う際に、この宣言を使ってみてはどうかということ、を学校に提案してみたいと思ひます。

次に映画上映の件につきましては、現在、教育課程が非常に密な状況であり、新たな事業をその中に組み込むということは、これまでも現実的に難しいということ、を学校とも確認しておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 前向きな答弁ありがとうございます。具体的にどのようにアピールするかということでは、例えば、よくほかの町で行われているのは、役場とかに垂れ幕で非核平和のまち宣言っていうのをされているとか、あとこの中身がとても私はいいと思うので、それをこの役場のロビーに掲示するとか、そういうことを検討して見ていただけないかなというふうに思ひます。

あと映画上映については、確かにいろいろ難しいと思ひます。学校でするのが難しければ親子で見れるような、そういう場を作って学校も一緒に宣伝していただけたらいいかなというふう

に考えます。今のニュースを見ながら大人だけでなく、子供たちもどうして世界は平和にならないのかと胸を痛めていることと思います。学校は自分の将来と社会に希望が持てる場であってほしいと思います。この日本の国の憲法が世界に広がれば戦争は起こらないわけですし、このせたな町のような宣言をする国が世界に広がれば、それでもやっぱり戦争はなくなると思います。12日国連でガザの人的危機に対して即時停戦を求める決議案が153カ国の賛成で採択されました。10月には休戦を求める決議、賛成121カ国でした。やっぱりそういう声を世界中で大きく広げていくことが何より大事だと思いますので、そういう形でいろいろ考えて進めていっていただきたいなと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。ただいまの議員の意見も参考にさせていただきながらしっかり検討させていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 学校教育では難しいかもしれませんが、対象を広い範囲として社会教育として考えたいと思いますけども、年間計画もありますし、また地域住民には多様な考えお持ちの方もいると思いますので、映画の選定は慎重に進めなければなりません。内部で検討させていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員の1問目の質問を終わります。

ここで約1時間経ちましたので2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 2問目です。空き缶のリサイクルについて、午前中石原議員の質問もありましたが、重なる部分もありますが、どうしても町長に答弁していただきたいことがありますので質問させていただきます。第2次せたな町総合計画では、ごみを減らす意識を町全体で高めながら分別やリサイクルを促進し、ごみの焼却や埋立てが減るよう努めますとあります。私はどうすればリサイクルを促進できるか考え提案していこうと思っていました。ところが、今は分別したと思っていた缶類が燃えないごみと一緒に衛生センターで処理されているということを知り、怒りとショックを感じています。リサイクルへの意識高揚を図ると、これで意識高揚を図ると言われると、何だか大変ばかにされているような気持ちがします。私は今まで缶は洗って干して、袋に入れて分別をやってきました。私の友人にもそういう人はたくさんいます。今までの分別の努力、手間はムダだったということですよ。正直、騙されていたという気持ちさえあります。そこでピンクの資源ごみ袋は売るべきではないと思います。速やかに町民に周知し、既に町民が

購入したピンクの袋は黄色の袋と同様に燃えないごみとして回収するべきではないでしょうか。午前中の答弁で組合議会に諮るということでしたが、まずせたな町の町長のお考えを聞かせてください。

そして2点目、いつまでに話し合いを持ち正しい措置をとって周知徹底をしていこうと考えているのか答弁をよろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の質問にお答えをさせていただきます。①のリサイクルされずに燃えないごみと処理されているということですが、衛生センターでは破砕処理施設で鉄とアルミに分別してリサイクルしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。そういうことで3番の空き缶のリサイクルできる仕組みづくり、これにつきましても、それぞれのごみ収集場所を設置して仕組みも作っているところがございます、ここにお出しただければというふうに思っているところがございます。これは各町内会で場所の周知もしてございますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思っております。そういったことでリサイクルをされないで燃えないごみとして処理されているので、ピンクの資源ごみ袋は売るべきではありませんとのご質問でございましたが、そういったことでリサイクルされておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○3番（藤谷容子君） すみません、質問に答えていただけてないです。

○議長（平澤 等君） 今ピンクの袋の取扱いですね。

○3番（藤谷容子君） 最初の質問で私は石原議員とダブっているのということで、ちょっと1番の質問はしませんでした通告してましたけども。すみません私はリサイクルされてなかったと思ってましたけども、リサイクルは形は違ってても全くされていなかったということではないとわかりましたけども、私が町長に今質問をしたのは、組合議会に諮るという答弁を午前中にされていましたが、町長のお考えを聞かせてほしいということなんです。今の状態でよしと考えておられるわけじゃないと思いますので、町長のお考えを聞かせてくださいということが1問目で、2問目はいつまでに話し合いを持って、話し合われた内容を周知徹底していくのかということなんです。

○議長（平澤 等君） 町長、これは1回目の質問の答えです。

○町長（高橋貞光君） ルールから言いますと、1問目の質問は通告されているのが1問目の質問でございます。それ以外の質問については2回目の質問ということになりますので、そこはルールでございますから、そういった形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 私のほうから、1回目の質問の中で藤谷議員はピンクの袋についてはというふうなこと述べられてますので、そのことについての考え方を先に町長答えてあげてください。よろしくお願ひします。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。私としては1問目の質問書を拝見いたしまして、答弁を作らせていただきました。1問目の質問ではリサイクルされずに燃えないごみとして処理されてきたのでということです。ピンクの資源ごみ袋は売るべきでありませんといいふうにこれか

らは読み取れます。そういったことでリサイクルされておりますので、ピンクの袋は必要ですよという答弁を差し上げたところでございます。衛生センターとしての考え、町長としてのお考えということもございましたが、あとは午前中の答弁の中で申し上げたとおりでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員、再質問よろしいです。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 午前中の答弁の中で組合議会に諮るということでしたが、そこに諮るにあたって、町長は諮るというふうに考えた根拠がやっぱりあると思うんです。やっぱり今の状態が正常じゃないということはわかっておられると思うんです。これが正常だと思われてたら本当に町民にとっては、もう何なのって許せない状態です。だって本当にそのまま分別されると思って、分けて洗って干して袋に入れてるんですよ、袋をわざわざ買い求めて、ピンクがないからピンクを買いに行かなきゃいけないってわざわざピンクを買いに行くことだってあるわけです。そうやって手間をかけて分別している。それに対して、最終的にリサイクルされてるから、だからピンクのごみ袋も必要なんだっておかしいじゃないですかそんなの。だって黄色い袋に入れてたって最終的には同じなんですよ。だからこの異常さわかっておられると思うんです。もう本当に真面目にリサイクルしてた人たちにとっては許せないことです。なかなか分別が進んでいかないことに対してどうしたらいいんだろうって考えてました。でもこんなことされたら、ここから先進みますか、第2次せたな町総合計画に書いてあるんですよ。分別やリサイクルを促進するって。促進できますか。真面目に本当に促進していこうと思ったら、今の状態、正常じゃないんですから正常にしてくださいよ。正常にするための努力をしてくださいよ。その努力が組合議会なんじゃないんですか。その努力をするにあたって町長はどう考えてるのか。今まで町民の真面目にリサイクルをやってきた町民たちに対して、どんな気持ちを持っておられるのか。私は本当に謝罪をしてほしいと思えます。その今の町長の気持ちを聞かせてください。そしていつまでに話し合いを持って周知徹底していくのかをお知らせください。よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。この赤い袋の缶のリサイクル、それから燃えないごみの黄色袋でのごみと、両方とも燃えないごみであれば缶もアルミも入ってるということになりますので、リサイクルできるものについては、燃えないごみを減らすという意味から、どんどんリサイクルをするという方向で今扱っております。おっしゃるように、せっかく赤い袋で缶の分別をしていただくということにつきましては、本当にリサイクル法の趣旨から大変しっかりと趣旨のとおり努力をされている方が多いというふうに思っております。そこでこの赤い袋を止めるというよりは、むしろ私の個人的な判断としては、町民の皆さんにしっかりと赤い袋に缶とアルミを入れていただくような、そういった方向に啓蒙するのがリサイクル法の趣旨に則っているというふうに考えます。したがってまして議員のご意見も十分持って衛生センター組合、それから衛生センター組合議会とも相談させていただきますが、趣旨はやはりこの容器包装リサイクル法に沿う形で、この町民の皆さんの啓蒙を進めていくというのが前向きな形ではないかというふう

に考えていることで、ご理解いただきたいと思います。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 私も午前中に質問したんですけど、今の町長の答弁からいくと、組合長での立場、町長の立場、今の答弁の中には個人の考え、これが出てきているんです。リサイクル法に則った啓蒙活動、この辺をきちんと整理しないとおかしい答弁になるし、答弁者、質問者も納得しないまま一般質問のルール3回で終わってしまうんです。これ今見てる方々も納得できるような状況じゃないので、その辺の質問の内容、町長の発言これを精査する機会をきちんと議長作るべきだと思うんですけどいかがですか。

○議長（平澤 等君） 承りました。議長として承ったということでございます。まだもう1回質問の権利残ってますけども、含めて藤谷議員、再々質問ございますか。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再々質問をします。分けることがリサイクルをすることではないと思います。私が以前住んでいた大阪の河内長野市では、混ぜればごみ、分ければ資源という言葉がありました。分ければ資源ということで、分けたものについては無料で持って行ってもらいました。だから本当にごみを減らそうと努力をしていました。そしてこの町に来てそれがなかなかうまく進まない周りの人たちも分別は余りしていないということに、どうしたらいいのかなっていうふうに考えていました。しかし今わかりました。町長のお考えが分けることが、どんどんリサイクルをすることなんだと。でも分けたものがその先で一緒にされたら、その分けた意味がないじゃないですか。ムダなことをさせられてるんですよ町民は。もうそのことの異常さに気づいていただきたいなと思います。そうしない限り、この町では分別やリサイクルは促進できないと思います。組合議会に諮るという答弁が午前中ありましたけれども、諮ったからいいというわけではなくて、やっぱりこの異常さを正常に変えるように努力していただきたいなと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。先ほど来申し上げてますように分ける人もいる、分けられない人もいる、一緒になるんだからそれでは分けられないでやったほうがいいという議員のご意見のようでございますが、それではやはりリサイクル法の趣旨から外れるということでございまして、むしろ分ける努力を町民の皆さんに啓蒙をして、スムーズにこのリサイクルが進むようにということが1番いい方法だというふうに私は考えるんですが、これは分けられないほうがいいというふうに考えるんですか。ということで、私としては分けるほうを進めたいというふうに思っております。

○議長（平澤 等君） 私のほうから町長に申し上げます。今、藤谷議員からはピンクの袋と黄色の袋きれいに分別して出しても、最終的にそれが一緒になって処分されるというふうなことに對して、それは分ける意味がないし、またそれに対して町民の方は大変な苦勞されてるというふうなことなので、そここのところの兼ね合いの中で、であれば分けなくてもいいんじゃないですかというふうなことに対する答弁はいただいております。そのことについて分ける意味、そし

と一緒にになってしまうってことを考えた中での町民の目線に立った考え方を示していただかなければ前に進まないと思います。ということで再答弁をお願いします。

○町長（高橋貞光君） 今の黄色い袋、燃えないごみについては場合によっては缶も含まれておりますし、いろいろ資源とならないごみも含まれております。そうした中で黄色い袋にきちんと資源とならない燃えないごみを入れていただけるようにすると、これはもう全てこの資源ごみとして缶類におきましても、プラスチック、ペットボトルにつきましてもリサイクルが可能ということになりますので、それはそういう方向に進めたほうがこのリサイクル法の趣旨に沿うということで、この今、分けられていないところもあるので、分けないほうがいいということでは黄色い袋に全て入れてしまうということではないと、そうではないというふうに思います。

そういう質問じゃなかったですか。

○議長（平澤 等君） 全然的が違う。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問と答弁が全く噛み合っていません。こういうことで答弁が終わるのであれば議員の質問権に著しい障害が発生します。私は会議録精査を求めて、町長答弁が藤谷議員の一般質問に答えていないという実態を明らかにして、再度答弁をさせるように議長に求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時30分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これより答弁調整のため2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時44分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの件でもう少し時間がかかりますので3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどまでの藤谷委員の質問に対し町長に追加答弁を願います。

町長。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまの件につきましては、衛生センター事業に係ることですので、衛生センターに持ち帰って協議をしっかりとさせていただきたいと思います。ということでご理解をいただきます。できるだけ早くさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 一般質問を続けます。

藤谷議員の3問目の質問をいたします。

○3番（藤谷容子君） 北檜山学童保育所の建替えについて質問します。北檜山学童保育所は、入り口の戸が重く、ホールはタイルが剥がれてガムテープで補修され、隙間風や雪が入る状態で寒く、特にトイレは暗く寒いので使用を嫌がる子供もいると聞きました。体調を崩した子供が休める場所もないということです。以前、議会で取上げられ体育館を建て替える前に学童保育所を建て替えるという答弁がありました。学童保育所は、利用している子供たちにとって第2の家庭とも言える、ただいまと帰る場所です。少しでも早く建て替えるべきだと考えますが、どのような計画になっているのかお聞かせください。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

北檜山学童保育所は、教育委員会で管理する青少年センターの施設を活用し、平成10年4月に開設され現在に至っております。ご質問のとおり、施設の老朽化は顕著であることから早急に建て直しが必要であると考えております。令和6年度予算において実施設計業務を予算計上して令和7年度に建替工事を計画するという考えでございますので、ご理解いただきたと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 令和6年で予算を立てていくということで、そこで働いている人たちも子供たちも大変喜ぶのではないかと思います。そこで指導員の意見をしっかりと聞いて建て替えを行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 設計するにあたりまして、これはいろいろとそうした関係の皆さんのご意見も頂戴しながらということになると思います。

○議長（平澤 等君） 続いて藤谷議員の4問目の質問を許します。

○3番（藤谷容子君） 敬老会、敬老祝い品の見直しについて質問いたします。敬老会と敬老祝い品については、様々な意見があり検討され変えてきたことと思いますが、さらに町民の声を聞き見直していただきたいと思います。

1、敬老会の対象年齢が今年は76歳からで年々上がっていくことについて、それでは5年間、新しい人は参加できないと意見が出されていますが、どのようにお考えですか。

2、敬老祝い品が88歳の米寿で5,000円分の商品券、99歳の白寿で1万円分の商品券だということですが、これはもう少し増やすべきではないでしょうか。長寿のお祝いであり、支

えてきた家族に敬意を表するものにもなります。現金と違い商品券は町の経済活性化にも繋がるものですから子供や孫が多い人でも、皆で祝えるような額に変えるよう検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは藤谷議員の1点目のご質問にお答えいたします。

敬老会の対象年齢につきましては、将来的な敬老事業のあり方を検討するため令和3年度に実施したアンケート調査の内容を踏まえまして、議会や各地区の敬老会協力団体にも説明をさせていただきながら、これまでの75歳以上から令和9年度から80歳以上とし、それまでは毎年1歳ずつ引き上げることで方針を決定いたしました。この決定によりまして本年は76歳以上を対象とし実施したところでありますが、敬老会への出席を心待ちにしている方の声や地域からも見直しの意見が寄せられたところであり再度検討を進めてきたところでございます。この検討の結果、来年度以降は対象年齢の引き上げを見合わせることにし、本年同様の76歳以上の方を対象とすることで考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。敬老祝品の交付につきましては、令和4年度、昨年度から事業を開始いたしまして、88歳米寿の方には5,000円分、99歳白寿の方に1万円分の商品券を交付しているところであります。議員おっしゃるとおり町の経済活性化にも繋がることから、その内容を商品券としたところでございます。本事業につきましては、敬老会の在り方について検討を進める中で実施を決定した事業であり、開始後まだ2年ではございますが、お配りさせていただいた方からは大変喜ばれている事業の一つでございます。これは町からの心ばかりのご長寿のお祝いでございますのでご理解をいただきたと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 藤谷議員よろしいですか。

藤谷議員の5問目の質問に移ります。

○3番（藤谷容子君） 道の駅の機能拡充について質問いたします。現在せたな町大成区にある道の駅は、町外の方がトイレをよく利用されていると聞きました。中には札幌からこの道の駅で販売しているせたな町の物を買って求めに来る方もいるようですが、町内の人も行ったことのない人が少なくないと思います。さらに町外の方にせたな町をよく知ってもらい、せたな町の物を購入してもらおう場にしていくとか、また町内の人も利用する、ドライブの目的地にもなる道の駅になればいいと考え次の2点をお聞きします。

1、現在、道の駅機能拡充についてどのようにお考えですか。

2、これは先ほどの質問にもあったので多分ダメだと思うんですけども、道の駅にドッグランがある所が全道に24箇所あるようです。せたな町の道の駅にも検討してみたいかなということですが、よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 藤谷議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅てっくいランド大成は、国土交通省、当時の建設省が平成5年に道の駅登録を開始して

まもなくの平成7年4月に檜山管内で3番目、道内では21番目に登録された道の駅で開設から28年が経過しており、運営体制はせたな観光協会へ管理委託しております。施設機能につきましては、駐車場、トイレ、コインシャワー、EV車用充電設備、多目的ステージが併設されており、施設改修は平成21年度に観光案内所を増築、売店用冷凍ショーケース等を整備、令和4年度には男女トイレの洋式化等の改修を行い利便性の向上を図っております。また売店においての町内特産品等の販売につきましては、ここ数年は年間約500万円前後の売上げで、町外から訪れる方々に、せたな町の特産品等を購入していただいております、町のPRにも繋がっているものと思います。

1つ目のご質問の機能拡充につきましては、ここ数年新たに設置された道の駅と比べますと、時代の変化とともにコンセプトの違いや施設の規模など劣る部分も多々あるかと思いますが、道の駅としての機能は保たれており、現在、管理委託しているせたな観光協会とも相談しながら、売店のレイアウトの変更や商品内容の充実など少しでも集客数が増えるよう工夫しながら現状の施設で当分の間は運営していく考えでございますのでご理解を願いたいと思います。なお今後、大規模な改修が必要となる場合には、管内をはじめ全道各地の道の駅の状況や財源、それから規模等を十分見極めながら検討していきたいと思っております。

2つ目のドッグランにつきましては、議員おっしゃるように道の駅に併設している所もありますが、大湯議員の質問にもお答えしたように公設での設置は難しいと考えておりますので、ご理解いただきたと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷養子議員の一般質問を終わります。

続いて9番、吉田実議員。

9番、吉田実議員。

○9番（吉田 実君） 野生鳥獣の食害について質問いたします。エゾシカ、ヒグマを中心とする野生鳥獣の生息数、被害については年々増加しており、特に檜山管内では2021年度のエゾシカによる食害が2年で6倍の4,800万円となっており、その中でもせたな町内での被害が2,510万円の5割を超えています。21年度檜山管内でシカの捕獲数が最多にも係わらず被害が増えているというのは生息数が想定以上に増えていることを物語っております。また農業者の高齢化により耕作放棄地の増加が重なり農作物被害も今後さらに深刻化になるものと認識しておりますがこのことについての対策をどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 吉田議員のご質問にお答えします。

2021年度の檜山管内のエゾシカ捕獲数につきましては、許可捕獲と狩猟捕獲併せまして549頭、そのうち当町においては191頭、許可187頭、狩猟4頭で議員ご承知のとおり管内で最多となっておりますが、農業被害については2022年度は2,088万7,000円となっており、議員おっしゃいました2021年より比べまして420万円ほど減少しました。このことは町が任命している有害鳥獣捕獲員による銃器やくくりわなでの捕獲、さらには電気柵などの防除策の成果であると感じております。このことからこれからもこうしたこれまで実施してき

た対策を当面継続して様子を見てまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 吉田議員。

○9番（吉田 実君） 再質問させていただきます。今町長が言うように町としても、捕獲等の手厚い対応をしていただひいて、成果を上げていただひいている今というお話をいただきました。何とか農産物被害が減ることは期待をしております。ですが町のホームページを見たところ、せたな町鳥獣被害防止計画に増加傾向にあるエゾシカを中心に、食肉等への有効利用や関連コスト等についての先進事例の情報収集に努めながら、効果的な対策について検討すると書いてありました。まさか捕獲した先ほど町長が191頭と頭数を教えていただきましたけども、そのシカを有効利用していないとは考えにくいのですが、どうでしょうか。ちなみにホームページを見たところ、平成31年、前回のせたな町鳥獣被害防止計画にも同じような内容が記載されてました。これらを含めて今後どうしていきたいか答弁をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 現在、シカ、クマなどの農業被害ばかりでなくて、人への被害というのも大変、今年は大きなニュースとなっております。そういったことから国道におきまして、野生鳥獣対策ということにつきましては、令和6年度については力を入れていくという状況となっております。町としまして、そういったことを受けて最初の質問でありました農作物被害、これらをこれからも減らす努力をしていくということになろうかと思ひます。そこで捕獲された鳥獣の利用と言ひますか、そういった処理についてのご質問でございましたが、これにつきましては、まだ当町におきましては、そういった施設は持ち合わせておりません。捕獲した皆さんこういった方が自主的に処理をしているという状況となっております。ジビエの肉としての処分をするということになると、大変いろいろな規制の中で難しい部分があるわけですが、そういったことについても狩猟の皆さんとよく相談をしてまいりたいというふうと考えておりますことでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 吉田議員。

○9番（吉田 実君） 再々質問させていただきます。私の周りのハンターに聞いたところ捕獲しても食べる以外は、やはり言葉は悪いですけども埋めたり、個人で処理をしているという話を確認しております。理由を聞けば、とどめを刺しても1時間以内でないと処理の仕方がちょっとあるらしいんです。それで1番近いジビエ処理施設、残念ながら森町と聞いております。これでは物理的にシカを獲っても間に合わないという話でございます。それでせたな町にぜひジビエ処理施設があれば捕獲して食肉等に有効利用できるし、今の引き取るハンターとしては所得アップ、お金に変えるわけですから、そういうもののお手伝ひもできるんじゃないかということを含めて考えていただきたい。私ごとですけども、今のシカはトラクターに平気で横に寄ってきます。何なんて言ひますかバカにされてる状況です。それで朝、畑、圃場に行ったら、もう食害で残念ながら、高い肥料、農薬を使ってる物にかかる、もう私も精神的に本当にもう私の血管はち切れるばかりです。町長どうか傷テープをいただきたいと思ひますので、ぜひ次の答弁をよろしくお

願います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。ジビエ等そういった処理につきましては、これは食育の衛生という面からもいろいろと制約があるというふうに向っております。職人の確保ですとか、そういった短時間での解体、こういったものがどうこの解決できるかということも、いろいろ問題がはらんでおりますので、そういったことをハンターの皆さんとよく相談をして検討してまいりたいというふうを考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） これで吉田実議員の質問を終わります。

続いて6番、本多浩議員。

○6番（本多 浩君） それでは一般質問をさせていただきます。質問事項は、ヒグマ対策についてです。クマによる人的被害が増えています。全国で今年4月から11月末までに212人に達しており、道南でも2件報告されております。それも山の中だけでなく人里の田畑や人家周辺、さらに市街地まで出没が相次いでいます。せたな町でも人的被害が危惧されます。過去の悲劇を繰り返さないためにも対策を講じなければなりません。しかしながらヒグマを撃つ技量を持つハンターは高齢化しており、若手の育成が急がれています。その中で以下3点について町長にお伺いします。

1つ目、町長は令和3年第2回定例会において、ハンターを公務員として雇用することについて前向きに検討したいと答弁しました。現時点での進捗状況をお伺いいたします。

2つ目、せたな町は令和6年度北海道のヒグマ対策残雪期の捕獲促進事業春季管理捕獲に参加しますか。また事業概要はどのようになっていますか。

3点目、道内の市町村の大半は地元ハンターにヒグマの駆除、巡回の出動要請をしていますが、出動賃金を北海道労務単価（普通作業員）に準じているが、労力や危険に見合う報酬となっていますか。3点についてお伺いします。よろしくお願います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 本多議員のご質問にお答えします。

1点目のハンター公務員ですが、1名を担当課に配置している状況です。そのほかに3名の町職員にハンターとして協力をいただいているところでございます。

2点目の春期管理捕獲につきましては、町としては実施する予定であります。実施については北檜山有害鳥獣駆除協力会及び瀬棚ハンタークラブと協議してまいります。また事業概要につきましては、人里への出没を抑制及び捕獲従事者の人材育成を図るため、残雪期である2月から5月にかけて銃器による捕獲を実施する内容となっております。これに対して北海道において捕獲を実施する市町村に出動や捕獲に要する経費などの財政支援を予定しています。

3点目につきましては、ヒグマなどの野生鳥獣が人畜、農林水産物等に被害を与えまたは与えると判断した場合や出没、目撃情報があった場合など町からの要請により出動した有害鳥獣捕獲員に出動報償金として、1日あたり19,100円、1時間あたり2,387円を交付しております。

ます。議員ご指摘の労力や危険に見合う報酬となっているかということでございますが、管内の状況を見ますとせたな町の出動報償金は高い状況であることから、出動単価については妥当であると判断しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 本多議員。

○6番（本多 浩君） 1点目の答弁なんですけど、2013年4月にせたな町で人身事故が起きております。ちょうど10年節目の年、また来年11年になるんですけど、どうも発生当時と比較して、ヒグマへの警戒体制というのは後退しているように思われてなりません。特に春季秋季については、警戒態勢を強化して行かれるよう希望しております。先ほどハンターを公務員にという私質問しましたが、なかなか私が思っているような通りには行っていないなと思われまして。ただハンターという相手があることです。この点については、やっぱり猟友会ともこのことについて懇談を重ねていただければと思っております。この件に関しては、町が強い指導力を持って猟友会と懇談していただきたいとそう願っております。

2点目の北海道の事業なんですけど、猟友会とも相談すると言ってますが、この件についてやはりせたな町がやっぱり強力で推進する、事業に参加するという強い意志を示してもらいたいんです。そうすることによって、特に若いハンターの支援を乗り越えるための修練ですとか、鍛錬の場としていただきたいと。その思いを町としても伝えてほしいと願っております。

3点目に町長は、当町は他町村と比べて高い賃金だと言われてますが、私の中ではヒグマの駆除とか、巡回については危険が伴う特殊な作業と理解しています。またハンターは専門資格者であることから普通作業員に準ずるのではなく、例えば特殊作業員に準じた出動賃金とすべきではないでしょうか。再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず捕獲従事者の確保という点でございますが、これはこれまでも鳥獣狩猟の免許、あるいは銃器等の事業を実施しております。随分と確保ができた、事業の成果が見えてきたということでございます。ちなみに現在、捕獲員は35名おまして、平均年齢は76.89歳となっております。これは管内でも随分平均年齢が若いという状況でございます。こうしたことをこれからも進めていながら従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に春季管理捕獲の関係でございますが、これは町としては実施していきたいというふうに答弁を申し上げました。これにつきましては、やはり絶対数の削減、頭数の削減ということが今北海道でも急務とされております。こうしたことから、これに沿って事業を進めてまいりたいということと併せて春季管理捕獲につきましては、やはり技術の伝承ということを進めていかなければならないと。今は高齢化している、高齢のハンターにつきましては少しずつ減ってきておりますので、こうした経験のないハンターが増えてきているということからすると、しっかりそうした技術の伝承も努めていかなければならないというふうに考えているところでございまして、猟友会、駆除協力会としっかりこの辺の相談をしてみたいというふうに考えております。

3つ目出動報償金の関係でございますが、実は管内で1番高いというお話をさせていただきま

した。各町ばらばらでございまして、低いところは本当に低いということでございます。出勤報奨金のほかに捕獲報償金というのもございます。これもせたな町は高いレベルにございます。それから、さらには有害鳥獣捕獲活動報償金、これも北檜山駆除協力会、あるいはせたなハンタークラブこういった団体にしっかり対応してきているところでございます。いずれにしましても、これらの捕獲につきましては、ハンターの皆さんが自分での仕事を持ちながら協力していただいているということでございまして、そうした方々へのしっかりとした対応ということがこれからも求められるというふうに思いますので、そういったことも十分に頭に置きながら対応してまいりたいというふうに考えているところでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 以上で本多浩議員の一般質問を終わります。

続いて5番、横山一康議員。

○5番（横山一康君） せたな町農業の現状認識と地域計画の策定に向けた町の考え方について町長のご所見をお伺いしたいと思います。本年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、地域計画の策定が令和7年3月までに市町村に求められております。この地域計画では、この先5年から10年後の地域の農地を誰が担っていくのか。農地を適切に利用するには、どのような形態が望ましいのかを地域での話し合いを通じ目標地図に整理していくこととなっております。当町の農業構造の現状を見ると、販売農家戸数は2015年の325戸から2020年には278戸と5年で約15%もの減少となっております。また65歳以上の農家の比率は39.2%から42.7%と高齢化が一段と進んでおります。さらに経営規模を見てみますと2015年は15.1ヘクタールだったものが18ヘクタールへと拡大し、家族経営で耕作できる規模の限界に近づきつつあると思っております。活力と魅力あるせたな町の農業や農村を実現するための中長期的な指針として策定した第2期せたな町農業振興ビジョンが本年から動き出しております。その中で、せたな町農業の基本計である水田農業を中心とした家族複合経営が農家戸数の減少や労働力確保が困難なことで崩れつつあることが指摘されております。その対応策の一つとしてこのビジョンでは、地域単位の話合いや組織づくり、このようなものが挙げられております。これらの課題解決には、農家や農業団体、そして行政が連携し地域単位でしっかりと現状認識と議論をしていくことが不可欠だと思います。そのために実効性のある地域計画の策定が必要だと私は考えております。以下の点で町の考え方をお伺いしたいと思います。

①当町の農業の現状認識についてお伺いします。

②地域計画の策定は具体的にどのように進めるのかお伺いします。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 横山議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の当町農業の現状認識につきましては横山議員と同様の認識でありまして、担い手の不足、担い手の高齢化、経営規模の拡大が難しい状況のほか、労働力不足も大きな課題となっております。

2点目の地域計画の策定の具体的な進め方につきましては、今年度内に関係機関や地域農業者を集めての協議の場の設置、協議の開始と同時に農業委員会による目標地図の作成を進め、令和

6年度末までに地域計画の完成、公告を行っていきます。地域計画策定にあたりましては、地域での今後の農地の在り方など話し合いが最も重要と考えているため、町担当職員のほか、JAなどの関係機関にも協力をいただきながら地域での協議をしっかりと進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再質問させていただきます。今、町長の現状認識をお伺いいたしました。私とほぼ同じということではありますが、私先ほどの最初の質問の中で高齢化率ですとか、農家戸数の減少についてお話させていただきましたが、実は分析していくとかなり深刻なんじゃないかなと思います。ちょっと数字たくさん上げさせていただくんですが、町長どうお考えになっておりますか。せたな町の農業、主流をなしているのはどういうものか。町長はおわかりになってると思うんですが、私この質問を考える上で少しいろいろと勉強させていただきました。当町の農業というのは何ととっても、この利別川を利用した水田農業、これが一つの柱、もう一つは、丘陵地、水田とか畑作に余り適さないところを利用した酪農や畜産、このようなものが主流の町、農業形態だということです。それでJAのせたな営農センターで私調べてきたんですが、この営農センターの販売額のうち3分の1ずつが、水田農業が3分の1、酪農、生乳生産で上がってくるものが3分の1、そのほか3分の1が畑作ですとか、施設園芸、肉牛などこのようなもので上げられているというような現状があります。ということは水田農業、そして酪農、生乳生産というものがこの町の3分の2の販売額を出しているということで非常に大事な品目だということをまずおわかりいただきたいと思います。そこでまたちょっと数字になってしまうんですが、この米の作付面積、これ旧若松基幹支店のデータしか今ないんですが北檜山の分は入ってないです。平成30年の場合は550ヘクタール、主食米と加工米とかもろもろの米を合わせて555ヘクタールあったそうです。これが昨年度は531ヘクタールということで約5%の減少ということで、まあまあ何とか頑張ってるなというような状態です。ただ農家の現状は、この同じ時期に76戸あったものが68戸というふうになっているので約1割ぐらゐの減少となっています。さらに、ちょっとこれは米の作況、あと米の値段によっても違うんですが、6億8,800万円あった米の売上げが昨年は5億3,900万円ということで、これはもう2割以上米の力が減ってるということが見てとれます。さらにちょっと長くなって申し訳ないんですが、もう一つの大事な生乳生産、これも若松基幹支店のデータで大変恐縮なんですが、平成30年では8,598トン約ありました。これが昨年では7,720トンということで1割ほど減少しております。この減少を多いと見るか少ないと見るかなかなか微妙なところがあるんですけど、これを若松地区と瀬棚地区で分けてみますと、瀬棚地区は平成30年は4,328トンあったものが、昨年は3,616トンということで、平成30年比べて約83%まで2割近く減少しているというような結果が出ております。これはやはり思っているより農業の実態というのは、高齢化や農家戸数の減少ということで実際販売額ですとか生産量からいってもどんどん下がってきてるというような実態が、このようにデータを見ていけばわかると思うんです。もう一つまたまた数字が多くなって申し訳ないんですが、町のほうで令和3年12月から農業経営者の意向調査というものをやって

おります。これはこの農業振興ビジョンを立てる上で非常に基礎のデータとなるもので、このような調査をやっておりますし、JA農協では組合員意向調査というものを昨年の12月から今年の3月にかけてやっております。これたくさんの設問があるんですが、その中で、この後継者どうですかと、後継者はいるんですかという設問がありました。これ町の調査では何と46%の農家、75戸の農家が後継者はいないと答えておるんです。JAの調査、これちょっと母数が大きいんですが205戸が答えてる中の112戸、56%の方が後継者が今いないんだというような答えをしております。半分位の農家の方が後継者がいないぞと言ってる状態です。もう少しお聞きいただきたいんですが、その中で今後の経営の意向と、さらに突っ込んだ質問がなされてます。これ町の調査で、今後離農したいという経営者の方が何と20戸、令和3年の調査で出ております。またJAの調査ではそのような離農しますかというような設問はないんですが、第三者継承、自分と違う方、血族ではない方に譲ってもいいという方、これ5年以内に譲ってもいいと言ってる方が何と23戸もありました。たくさん数字、私今出させていただきましたが、担い手不足や高齢化と先ほど町長、答弁なさっておりましたが、今もうこのような状況ではない。もう私はお尻に火がついている状況だと認識してギアを1段上げて農業施策というものを打っていかねばいけない時代にもう突入してると思います。先ほど冒頭で申しましたように、米、生乳といったこのせたなの3分の2の販売額を占める農産物が今ジリ貧状態になってきています。そして後継者対策これも大切なことなんですが、まだ画期的な対策が打ち出されていません。このような現状では、私はせたな町の農業がますます先細りしていくこのような危惧があると思います。今、私たくさんの数字を上げさせていただきました。このようなことをお聞きして、町長はせたな町の農業についてどうお考えになるか、再度ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現状の農業分析した様々な課題を聞かせていただきました。まさに私もそのとおりであるというふうに考えております。このままですと農業人口はますます減少傾向という一途をたどるといふふうに危惧をしているところでございます。この状況をいかにして、この減速のスピードを和らげていくか、あるいはV字回復ということにはなりません、どこかで安定した数字に持っていくことができるかという、そういった努力は町としても大きな課題の一つというふうに捉えているところでございます。そういったことでは、これらを打開するための方法の一つとしては、今年の春に合併をいたしました新函館農業協同組合の営農センターの強化による指導もありましょうし、これまでも多様な農業経営を農家の皆さん方がやっておられました。そうした経営力の強化というものも必要でありましょうし、耕作地の基盤の整備というものも当然進めていかなければなりません。こうしたやるべきことをしっかりこれからも進める中で、合わせてこの農業者の技術のレベル、経営等につきましてもレベルを上げていかなければならないという様々な、このことが考えられるというふうに思っております。したがって、これから明るい農村、あるいはこの豊かな農村というものを目標にして、組合員の皆さんはもちろんでありますが、農協などの農業団体、あるいは町、そして当然そればかりでは十分ではございませんので、何と云っても国の農政、あるいは北海道の農政ということも巻

き込みながら将来の食糧基地としての北海道、あるいはせたな町ということをしっかり確保してまいらなければならないというふうに思っているところでございます。議員おっしゃいましたそういった危機感を共有しながらこれからの農業政策をしっかり考えてまいりたいと。午前中にもそういった産業の振興についてのご質問もございました。こういったことも合わせて考えながら地域の農業というものをしっかり支えていかなければならないというふうに感じているところでございます。議員のご質問にありました地域計画につきましても、これまでの人・農地プランを当然基本とすることにもなりますが、当時とはまた少し状況も変わっております。現状に合わせた答弁できる中で、しっかりこれをまとめていって今後の町の農政の基本にしてまいりたいというふうに考えていることで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再々質問させていただきます。ただいま町長から明るい農村を目指す、豊かな農村を目指す。JA合併により指導を強化していく、このような力強いお言葉をいただきました。非常にきれいな言葉で、こういう言葉もう実は私ちょっと聞き飽きたっていうか、明るい農村にしよう、豊かな農村にしよう、これ多分昭和の時代から言われてると思うんです。NHKの番組でそのような番組があったのを記憶してるんですが、そういう時代から言われてるんです。ただ私さっき再質問の際に、かなり細かい数字を述べさせていただきました。このようなことをずっと言っている間に5年でもう15%の方がいなくなっている状況、そしてもう農業を辞めたいという方が20戸ある。これ大変なことなんです。私平成20年から役場、農協と大変協力させていただいて受入れ協議会というのをやっております。それ今8年目になりますけど、その中でまだ8年で2戸しかせたな町に農家として誕生させられてないっていうのが、これ現状なんです。いくら町、農協、そして私たち農家が主体的に頑張ったとしても、なかなかせたなのような地域に来ていただけないというような状況なんです。今も本当に農家も努力してますし、町にも大変な努力してもらってます。農協もそのとおりやっております。それでも8年でたった2件これが現実なんです。そのときに明るい農村にしよう、豊かな農村にしよう、スローガンは大変いいんですけど、やはりもう少しシビアな現状認識をしていかなければいけないと私は思います。農業が衰退した、農業が衰退したとこれもう私耳にたこができるほど聞いてます。けれど様々な施策を打っているけど、なかなかV字回復どころか、並行軌道にも水平軌道にも乗ってこない右肩下がりがずっと続いているというような状態では、もう今までの施策はもしかしたら、言い方きついですけど、的が外れてる可能性があるということをしっかり認識してはいけないのではないかと思います。それで今までの時代とこれからの時代というのは、ちょっと状況が違うんです。今まではパイが結構大きかったんです人数。町長たちの世代というのは、もう分厚くこの町にいます日本国中見てもたくさんいらっしゃいます。これから10年、20年先というのは一気に先細りしていく、パイが急激に小さくなっていく時代にもう入ってるんでその時代に、そこに対応した施策を展開していかないとこれから10年先20年先というのは非常に厳しい時代になるということ。ここをしっかりわかっていたいただきたいというふうに思います。町長だけでなく、私これ役場の職員の方、皆さんにお伝えしておきたいと思うんですが、

これから先5年、10年どう過ごしていくかということ、これから先5年、10年何もしなかったら、その先の10年先、非常に厳しい時代を迎えるということがもう目に見えてますので、この点をしっかり認識を持って、これから施策を立案して行ってほしいとそのように思います。この認識を共有した上で再々質問をさせていただきます。それで地域計画これは策定が義務です。令和6年3月末までにやらなきゃいけない、策定しなければいけないというものであります。そうするとね今から数えると1年3カ月ぐらいしかない、非常にタイトな期間でこれから先のせたなの5年後、10年後、見据えた計画を立てなければいけないというものであります。これいろいろ農林水産省が出している策定マニュアルなんかを見ますと、町の役割というのは、全体計画の調整です。そのほかにJAですとか、土地改良区、そのような関係機関が分野分野の作成を担いながら町が調整していくと。その関係機関の真ん中に地域に住む実際の農家が主役として入ってくる。このようなスケジュールでやっていかなければいけないという計画であります。それでさらに突っ込んだところでは、今回のこの地域計画立てる際に、この話し合いというのが、地域での話し合いというのが非常に大事だよということが謳われてます。それで今までは割と経営主さんだけがそこに参加すればいいというようなことだったんですが、今回のこの地域計画の作成では、経営主の配偶者、さらにはその後継者、後継者の配偶者、いろいろな人が集まってわいわいがやがや、本当に地域の5年後、10年後、その先考えた計画を作って行ってくださいというような仕組みでやってください、このようなことが望ましいよというようにされています。そう考えると、たくさんの人を巻き込んだ計画になっていくと思います。それを1年3カ月で作っていかなければいけない、非常に厳しいものがあるなと思います。それでこれが私やつつけ仕事になったらダメだと思うんです。地域計画が目的化して、地域計画を作らないといろいろな交付金出すとか、補助を受けることができないのでとりあえず作ってしまえばいいやというようなことで作られてしまうと、私はこれは非常によくないことだと思いますので、ぜひこの地域計画をこれからの集落づくり、まちづくり、5年後、10年後のまちづくりを生かした計画にするために、この地域計画をその手段にしてほしいと思います。ただ、今、私理想論ばかり申し上げましたが、農林水産課、今年から新しくなっておりますけど、農林水産課の農業担当の職員、今何人いらっしゃるんでしょうか。私数えてみたら6名、課長を含めて6名だということです。その中では兼務発令の職員もたくさんおられます。今後、今でもかなり忙しい業務を抱えている中で、さらに1年3カ月で地域計画を立てていかなきゃいけない、魂の入った地域計画を立てなければいけない、このようなきにこの人員体制で果たして集落に入ってほかの関係団体を調整しながらやっていけるのかどうか、ここちょっと不安になるところですので、町長ここ、このままの人員体制でこの地域計画を立てていくことができるかどうか、このあたりどうお考えになるか最後にお聞きして質問を終わらせていただきたいと思います。

町長。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず現状の状況についてのご説明がございました。私も現状、大変難しい状況になってきているというそういった感覚を持っております。昔の農業

は、単位面積あたりの所得は非常に高かった。したがって少ない面積でも生活ができたという状況がございました。それに比べて現状の農業経営を見ますと、なかなかこの面積あたり1棟あたりの費用が増えてきて、その分利益率が下がってきているという状況にございます。したがって規模拡大をして、それを埋めるということで今そういった動きが出てきております。そういったこともございまして農家戸数の減少というものは続いているというふうに判断をしております。これをどうして克服していくかということになりますと、地域計画を作って、あるいは農業ビジョンをしっかり作成すると。あるいは農協の振興計画を作るというこういった計画ももちろん大事でございますが、この農協も流通あるいは営農指導という大きな役割を担っている。これをしっかり機能をしていただくと。町も必要な支援をしっかりしなければならない。農業者についても、これは当然、経営者としての資質、能力のレベルアップを上げていかなければならない。どれ一つ欠けても、これはなかなか私たちが期待しているような農業にはならないということがあるというふうに思います。そういったことからそれぞれがそれぞれの役割をしっかり果たすということがこれから重要になってくるものというふうに考えております。そういったことでは、町としても今横山議員がおっしゃいました町の職員体制につきましても、これは必要な体制はしっかり確保していかなければならないということに当然なろうかというふうに思います。こういったことも含めて、これからこういった作業にかかるということでもありますので、しっかり対応していかなければならないと改めて痛感したところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 以上で横山一康議員の一般質問を終わります。

ここで4時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時20分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続いて11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に質問いたします。会計年度任用職員及び委託先職員の処遇改善についてお尋ねします。

①会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給について新年度の実施内容を伺います。

②委託先職員の処遇改善について、少なくとも会計年度任用職員と同等の処遇となるように発注者責任を全うすることを求めます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の1つ目の質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員に対する期末勤勉手当の支給については、期末手当の支給については令和2

年度より支給をしております。なお勤勉手当の支給については、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日から公布され、その中で勤勉手当の支給に係る内容等が示されたことから当町においても施行日の令和6年4月1日よりの支給に向け検討を重ねております。勤勉手当の支給割合については、会計年度任用職員の職制を考慮し、条例に定められている再任用職員の支給月数を基準とし、その100分の75を目安に検討しているところでございます。また支給にあたっては、せたな町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例等の関係条例に係る一部改正が必要となりますことから、令和6年第1回町議会定例会に提案するにあたり今後も遅滞なく準備を進めてまいります。

2点目のご質問にお答えします。委託先職員の処遇改善を求めるとご質問でございますが、委託先の各業者とは、町は業務委託契約を締結し業務を履行していただいております。そのため相手先の職員に係る処遇等については、相手先で労働契約が締結されていると考えますことから、そこに町が介入することはできません。ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給、その基本的な内容が先ほどお示しになりました。歓迎いたします。それで自治法に基づく改正、改善ということではありますが、当町としても会計年度任用職員の処遇改善、町長の裁量権の中でさらなる取り組みを求めておきたいと思っております。それにつきましては、今後の議会の中で逐次、要請してまいりたいと思っておりますので今日はそこまでにとどめておきます。

②であります。今日は委託先職員の処遇改善について少し議論交わしてみたいと思うんです。相手先の問題に介入できませんという答弁は、いろいろ答弁を想定してましたが、その中では1番レベルの低い答弁です。これは発注者責任の放棄なんです。私はそこに現在の高橋町政の大きな問題があるというふうに思っています。発注したあと、その職員がどうなったって私は知りませんよということなんです。そういう答弁をなさったんです。その答弁の内容を答弁された町長自身がよく自覚をしていただきたいと思っております。私は少なくとも委託先職員の処遇というのは、最低であっても会計年度任用職員同等程度の処遇でなければ、これはいい職場環境、労働条件、提供したということにならないと考えます。そうでなければ委託する意味は何なのかということなんです。一つ分かりやすい例で病院事務の問題をここで取り上げてみたいと思うんです。以前申し上げましたときには、会計その他の専門的なトレーニングを受けている職員なので、そういう専門業者に委託するほうがいいんだと、こういうふうにおっしゃいました。だからといって我が町の会計年度任用職員の処遇よりもいいのか、悪いのか。それらの方が今後どういう処遇になっていくのか。そこに十分心配りをしなくてもいいということになりますか町長。わかりやすい例で私申し上げてるんです。特に病院窓口の問題で言いますと、町立病院である以上、医療提供の出発点になるわけです。患者対応、受付対応、それから最終的には支払い実務まで含めて、入り口と出口の1番大事な部分ですから、これは私は民間委託は元来なじまないものだというふうに思っています。専門的トレーニングということ言えば、民間委託やる前だってきちんとされていたはずなんです。民間委託することによって、どういうメリットが町にあるのか、ここは

全く明らかではありません。要するに直接雇用していることの何らかの責任が委託先に転嫁できればそれでいいという程度の理解であるとするならば、これは委託業務自体は止めてしかるべきであります。何のメリットがあるのかということです。やっぱりそこで働いているスタッフの処遇が十分担保されて、患者さんのために生き生きと責任を持って仕事をできる環境を、労働条件面で保証すべきだというふうに思います。そこで発注先のことだから我関せずというこの最も責任感に欠ける答弁というのはぜひ改めていただいて、よく委託先職員の処遇を調査なさって、会計年度職員との差がどの程度のものなのか、改善の余地があるのかないのか。あるとすれば委託料がどうなのか。あるいは委託業者との比率配分がどうなのか、詳細な分析をなさるように特段の要請をしたいと思うんです。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。中身についてはどうも今の時点ではっきり私も理解をすることができませんが、一般的な回答とさせていただきます。この発注者責任であります。発注者が請負人に対して行った注文または指示に過失があり、それが原因で他人に損害を与えた場合に発注者も責任を負うというものでありまして、主に公共工事等に係る建設業において発生する問題であります。先ほども答弁いたしました。そもそも業務委託先では、労働基準法第15条に基づき賃金などの重要項目等を含めた処遇については労働契約を締結しているというふうに考えますことから、町が委託先の職員の処遇等について介入はできないというふうに理解をしているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問で終わろうかなと思っておりましたが、ああいう答弁ですから再々質問せざるを得ません。町長ちょっと責任ないんじゃないですかそれは。町の業務として委託してるんだから、委託先職員がどのような状況かということを実態として把握されるということは発注者としての責任です。労働契約がどうか、建設業がどうか、そういうことを私言ってるんじゃないんです。町固有の業務を民間に委託しても、その業務そのものは町の仕事なんです。地方自治体固有の仕事なんです。その仕事をやっているスタッフが、どのような実態であるかということについて思いをいたすということが行政のトップ、つまり町長の道義的な責任じゃないですか。そんなこと俺は関係ないよと。委託先の勝手だよと、労基法だけ守ってればいいんだと、そういう投げやりな現場のあれこれに責任を持たない態度が民間委託の1番悪いところなんです。元来行政がやらなきゃならない仕事を民間に丸投げするわけですからね。何かあったときには委託を受けた業者の責任だと、町の責任ではないよと。こういうことで逃れるための方策だというのが民間委託の一つの特徴なんです。町長いいですか、聞こえてますか。私は一律に民間委託を止めなさいということをお願いしているのではないんです。委託したらそれで終わりと。あとは知らないよという町長の態度が問題ですよって言うことを言ってるんです。その中には委託先職員の処遇の問題にもきちんと目を届かせて、実態聞くぐらいじゃないですか、どうなってるんだということくらいいいじゃないですか。会計年度任用職員には諸手当支給できるよう

になったんです。今度の自治法改正では、期末勤勉手当まで支給できるようになってるんです。これらと比較できないんですか。年休休暇これもどうなってるかということと比較検討できないんですか。それを聞くくらい発注者ですものやって構わないでしょうよ。私は町長答弁は、そうした最小限可能な、しかもやらなければいけないことに対してまで私は関係ありませんよと。こういう乱暴な答弁を平然と行うその感覚が私は問題だと思うんです。ですから先ほどの答弁は改めていただいて、少なくとも実態について調査してみると、しかるべき調査結果を議会に報告をすると。この点の回答を求めておきたいと思うんです。それで蛇足ではありますが、町長得意の通告外質問だとおっしゃるかもしれませんが答弁は要りません。紹介だけしておきます。全日本教職員組合、いわゆる全協が現業職員部で検討した結果を政府や国会議員に要請した中身があるんです。それは学校用務員や学校給食調理員など学校現業職員の法的身分の確立や正規採用を求めたというです。私は今そこまでは主張しませんよ。しかし日本の雇用関係における非正規雇用、長期にわたる低賃金、30年にわたって日本は成長できない国だと言われておりますけれども、その1番の大本は賃金の問題なんです。その低賃金成長できない国を形作っている大本に非正規雇用の問題があるんです。この問題全体を解決していくことが、労働者全体の処遇改善と日本の経済回復に直接繋がっていくという意味で大乗的な問題提起をしてるんです。ですから委託先の中身にまで俺は入られないと。委託先に対しては介入干渉だと、こういうことではなくて、調査するくらい何の支障もないわけですから、実態を調べることでぐらいなんの差し障りないわけですから、ぜひ雇用条件について調査なさって、しかるべきときに報告を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えを申し上げます。基本的には労使間の問題については、労働基準監督署が整理をするということになるわけですが、議員今おっしゃいましたように、町が管理監督するという権限があるかどうか。これ今手元でわかりませんので、ひとつ勉強させていただきたいというふうに思います。ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私は管理監督すれと言ってるんじゃないです。調査してはいかがですかって言うてんですから、答弁訂正させてください。これダメですよこういう答弁。

○議長（平澤 等君） 町長、再答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） こういった場合に調査できるかどうかも含めまして勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2問目の質問を行う前に一言だけ申し上げておきます。別に管理監督しろという質問じゃないんですよ私の質問は。実態がどうなのか発注者として、発注元として調査をなさってはいかがですかと言ってるんです。発注を拒否する権限は委託先にはないはずで。聞かれたら答えなきゃいけないじゃないですか。仕様書というものを明快に示さなきゃいけない

すから。見え透いた答弁やめてください。

2問目に移りたいと思います。紙の保険証廃止について町長にお尋ねをいたします。

①直近のマイナンバーカード登録者数と登録率、マイナンバー保険証の登録者数と登録率、国保病院及び両診療所別のマイナ保険証の月別利用数と利用率を伺います。

②来年秋のマイナ保険証への一本化について、町長は現時点でどのように判断しているのか伺います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2つ目の質問にお答えをさせていただきます。

せたな町のマイナンバーカードの交付者数は、本年11月末時点で5,424人、交付率は75.9%です。マイナンバー保険証の登録者については、個人で登録されている方もおりますので登録者全体を把握することはできません。ただ役場窓口において手続きをされた方は1,185人です。国保病院及び両診療所のマイナ保険証の月別利用数と利用率についてですが、国保病院では、本年4月308人の利用で22%、5月は323人で23%、6月は312人で21%、7月は363人で25%、8月は412人で26%、9月は268人で20%、10月は372人で25%、4月から10月までの平均利用率は23%でございます。瀬棚診療所では、4月35人で11%、5月58人で17%、6月68人で17%、7月61人で17%、8月58人で14%、9月は33人で10%、10月46人で12%、4月から10月までの平均で14%の利用率です。大成診療所では、4月11人で3%、5月24人で5%、6月14人で3%、7月18人で4%、8月30人で6%、9月23人で5%、10月24人で5%、4月から10月までの平均で5%の使用率となっております。

2点目の質問でございますが、これは国の制度ですから町はそれに沿って執り進めることになるということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。まず順序を逆にいたしまして②から申し上げます。国の制度に沿って進めると。これはそうだと思いますよ。今この作業を地方自治体で職権をもって進めないという法的制度ではありませんからね。私が聞いているのは、そういうことではないんです。町長として来年秋にマイナ保険証を一本化する。このことについて7,000町民の健康と命を預かる首長として、これは妥当だというふうに思っているのか、いやちょっと無理だよというふうに思っているのか、町長ご自身の政策的判断をお示し願いたい。これが私の質問の趣旨なんです。読んで字のごとくであります。現時点で町長は、どのように判断しているのか伺いますと。行政手続きについて言ってるんじゃないです。行政手続は、マイナカードに対する政策判断、政治判断がどうであれ粛々と進めなきゃいけないと。こういうことを聞いているんじゃないです。まずここは改めてお尋ねしておきたいと思います。それでその質問と関連するんですが、カードの取得率が75.9%ですか。メモは全部しましたけども、あとで資料で出してもらえませんか。間違ったメモであれば大変なので、ぜひペーパーで出していただきたいと思います。

す。カードは5,424人で75.9%ですね。マイナ保険証の登録は町が把握できる範囲の中では1,185人ということです。これで来年秋に一本化するんだと、首相、改めて表明してましたよね。予定どおり現行の健康保険証の発行を来年秋に終了する。これは岸田首相が会見で第5回会合で出した結論なんです。相当無理があるというふうには思いませんか、町長どうですか。カード全体の申請率が75.9%、マイナカード保険証、これは1,285人、なおかつ来年秋に強行するということについて町長可能だと思ってますか。そこを伺っておきたいと思います。そうすると町長はこういう答弁されると思うんです。いや1年間猶予することになったよと。こういう答弁をおっしゃると思います。それからマイナカード、あるいはマイナ保険証を登録していない人には資格確認書を発行して受診できるようにするよと。問題ないよっていう答弁なさると思うんです。私は先に言うておきます。それで解決できるような状態じゃないです。だからそういう答弁はなさらないでください。もう先に言うておきますから。保団連が、保団連というのは全国保健団体連合会というところではありますが、12日の午後に結果公表やってるんです。何の結果かといいますと、会員に対するアンケート調査をやってるんです。その中身を紹介いたしますが、会員1,000医療機関のうち過半数の575機関で10月以降もマイナンバーカードを保険証として利用するマイナ保険証のトラブルが起きてると。1,000のうち575ですよ。半分以上でトラブル起きてるっていうんです。これは大変なことです。政府は総点検やりました、11月末で終わったんですが、総点検前とトラブルは変わらないと言ってるんです。マイナ保険証ではトラブルが必ず起き、国民の医療へのアクセス権が保証できない。紙の保険証を残すしかない。こう言ってるんです。私はマイナ保険証を希望する方はどうぞおやりくださいと。それは何の問題もないわけです。しかし政府がマイナ保険証を取得していない人を対象にして現行保険証、紙の保険証を来年でペケにするんだと、これが問題だと思うんです。やり過ぎだと思いませんか。いや1年間は猶予するんだ。資格確認書を出すんだとこういう言い方なんでしょけれども、1年後はダメになるわけです。資格確認書だって1回出したらそれで終わりでないでしょ。必ず更新手続きをとらなくちゃいけないわけですから、だとすれば現行保険証は1回出せばずっと使える状況が、資格条件が変わらなければ、なんで便利なものをわざわざ不自由な物のほうに変えなくちゃいけないんですか。7,000町民のトップとして町民がそれで喜ぶと、それで幸せになると町長お考えですか。普通の判断をなさるときに、どうなのかっていうことを私は伺っておきたいと思うんです。重ねて申し上げますけれども、行政手続き粛々と進めるのは当然です。そんなこと聞いてません私は。町長は正直どう思ってるんだと、当たり前だと、これでいいんだというふうに思ってるのか。国でそういうけれどもこれは無理だよなど、入らない人にとっては強制みたいなもんだよなどというふうにお考えになっているのかどうか、そこのところをいま1度お尋ねしておきたいと思います。答弁によっては再々質問やるかもしれません。

以上です。

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。菅原議員の2問目の一般質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思しますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

時間を延長することに決しました。終わらなかった場合です。

それでは町長の2回目の答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。先に答弁をされてしまいましたので、それは繰り返さないようにいたします。それで私の判断ですが、これは国の制度と、制度の改正ということで決められたものでございますので、これは私として、首長としてはこのとおりに進めなければならないという私の判断をしているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 定刻に終わるように簡単に再々質問1点だけしておきます。行政手続きについて私は聞いているんじゃないです、何回も言いますが。7,000市民のトップとして心底これが妥当かどうか、町長自身の受け止め方を伺いたいと言ってるんです。答弁なさいませんでしたがね。最後までおそらく答弁しないんだと思うんです。あえて再々質問を伺います。紹介したいのは12月13日の北海道新聞記事、この記事の中に中央大学の宮下教授、これは情報法の教授であります。談話が載ってるんです。これを紹介して再々質問に変えたいと思います。マイナンバー法では漏えいなどが100件を超えると重大事態となる。マイナンバー総点検では、健康保険証や障害者手帳、精神通院医療など5項目で100件を超えたと、いずれも特に慎重に扱うべき情報で軽視してはならない。政府はマイナンバーカードの利用拡大を急がず、国民の信頼を得ながら進める必要があるとの教訓になった。紐づけ誤りを自動検知する仕組みなどの再発防止策はマイナンバー制度の導入と同時に検討すべきだと。これ全文省略しないで読み上げました。良識ある各方面の識者は急ぎ過ぎだということを一様に指摘してるんです。マイナンバー法は加入は任意なんです。この任意制度ではなかなか進まないという実態があったんで、いろいろな点数を付けて、商品券出したり、いろいろな点数を付与したり、最後は保険証を廃止してマイナカード1本にするから入りなさいと、こういう強制力を働かせるということまでいよいよ来たのかなと私は思っています。町長もう1回聞きますが、個人としてこれが妥当だと思っているのかどうか、最後にご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。いろいろな考え方の方がいるというふうには思っておりますが、医療のデジタル化が必要だという意見では、これは医療の現場は人手不足が深刻ですと。サービスを維持するためにはデジタル化を進めなければなりません。マイナカードを持っていない人には資格確認書を発行することになりました。健康保険証を廃止しても大きな混乱は起きないだろうというこうしたこの意見もでございます。そうした様々な意見を国は聞いてこうした方向性を打ち出したものというふうに判断をしているところでございます。町としては、この私の意見が通るような話ではございませんので、これはこの国の制度に沿って進めていかなければならないと個人的には判断しているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の2問目の一般質問を終わります。

◎延会宣告

○議長（平澤 等君）

お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の一般質問については明日行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じることに決しました。なお会議は明日10時に一般質問を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

延会 午後4時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月5日

議 長 平 澤 等

署名議員 吉 田 実

署名議員 大 湯 圓 郷

令和5年第4回せたな町議会定例会 第2号

令和5年12月15日（金曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 一般質問
- 2 議案第12号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第13号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第1号 令和5年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第2号 令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第3号 令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第4号 令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第5号 令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第6号 令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第7号 令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第8号 令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第9号 令和5年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第10号 令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第11号 令和5年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第14号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- 17 議案第15号 せたな町総合福祉センター条例等の一部を改正する条例について
- 18 議案第16号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第17号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第18号 せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例について
- 21 議案第19号 せたな町下水道事業の設置等に関する条例について
- 22 議案第20号 せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例及びせたな町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 23 議案第21号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
（第2号の追加1）
 - 1 会期延長

○出席議員（12名）

1番 石原広務君

2番 梶田道廣君

3番 藤谷容子君	4番 福島豊君
5番 横山一康君	6番 本多浩君
7番 真柄克紀君	8番 熊野主税君
9番 吉田実君	10番 大湯圓郷君
11番 菅原義幸君	12番 平澤等君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小板橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	高橋純君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	増田和彦君
農林水産課長	吉田有哉君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	杉村彰君
国保病院事務局長	西村晋悟君
総務課長補佐	中山康春君
まちづくり推進課長補佐	奥村大樹君
財政課長補佐	小林和仁君
税務課長補佐	長内解人君
町民児童課長補佐	黒澤美知子君
認定こども園副園長	本田和矢君

保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	水	野	万	寿	夫
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農林水産課長補佐	藤	井	卓	也	君
農林水産課長補佐	井	村	裕	行	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進課主幹	斉	藤	哲	章	君
財政課主幹	稲	船	洋	志	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	三	浦	三	津	枝
町民児童課主幹	山	川	彩	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農林水産課主幹	斉	藤		真	君
農林水産課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	吉	田	一	也	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
出納室主幹	竹	内	亜	希	子
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
防災係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君
広報統計係長	西	田	幸	恵	君
商工労働観光係長	山	崎	英	人	君
環境衛生係長	山	原		宰	君
農政係長	栗	城	惇	史	君
農業係長	北	山	典	孝	君
農業係長	池	田	裕	之	君
水道係長	竹	内	佑	輔	君
庶務係長	大	庭		啓	君

《瀬棚支所》

支 所 長	河 原 泰 平 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西 田 良 子 君
次 長	栗 谷 一 樹 君
瀬 棚 保 育 所 長	水 野 真 里 子 君
福 祉 係 長	稲 船 奈 穂 子 君

《大成支所》

支 所 長	中 川 讓 君
大 成 保 育 園 長	浜 高 あ け み 君
事 務 係 長	村 井 貴 大 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	古 畑 英 規 君
次 長	山 本 亨 君
次 長	尾 野 真 也 君
主 幹	藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長	伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 優 君
次 長	佐 々 木 正 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	中 山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	上 野 朋 広 君
次 長	松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	上 野 朋 広 君
次 長	松 原 孝 樹 君
主 事	大 辻 省 吾 君

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達しております。定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員の3問目の一般質問から行います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に3問目の質問を行います。高齢者支援についてであります。

①今年10月16日の道新、トップに聞くの報道で町長は、高齢者が買い物や通院で不便が生じないように努力するとしています。どのように努力したのか伺います。

②新年度でハイヤーチケット交付事業を実施することを求めます。

③横山議員が提起し、藤谷議員も求めている加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成について新年度で実施すべきではありませんか。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目の質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者が買い物や通院で不便が生じないように努力する件につきましては、これまで北檜山太櫓線、瀬棚須築線、檜山海岸線の3路線についてデマンド化をして大変多くの町民に利用されております。今後につきましても、交通空白地域のデマンド化を進め町民が利用しやすい交通環境の整備、これに努力してまいりたいと考えております。

2点目の新年度でハイヤーチケット交付事業を、とのことでありますが、これまでの一般質問でもお答えいたしておりますが、令和6年度につきましては町といたしまして、ハイヤーチケットの交付事業の実施については予定しておりません。

3点目の加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成であります。6月定例会で藤谷議員の一般質問でもお答えいたしましたとおり、令和6年度の助成制度実施については予定してございませんことをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。想定内の答弁だと申し上げざるを得ません。何の主体性もなければ、高齢者に対する思いやりもない。にべもない答弁じゃありませんか。あえて北海道新聞記事紹介させていただきますが、10月16日12ページで朝刊であります。記事の1番最後の部分であります。こういうふうに言っているんです。高齢者が買物や病院へ通院

するのに、なるべく不便が生じないように行政として努力しますと。こうおっしゃっているんです。デマンドバスも結構です。通院バスも結構です。私1番申し上げておりますのは、高度障害を持つての方に対するハイヤーチケット支援事業これは喜ばれておりますが、1つは枚数がもう少し多くなれないかという声を頂戴しております。これとは別に、やはり町の中に住んでいる高齢者が、これは北檜山区そうですよ、瀬棚区もそうなんですが、デマンドバスの利用しようがありませんよね。通院バスも利用しようがないんです。そういう人たちから、せめてハイヤーチケット支援事業があれば大変ありがたいという声がかき起きているので、この声にきちんと答えてくださいよということをお願いしております。それは買物、通院これ町長がおっしゃっていることと100%重なるんです。なるべく不便が生じないように行政として努力するのであれば、新聞報道どおり努力をしていただけませんか。多くの高齢者は期待をしております。

次に加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成であります。令和6年度何でやらないんですか。その理由をきちんと述べてください。ただ一方的にやりませんって高飛車に高いところからおっしゃるっていうのは、それは二元性に反しますからね。町長は行政執行権持って直接選挙で選ばれているでしょうけれども、私たちも町民の代弁者として直接選挙で選ばれているんですよ。それで住民が求める声を議場を出して町長の耳に届けると。もって実施を求めるということになりますから、住民の声にしっかり耳を傾けて誠意を持ってやってもらいたいと思うんですよ。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。町民の足の確保につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、このデマンド化を急がなければならないというふうに感じております。精力的にこういったことを進めて、1日も早く町民が利用しやすい交通環境の整備に努めてまいります。

それから補聴器の関係でございますが、これは国でも障害者手帳をとという形で事業を持ってございます。したがって、この耳鼻科診断をしていただいて、これに対応になるかどうか、またあるいはケースによっては治療によってこの改善をするということもあるというふうに思います。こういったことでぜひお願いしたいというふうに思っております。私としましても、こういった部分につきましては、いろいろ町としてこのサービスを向上すると、支援を大きくしていかなければならないというふうには常々考えているところでございますが、参考までに申し上げますと、令和6年度の予算につきましても現在のところ、これは経常経費や投資的経費こういったものが相当増えております。物価高騰にも起因するものでございますが、こういったことで現在のところ新年度予算につきましては11億円オーバーということでございます。これからこれらについて担当課、財政と真剣にこの調整をしていかなければならないという状況でございますので、あれもこれもできるという状況ではないということは一つご理解をいただきたいというふうに思っております。そういったことで急ぐもの、あれかこれかを見極めながらしっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。決まり文句の答弁ですよね。予算窮屈だから計上しないと。そういいながら毎年2億、3億余してるじゃありませんか。要するに町長の政治姿勢の問題なんです。町長自身が高齢者対策についてどこまで重要性を認識し、愛情を持って対策しようとしているかということのバロメーターなんですよこれは。もう一遍言いますよ。高齢者が買物や病院へ通院するのに、なるべく不便が生じないように行政として対応します。ハイヤーチケットの助成事業は、これはレベルによりますよ予算どれくらいかかるのか。年間12枚か24枚か。あるいは合併前瀬棚町がやっていたように、これは道費補助も入っておりますけれども、48枚なのか、一遍積算してみてくださいよ。ただ頭から今11億ほどオーバーしてるから、こっちの予算切るんだって言われても私は信用できないんです。いつもそういう言い方ですから、結果として決算のときになれば余ってる訳です。だから町長の答弁、偽りだというふうに私は思ってるんです。逃げと誤魔化しの答弁だというふうに判断せざるを得ないんです。ですから一定の仮定条件をセットしてみて、これは算出の仕方いろいろあるでしょうけれども、どういう基準でどういう枚数までやれば、どういう予算が必要なのか。これ担当課に検討させてみてください。その上で金額いくらっていうのがわかれば、その年度の私は補正でもいいと思いますよ。補正というのは本来あり得ないんですがね。年度当初予算に私は盛り込んでほしいと思うんですが、そういう詰めを町長やってみてくださいよ。そしてかくかくしかじかでこうだって言うんなら、それは納得しようもあるのかなと思います。その作業を詰めないでやりませんって、今年もダメですって、そういう木で鼻括ったような答弁やめてくださいよ。これは強く申し上げておきます。積算をするかしないかということについてしっかりお答えください。

それから補聴器の問題も同様です。これは横山議員からの情報ですから正直申し上げておきますが、いやいいでしょ。アバウトだそうですが瀬棚線、つまり長万部町、今金、せたなというラインの中で補聴器を装着しているであろうという想定数値ですね。これが200人から300人程度だという情報を頂戴しております。あくまでも推定数字として受け止めていただきたいと思います。補聴器も安いものから高いものまでいろいろありますけれども、私は高齢者の多くの方は年金生活だと思います。だから補助金があればよりレベルの高いもの、あるいは片耳で我慢しているものを両耳にするもの。いろいろメリットが出てくると思うんです。何よりも町長強調したいのが、耳が聞こえなくなることによって、不自由になることによって人との会話、あるいは外出、億劫になってくるんです。したがって閉じこもりがちになると。その結果なにになるかという認知症等々の進みも速くなってるんです。足腰動かなくなるということがあるんです。だから町長、単に補聴器の助成云々ということで考えないで、高齢者の生活全般の長寿命化、健全化を図るというグローバルな視野に立って政策判断をぜひお願いしたいと思うんです。これは全国的に進んできてるんです。北海道でまだまだ進んでないから我が町もやらないとこういうのではなくて、北海道でまだまだやってないからこそ先進的に政策に取り入れたらいいんじゃないですか。私はあえて言いますが、学校給食、これ北海道中やりましたが、やりましたか町長導入したときに、私は先べん切ったと思います。今全国的にこの学校給食の導入っていうのは非常に大きな地方政治をめぐる熱い争点の一つになっているんです。それから18歳までの医療費の無

料化です。これもそうなんです。全国的には先べんつけたほうだと思います。それじゃ補聴器は何であとから皆がやったあと遅れて付いていかなきゃなんないんですか。これもいろいろな条件設定ありますけれども、仮定の条件いくつか設定してみて、そこで予算がどれくらいかかるのかということを担当課に積算させてみてください。その結果どうなるかっていうことは判断すればいいわけですから、これは質疑を無駄にしないために再々質問を行いますので、生きた形の答弁を頂戴したいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。議員の考えよくお聞かせをいただきました。その上で、タクシーチケットの予算、補聴器の予算をしっかりとどのぐらいの予算が必要かということでございますので、この点につきましては、もう一度、担当課で確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 予算化しないってということから検討するということでは一步前進だと思えますが、検討だけで終わらせないでいただきたいと思えます。

それで4問目に入ります。リフォーム助成事業の延長とエアコン設置費助成について町長にお尋ねいたします。リフォーム助成事業におけるエアコンの設置実績と町内全戸のエアコン普及率を伺います。

②事業者からもリフォーム助成事業の延長を求める声が出てきていますので、再延長を求めます。

③リフォーム助成事業とは別にエアコン設置費助成事業の導入を求めます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4点目の質問にお答えをさせていただきます。

1つ目のリフォーム助成事業を活用したエアコンの設置実績につきましては、令和3年度4件、令和4年度2件、令和5年度3件、合計9件となっています。町内のエアコンの普及率につきましては、調査しておりませんので正確な件数は把握できておりません。

2点目のリフォーム助成事業の延長につきましては、これは当初令和3年度から令和4年度までの2年間を予定しておりましたが、給湯設備や建築資材の品薄などの理由によりましてリフォーム工事が進まない事業者がいたことから令和5年度までの1年間延長させていただきました。多くの町民に活用され、コロナ禍における事業者支援の目的が達成されたと判断いたしまして今年度をもって終了することにいたします。

3点目のエアコン設置助成事業につきましては、これは現在、公共施設を先行させていただいているところでございますが、こうしたことがまだ新年度も続きますのでこれらについては考えておりませんということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。リフォーム助成費におけるエアコンの設置実績、3年間で合計9件ということです。ですから件数としては少ないわけです。これは確認できました。町内全戸のエアコン普及数、普及率を伺いましたところ、件数わかりませんということなんです。だけど町長前回の議会で何と答えましたか。何と答えましたか。相当数普及しているものと思うとあなたおっしゃったんです。私が聞いたら通告外だから答えない。ルールを守ってくれて、随分高飛車な態度でしたよね。要するに答弁できなかつたんでしょ、あの時ね。調べもしないで相当普及してるという無責任な答弁したもんだから、通告外質問だと言って答弁を一時交わしたということにすぎないわけです。よくないと思いますよ私はね。それで相当普及しているという状況ではないと思います。しかし相当程度必要だという状況であることは間違いないと思うんです。これは認識一致できますでしょう。地球温暖化あるいは地球沸騰化という地球環境の変化による新しい地域要求なんです。これまで北海道では、こうしたことは余り必要性としては提起されてこなかったんです。しかし沖縄よりも北海道の気温のほうが高い日があるところまで過去あったわけですから、当然にして公的施設のみならず、個人的な施設でもエアコン導入が必要な時代にいよいよ突入したというふうに私は思うんです。古い昔の時代には三種の神器といいまして、これとこれが生活必需品だというのがありましたけども。今ややっぱりエアコンは一般の住宅でも押しなべて必要になってる時代だと私は思います。うちわや扇風機の時代じゃないです。そういったしますと今の時代に即応した現代にマッチした政策的支援策というのがあっても決して悪くないと思うんです。町長はこういう答弁なされているんです。今まで支援策を施していなかったのに新規に導入すると差別になると、こういうこともおっしゃってました。これはやっぱりまずい答弁だと思います。その論法が正論であるとするならば、どんな政策だって差別政策になりますよ。新しい政策導入した以降の状況と導入する以前の状況と明らかに差があるわけですから、だからそういう理由をもって新規政策の必要な最小限の導入を断るとするのは私はいかがかだと思います。問題は、町長がどれほどエアコン設置が今、住民にとって必要なものであるのかということの理解です。ここに問題があると思います。そこにきちんとした理解をしていただくなれば、何らかの形のエアコン設置の導入というのは検討されてしかるべきだと思うんです。やりませんとこう言うでしょ。それが自分の特権みたいな言い方なさらなくて、社会的に地域的に必要性があって提起してるわけですから、前回だってあれだけの方がエアコンの問題取り上げました。公的施設だけじゃなくて民間の住宅も必要でありますから、これはぜひご検討をお願いしたいと思います。これは①、③を合わせてお尋ねをいたしました。

次に②のリフォーム助成事業の延長の問題なんですが、私具体的にはっきり言いますが、ある塗装業者から菅原さんとても注文多くて応じきれないですと。こういう相談秋口に受けたんです。町長もおそらく知ってる方だと思いますが、どういうことですかって言ったら、やっぱり件数が多いので、これは喜ばしいことなんでしょうけど、件数が多いんでどうしても寒さの時期にもかかるし、翌年度に持ち越す案件もあるようです。寒さの時期に入ると塗装業者にとっては仕上げの上であまりいい環境ではないようなんです。雪も降ってくることもあるでしょうし、寒さで塗装自体ができ上がりあまりよくないということもあるんだそうです。それで要請を受け

たことは、これ来年以降もぜひやってもらいたい。そうするとまだまだこの制度を延長することによって、制度に乗っかりたいという人はいるし、私たち業者も助かるんだという話です。これは塗装業者です。しかし他の業種においても多かれ少なかれ同じだと思います。町長、私町長に申し上げたいのは、単発で年度を切って支援策を行うと。これはお止めになったほうがいいと思います。チャレンジ制度そうでしょう、ぱっくり3年で切ったんです。3年間で基礎的な整備、農業、商業、漁業、全部やるってことはありません。必ず更新していくわけですから、ローリングするわけです。そこに進んでいくに従って必要な投資というものが出てきて、そこに適宜チャレンジ事業という補助制度があれば無理なく乗っていけるということなんです。遮二無二その3年間で何が何でもやってしまわなきゃならないということには無理があるんです。他の政策についても特定の年度だけ集中してっていうのは私はお止めになったほうがいいと思います。いろいろな条件で、その年度にリフォームできない方もいるわけですから、だから俺はリフォームやってやったんだ、建築業者の仕事増えたんだ、こうなんだって町長随分おっしゃいますが、おっしゃることは結構ですよ。しかし特定の時期にだけ集中させてもう需要は無くなったんだという判断は私は違うと思います。ですからこれもそうした地域要望があり、高橋町長の政策として評価されてるわけですから、ぜひ続けてみたらどうですか。それを続けることによって町長よく言うように町財政の構成が根本からダメになるというようなものではないと思うんです。要求が需要が少なくなってきてるっていうのであれば、それは少ない予算でも済むわけですから、ずっとその制度を持続させていけばいいんじゃないですか。もう一つだけ申し上げますが、特定の時期だけやってプツッと止めてしまうということになったら、町長おっしゃるように差別なんです。それ以前の人には支援ゼロ、期間が切れたあとの人に対しても支援ゼロ、究極の差別でしょ。ご自身おっしゃってることにおかしいなというふうに気がつかないほうが、それこそおかしいと思いますよ私は。そういうと町長は腹立てて、そんなこと言うたら俺やりたくなくなるんだと言うかもしれませんが、これはそういう気持ちで受け止めるんじゃなくて、やっぱり地域に要求があり、そういう要望が具体的に出されている以上、これ予算そんなに措置取らなくても、ずっと続けていけば、いわゆる現実的な範囲の中で進めていける金額で収まるのかなと私は思うんです。ですからぜひ打ち切りにしないで、制度として恒常化するという程度の判断はお願いしたいと思います。お願いというよりも検討していただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まずエアコンの関係でございますが、これは議員ご承知のように、今年度につきましては学校への整備ということで補正をさせていただきました。新年度につきましては人の集まる公共施設これをまずやらせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それからリフォーム事業ですが、リフォーム事業につきましては、おっしゃることはよくわかります。しかし一つを、全てをやるということにつきましては、これは到底町の財源で補うものではございませんので、町といたしましては、それぞれ状況に応じて、対応してリフォーム事業

であるとか、あるいはこの産業振興のためのチャレンジ事業等をやってきております。これを1度に全部やるということは無理だということは議員もおわかりのことというふうに思います。ただこのリフォーム事業につきましては、もう少し建設協会等の役割といいますか、これをもう少し入れればよかったなど。議員おっしゃるように確かに仕事を多く抱えている。あるいは少ないという状況が事業者間でございますので、こういったことについての協力体制と、業者同士の協力体制というのがあればこういったこともなかったのかなという反省をしているところでございます。次の機会にこうしたこともしっかりと進めながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れもありますが、3回目の質問として展開したいと思います。町長、毎年2億、3億余っているんです一般会計、小さい切実な要求はバサバサ切って、私言いたくありませんけど、農協の事務所の整備予算これ1億4,000万ポーンと付けるでしょ。つける狙いも私はわからなくはありませんよ。ははあこういうことで町長は付けたんだなど。それも一つの判断でしょ。財源あるんです。問題は住民の立場に立って、しっかりした政策を打つかどうかという町長自身の政治姿勢の問題なんです。これはつきり申し上げておきます。町長がやる気がないって言うんなら、私はその業者に返事は返しますよ。一生懸命提言してみたけれどもやる気ないわと。私の力も不足だけれども、町長のやる気も大変不足しておりますという返事をせざるを得ません。しかし全て町長の答弁は財源問題に希釈させてるわけです。60数億の全体的な基金、剰余金持っているんです。毎年2億から3億余しているんです。置き去りにされているのは極めて切実な住民の要求なんです。これは高橋町政の最大の欠点だと。これは今後は是正される必要があるということを私は強調しておきたいと思います。それからこれは返事きちんとくださいよ今の点ね。それからもう一つ申し上げておきたいのは、エアコン設置の問題については、これぜひ検討されたほうがいいと思います。これからもう暑い夏がないっていうんならいいでしょうけれども、今の地球環境の状況からいうと継続されていくのかなと思います。来年の夏、再来年の夏経験すればわかるんですが、そのときにやっぱり時代の進歩発展に伴って、環境の変化に伴って必須の設備になるということであるとすれば、そこに誠意を持って目を向けて補助金援助の政策判断をするということがあっていいと思うんです。これはリフォームの助成事業の問題とは別ですから。リフォームとワンセットの中でエアコン設置も計上していく、対象になるということではないです。エアコンだけですとリフォーム事業の対象にこれはならんと金額的に言って。ですから独自に町長、金額、幾らでもいいとは言いませんが、町はよく考えてくれてるなど、一つそこに利用するという考え方判断してみようかという情を示すべきだと思うんです。これは30万というリフォームの区切りであれば、単品で付けようとするれば相当程度跳ねられてしまうわけですから、エアコン単品設置にエアコンの設置単価にふさわしい補助基準を設けて、これは財政そんなに痛めるわけじゃないです。そういうことも真剣に検討していただきたいと思うんです。町長言っときますが、我が町は高齢者の町なんです。地域全体50%を超えて限界集落になると思います。いずれ遠くないし将来に。だから本当に住民が住みやすい環境を作る上で、あらゆる

方面に心を砕いているという優しさ示してくださいよ。金がない金がないって言って、毎年大きな剰余金出しておいて、あれもこれも全部できませんなんて言って、出されている切実な要求あれもこれも切っていくということについては、これは納得できないし、理解をお願いしたいとさっき言われましたけれども、到底理解できるようなものではないです。答弁も大体予想できますけれども、3月議会で、あるいは予算委員会でさらに続けるということをお願いしておいて終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。あまりこの行政サービスが進んでないというふうを受け止めましたが、しかし合併時に比べまして相当せたな町本庁の行政サービスは前進したということは、町民の皆さんにも実感していただいているところでございます。その上でこれは町財政と相談をしながらこの予算編成を行っているということで、どうしても行政のやるべきこと、あるいは町民の皆さん個々でやるべきこと、これをしっかり仕分をしながら政策的な行政サービスの向上ということに努めていかなければならないというふうに考えております。いろいろなことでまだまだ余裕があるんじゃないかというようなこのご指摘でございました。そういったことも私たち十分に、これからも予定されている様々な大規模の公共施設整備というものも抱えておりますので、こうした事業への関係、それから町民の皆さん方に対する行政サービスの向上といったものを、バランスをとりながら持続可能な行財政運営をしていかなければならないというふうに考えているところでございまして、この辺につきましても、ご理解をいただかなければならないと。しかし様々な議員の皆さんから今回もこうしたご意見を頂戴しております。そうした中で、できるものからしっかり対応していくというもちろんそういう責任もございまして、それについても、これからの今年、新年度できなくても次の年、あるいはその次の年ということでそういったことで着々と整備を進めてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは5問目に入ります。これも町長であります。本年10月5日、6日の暴風による定置網被害の救援策について詳細に伺います。

②支援を全くしないのであれば、本年度において上ノ国町並みの漁網漁具補助制度の導入もしくは新チャレンジ事業の導入を求めたいと思います。

③ウニ漁の振興策として、種苗生産、中間育成施設建設の検討と、地まきや漁港の高度利活用、海中造林等の推進を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは5問目になります。お答えをいたします。

1つ目の本年10月5日から6日にかけての暴風については、7メートルの高さが想定される大時化となりました。定置網の損害として3,890万円の被害が報告されております。議員ご質問の救援策については、今回の災害については、漁業者も手網を上げ、身網を沈めるなどの時

化対策を採った上での被害となったことから原状復旧の支援が必要と捉え制度を構築する考えでありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

②につきましては、支援をすることから割愛をさせていただきます。

③ウニ漁の振興策についての施設建設の検討については、檜山地区水産技術普及指導所が瀬棚地区で行ったウニの資源調査によりますと、北部で小型個体の過密状況が見受けられ採取や間引きなどで改善の余地があると、改善の必要があるということや高密度に伴う海藻とのバランスも重要なことから既存資源を十分に活用することが最良と判断されておりますので、建設については考えておりません。また地まきや漁港の高度利活用、海中造林の推進につきましては漁業者並びにひやま漁協等関係機関と相談しながら、これまで同様、既存事業を継続してまいりたいということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問でやりましょうか。答弁漏れにしましょうか。

○議長（平澤 等君） 再質問にしてください。

○11番（菅原義幸君） 私の質問は救援策について詳細に伺いたいと、こういう質問になっております。やりますという答弁を求めているのではないんです。やるのであれば詳細にお尋ねしますということです。これ答弁漏れとして扱ってもらえませんか。

○議長（平澤 等君） 再質問では支障ございますか菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いやいや答弁漏れになると思ひますから、答弁漏れで扱ってくださいよ。

○議長（平澤 等君） わかりました。

町長、再答弁願ひます。

○町長（高橋貞光君） 先ほどお答えいたしましたと思ひておりますが、まだ十分ご理解いただけないということでございますので改めて申し上げます。今回の被害につきましては、この支援が必要と判断いたしました。現状復旧の支援が必要というふうに思ひておりますので、これに伴う予算というものがまだ見えていないところでございまして、これらのはっきりした段階で町として検討させていただきたいということでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 支援策を令和2年の時には全くしませんでしたよね。このときの態度も間違っているんです。今回は網をいろいろちよしたから対象にするんだって、そういう答弁も逃げの答弁なんです。つまり令和2年の時の決定的に間違った判断を追求されないように体をかわすという意図丸見えじゃないですか。やっぱり令和2年度の時に一切補助金出さなかったっていうのが間違いなんです。ここは町長嚴重に反省してください。前向きの答弁したときに言いたくありませんが、あと申し上げる機会がないからこの際、漁業者の声を代弁して申し上げておきます。時の状況も今の状況はそんなに変わりません。あのときの態度が間違っていたということなんです。それで町長、あのとき酷かったんです。皆困ってね副町長に交渉し、1カ月後に町長に交渉した。何かゼロ回答でないと思ひたんだらうけれども、何で保険に入らないんだと、何で

網上げないんだと、自己責任だと、冷たく突き放して1銭も出さないで追い返したんです。ここは町長、真剣に反省していただかなければ、漁業者はあなたに対する信頼回復しません。今回もあえて申し上げますが、町長に直接お願いしようという動きにならないのは、令和2年の時のダメージがそっくり残ってるからなんです。すごい打撃でしたよあの時には。今回はあの時よりは打撃少ないとはいうものの、ある業者は全損なんです。全損なんですよ。手網も身網も全部いったんですから、そして操業そのものを放棄したんです。収入ゼロ、被害がどれくらいかといいますと、私聞きましたら身網本体部分で2,200万というふうに見積もれるなという話です。それから手網で300万、あと型等含めて型200万含めて、ここだけで2,800万くらいは必要だろうっていうんです。これロープを見ないでです。アバウトで3,000万ですよ1カ統だけで、さっき聞いたら何ぼって言いました3,900万って言いましたか。3,000幾らって言いましたっけ。800万ですか全体で。私その押さえ方も、担当課に言いますが、もう一遍しっかり押さえ直してもらいたいと思うんです。7カ統全部、手網は全部いってますから、そのほかに身網の部分で修繕した業者もおりますし、それから全損の事業者があると。全損の事業者を除いて先日入手した資料では2,390万というふうになってますから、これに全損された方加算しますと、私は5,000万以上になると思うんです。だからこの被害の積算もしっかりしてください。今日、大変残念な発言をしなければいけないんですが、この全損な事業者は来年はやらないと。町長、全損された業者は来年はやらないという決断をなさったそうです。先日、底地の部会の責任者から私のところに電話入りました。電話だから涙までは見ませんでしたが、がっくりしてね泣き声でしたよ。辞められることになった方は、長年、ひやま漁協の理事同士としてずっと組んでいろいろ苦勞あたってきた言わば戦友だそうです。現在は理事を降りてますが、その方が辞めると、こうおっしゃったっていうんです。そりゃそうでしょ3,000万近い再投資をして来年だってまた獲れるかどうかこの保証はないんです。今年ゼロでしょ。来年もまたこのようなことになったときには丸っこ高齢者が抱えなきゃいかんということになります。もちろんそこには本家さん別家さんともに後継者がおりますから、単に高齢者だけで構成されているわけではありませんけれども、本家さん、別家さん80を超えてますから、やっぱりがっくりきて辞めると。もう説得の余地ないな。非常に残念だっていう涙声でした本当に。私は責任を感じますよ。ちょっと話長くなって申し訳ありませんが、私そこをよく知ってるんですが、あえて被害のお見舞いに行っていないんです。なぜかっていうと、いったところで私の言葉は何も出せません。だって町長から全然返事ないんですもの。先月の産業教育常任委員会で私も随分言いましたが、町長の答弁こうだったんです。今日いきなり支援策求められるって言ったって返答しようがないって、それはこれから検討だってこういう答弁です。せめてあの時に検討すると。数値はこれから考えるけれども、必ず救援の手が差し伸べますと一言言ってくれば、私行って肩叩いて、来年いくら助成されるかわからんけれども続けてみたらどうだという言葉がかかることができましたが、私行ってません。町長、助成するかしないかはっきりしないのに、私何を言えばいいですかその方に。だから来年は7カ統ではなくて6カ統になります。間違いなく後退です。後退の話をしなすと瀬棚支所のイカ部会も町長今ね減りに減って6事業者です。つい先日2、3年前にな

りますか、健康を害して体が悪くてリタイヤされた方、これは若い方なんですけども、ありまして現在6業者です。かつては1事業者だけで20億あげていた時期があるんです。これは法人化した大きな業者ですけども。今は僅か6事業です。年々減ってきてる。これ町長も行政報告でなさったとおりです。加えて今回、サケ1カ統、来年間違いないで撤退すると、もう説得しようがないと。涙声でしたよ。こういう経過があるということは町長、覚えておいてください。私が今日質問してることは、ユーチューブできちんと関係者見ますから、私もそれだけの荷物をしょってこの場に立っているんです。それで町長、どの程度の補助をするのか、これは一刻も早く明らかにしてほしいと思うんです。つまり来年の生産計画があるんです。事業計画があるんです。だから急いでほしいと思います。なお共済には、町長ご承知のように施設共済と漁獲共済2本ありますが、漁獲共済には皆さん入っております。この漁獲共済は過去5年分の実績をトータルして平均値を出して、そことの差を求めて補償するというものですから、決して水揚げが減ったから助けてくれと言ってるわけではないですからね。ここは間違いのないように正確にご理解をお願いしたいと。施設共済のほうについては、産業教育常任委員会でも申し上げましたが7カ統のうち1カ統だけどうしても入らないという方がいたもので、他の6カ統は入ると言ったんだけど、そのエリア全員が入らなければ救済されないものですから、やむを得ずパスすることになったということなんです。そういう特別な事情もあったということをよくご理解ください。答え出させていただきましたから再々質問はしませんの、もう一つだけ申し上げておきます。サケの定置業者、本当に頑張ってます。去年だって200トンの流木、自力で上げたんですから、町が予算付けないから、これは道費引っ張ってきて、これは内田道議のご協力です。参議院の船橋議員の協力を得ています。間違いなく。つけた予算で何とか定置始まる前に片付けたけどもまだ残ってた。終わってから片付けたのが3日間にわたって約200トン、こういう努力してるんです。そういう誠意も認めてあげていただけませんか。昨年、一昨年と大漁でした。その結果、町税だっちはね返って行ってますでしょ。ですから町長は事業者が困っているときに必要な範囲で、必要な応援をなさるといのは、私は人として考えてもらいたい問題だと思うんです。町長がもっと早くそういう姿勢を見せてくれておれば、リタイヤ方の説得もあったのかなと私は思いますが、非常に残念でなりません。しかし今日の答弁は関係者の皆さんにお伝えしたいと思しますので、早くどういうレベルの救済措置をとるのか結論を出していただきたいと思うんです。これは来年の計画に密接に関係することです。それをもう一度申し上げまして再々質問はしません。答弁だけをいただきます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これにつきましては、5年度中に補正をさせていただきたいというふうに考えております。精力的に対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 補助の姿おおよそでもいいから提示してみてもらえませんか。支援といっても1%も支援なんです。10%の支援なんです。

○議長（平澤 等君） 菅原議員再々質問ですか。

○11番（菅原義幸君） いや答弁漏れっていうことで聞いてます。

○議長（平澤 等君） してくれたほうありがたいですけど。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私は答弁漏れだと思ってます。来年の計画を立てる上で必要だからどうするのか答えてほしいというんですから、そこに踏まえることができるような中身がどうなのかってということが問題になるわけです。あえて再々質問やれって言うからやりましたけども、そこを期待してるんです。ゼロなのか、1%だって支援は支援なんですよ町長。どの程度なのかということですからアウトラインがあればですよ。なけりゃそれは無理とは言いません。おおよそこのレベルで考えているということ程度は、ぜひ今日答えてください。いいですか町長。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えさせていただきます。その前に定置網の被害額の関係でございますが、私の言ったのとは若干違ってるようでございます。しかし私たちが押さえている金額につきましては、これは漁協のほうから報告があった金額でございまして、これは3,890万ということで押さえているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それからこの救援策の関係でございますが、まだ今のところはっきりと申し上げる段階ではございませんが、これまで農業の災害、過去に大きなこれ以上の大きな災害がございました。そうした部分としっかり整合性をとりながらこの支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の5番目の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

菅原議員の6問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に6問目の質問をいたします。畜産クラスター事業についてお尋ねします。①平成29年度以降の畜産クラスター若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の全ての関係資料の提出を求めます。

②これまで議会に一切報告、資料提供がなかった理由を伺います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

平成29年度以降の若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の関係資料については、今まで議会に提出した資料以外に農林水産省より町に求められている報告などがありますが、国、道におきましては個人情報としているところです。このことから議会への資料の提出はできません。

2点目のご質問にお答えします。1点目でお答えしたとおり町から議会へ提供できる資料などがない状況ですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、答弁訂正してくださいよ。個人情報求めてるんじゃないですよ私は。個人情報をもって提出を断るという論法そのものが根底的に間違ってますから、そういう顔しなくてもいいですよ。私は、若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の全ての関係資料って言ってるんですよ。どなたか個人の資料を出せと一言も言ってませんよ。しかもこの利用促進協議会には、せたな町が構成団体として入ってますでしょ。町長は入ってますよね。事の当初からずっと入ってるんですよ。そうしますと当然、協議会の構成員としてせたな町は資料を入手しうる立場にあるわけですよ。行政資料じゃないですか。個人情報ですかそれが。農林省がどうか知りませんよ。道もどうか知りませんよ。私は議会の一員として町が地方公共団体としてそこに加盟している協議会の中で得た行政情報、資料を議会に提出したいと言ってるんですから個人情報を基にして資料提出を拒否するということについては、これは許されない決定的な間違いでありますから訂正の上、提出を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町はこの個人情報保護法を守るという立場にございます。そういったことで先ほど答弁を差し上げましたが、これは北海道、国においても個人情報として取り扱われている資料ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問に入れませんかこれでは、精査願います。個人の情報を出せと言ってませんよ。精査してください。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長に再答弁させます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは再答弁させていただきます。協議会の書類としては、農林水産省より町に求められている報告しかございませんが、これについては国、道において非開示とさ

れておりますので、町としても開示することができないということでご理解いただきたいと思
います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 聞き取れませんでした。

○議長（平澤 等君） 町長、聞き取れなかったってことなんで、もう一度お願いいたします。

○町長（高橋貞光君） それではもう一度申し上げます。協議会の書類としては、農林水産省よ
り町に求められている報告しかございません。これにつきましては国、道において非開示とされ
てございますので、町としても開示することができませんということでご理解いただきたいと思
います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、何でくるくる答弁変わるんですか。最初の答弁であなたなんて
言いましたか。思い起こしてください。何て言いましたか。

○町長（高橋貞光君） 国、道におきまして個人情報としているところがございますことから議
会の資料の提出はできませんと。

○11番（菅原義幸君） 個人情報ですかこれ。行政情報でしょ。個人情報だっていうなら誰個
人なんですか。最初の答弁個人情報だから出せないっていうのと、秘密扱いだから出せない
と。全く違うじゃないですか。答弁いいかげんなんですよ町長。いや個人情報だから出せない
というふうに言ったっていうなら、私、会議録精査を求めたいと思います。これは基本問題に係る
ことですから最初の答弁と2度目の答弁の食い違いきちんと求めたいと思います。

以上です。留保します。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） この情報を求める求めないと一般質問が出て、なおかつそこに食い違
いがある以上、先ほど私議長にも言いましたけど、時間かけて構わないですからきちんとお互い
に一致するしないでなくて合理的にきちんと説明できるかという作業だけしてください。となれば
当然やることは決まってるはずですから、当然午前中にできる話じゃないでしょうこれ。そう
いう形できちんとその意見が合う合わないじゃないけど、言ってることとそういう合理性だけは
きちんと保つような運営だけよろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 町長。

そこでいいですよ。

（不規則発言あり）

○議長（平澤 等君） それは聞きました。町長の発言が何かあるのかなと思ったから私はそれで聞いてから、時間は取るつもりでいましたけども。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私お互いもうきちんと、このあと納得できる形の作業をするためにも、まず答弁者側からも精査していただきたいと出てるわけですから、そうすることによってより作業がスムーズになるのであれば、その作業を優先するのは議事進行、私そういう意味で言ってるんですから、混乱させるために言ってるわけじゃないですから、それをきちっとやってください。

○議長（平澤 等君） わかりました。それでは、ちょっと早いですがでも昼食休憩に入ります。再開は午後1時からといたします。

その間、理事者については、議事録精査した中での調整をよろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前に続き一般質問の続きを行います。町長から改めて答弁いたしたいと申出がございますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 1回目の答弁で言葉足らずということもございまして、改めて答弁を申し上げさせていただきます。若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の関係資料については、今まで議会に提出した資料以外に農林水産省より町経由で求められている報告などがありますが、国、道におきましては、個人が特定できる個人情報のため非開示としているところであります。このことから町も公開できないことから議会への資料の提出はできないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。2回目ですもんね。町長私が質問しておりますのは、もう一遍申し上げますがこういうことなんです。平成29年度以降の畜産クラスター若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の全ての関係資料の提出を求めます。それからなぜ提出しなかったんだということを聞いているわけです。今の答弁、私は成り立たないと思っております。まずその理由を申し上げます。この協議会には、先ほどの質問でも申し上げましたように、せたな町が構成員になってるわけです。これは協議会の規約の第2章第5条、構成員（1）のところに、（1）以下に連ねられておりますところの、せたな町（農務課、畜産係1名）と、こうなってるわけです。そのほかの団体、組織も入っております。個人名は出ておりませんが、団体名は出ております。そこで構成員はクラスター計画に定められた役割を果たすように努めなければならない。国の事業の実施要綱、実施要領及び事務取扱に関する規定の定めのほか云々こうなっているんです。大事なのは第4章なんです。ここには総会の規定というのがございまして、第12条の3に通常

総会は、会長の判断で年1回以上招集し開催する。そのほか臨時総会は次に掲げる場合に開催するところとなっております。第14条では、いいですか、これが問題なんです。総会は、この規定において別に定めるもののほかに、次の各号に定める事項を議決すると。6項目出てます。これはいちいち読みませんが、まあ読んでおきますか。クラスター計画の作成変更、協議会の事業計画及び収支予算、協議会の事業報告及び収支決算に関する事、実施しようとする国事業の実施方針、実施計画等に関する事、その他協議会の運営に関する重要な事項、諸規程の制定、改正等に関する事、これ総会の議決事項なんです。当然議案書っていうのはあるわけですよ総会ですから。20条のほうに飛びますが、協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。これは28年度初年度ですけれども、私が求めているのは29年度から求めているんです。7年間になりますね。29、30、31、32、33、34、35、令和も平成も1けたの数字同じですから7年になります。町長、我が町が協議会の構成メンバーになっておいて総会に出ていないんですか。あるいは欠席した場合であっても総会の資料というのは入手できていないんですか。別にマル秘になってるものまで出せなんて私は言ってませんよ。もう1回言いますか。平成29年度以降の全ての関係資料の提出を求めますと言っているんです。全てのです。私は農林水産課長に聞いているんです。どうだって言ったら課長あるんだって認めてますよ、その資料は。だからこういう通告してるわけです。町長の先ほどの答弁繰り返しましょうか。協議会の書類としては、農林水産省より町に求められている報告しかございませんと。協議会の総会の資料全部マル秘なんですか。非公開文書なんですか。人が質問してることに沿って誠実に対処してくださいよ。私ね12月8日に質問通告してるんです。十分答弁調整期間があって、今日答弁なされたけれども、おかしいから聞いてみたら早速答弁修正でしょう。その修正した答弁も今申し上げましたように全く体を成していないということです。議長一つ、私の主張は明らかになったと思います。資料の提出を再度求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議長ちょっとすみませんが、今担当ともう1回整理します。ちょっと時間ください。

○議長（平澤 等君） 理事者答弁調整のため暫時休憩いたします。

20分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時19分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長より再答弁をいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の資料請求でございますが、これにつきましては、この個人の情報が特定される情報というふうになっているため、会長より開示はしないでくれということであったようでございまして、よって開示することができないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答えになってませんから、きちんと精査してもらえませんか。先ほどは国や道が非開示だって言って答弁したんです。今度は個人から申出があるって答弁したんです。どういうことなんですか。これは私は回数にカウントしませんからね。

○議長（平澤 等君） ただいまの菅原議員からの協議会に関することと、その1回目の答弁との整合性を町長お願いします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 1回目の答弁につきましては、国、道への報告の資料のお話をさせていただきました。2回目の答弁につきましては、協議会の総会資料があるでしょうという質問でございました。それに対する答弁ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問に入られませんこれじゃ。私は最初から全ての資料と言ってるんです。ところが町長は、国に上げている報告しかないって言ったんです。それはうそだから協議会の資料を出してくれって言ったら、今度は答弁調整に時間食って食って、最後何言ったかといったら会長から非開示にしてくれって言われたと。この協議会っていうのは秘密組織なんですか。これは私ね3回目の質問に入られませんから、議長の責任において問題を正確に整理してください。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

私今申し上げたとおり、この中の調整について、この調整を理事者側とした中での方向性を出すために、これによって少し調整いたしたいと思います。それで時間どのぐらいかかるかな、どうですか町長、それでは1時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時47分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長に対し今までの答弁を改めて答弁していただきます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは改めまして答弁させていただきます。若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の関係資料につきましては、今まで議会に提出した資料以外に、町で把握しているものについては協議会の総会議案と農林水産省より町経由で求められている報告があります。協議会の資料につきましては、協議会において個人が特定されることから提出を拒否されております。また国、道におきましては、個人が特定できる、これは農水省より町経由で求められている報告書については、国、道におきましては個人が特定できる個人情報のため非開示としていただいております。このことから町も公開できないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員の再質問を認めます。

○11番（菅原義幸君） 再質問に入られません。こういう答弁じゃ再質問に入れません。でたらめじゃないですか。

○議長（平澤 等君） 聞こえなかったごめんなさい。

○11番（菅原義幸君） でたらめじゃないかと言っています。今の答弁で誰納得できますか。

○議長（平澤 等君） 菅原議員にお聞きいたします。今納得できないということですが、一般質問の答弁というふうなことで町長から示されたということですが、それで再質問ができないというふうなことだったら、この質問はここで終わるということでしょうか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そういう扱いになりますか。答弁に基本的な点で問題があるから正確な答弁を求めているにすぎないんです。カウントしないのであれば私そこでもう一遍言っているんですよ。カウントされて答弁にならない答弁をずっと続けてカウントされて、はい一般質問終わりということになるんじゃないかって言っているんです。カウントしないなら言いますよどこに問題があるか。

○議長（平澤 等君） わかりました。議長の議事整理権の中でカウントいたしませんので質問してください。

○11番（菅原義幸君） 1回目の質問の続行します。町長、答弁なってませんでしょ。あまりにもでたらめ過ぎます。伺いますが、会長が秘密にしてくれて言ったから秘密になるんですか。それでは何で会長が秘密にしてくれて言ったんですか。あなたの息子さんですよ。あなたの血の繋がった息子さんです。腕組まなくたって本当でしょう。そういうことが問われているんですよ。今。答弁ずっと違うんですよ、1回1回全部違うんですよ。私が一般質問通告したのは8日です。

検討9日、10日、11日、12、13、14、今日15ですから1週間あった。1週間の検討期間あったのに、初っ端から全部答弁違ってるじゃないですか。でたらめ過ぎるんじゃないですか。何でそんなに秘匿しなきゃいけないんですか。私むしろ正直にこういう問題があるから秘密にさしてくれというなら別です。このクラスター協議会のどこに議決機関である議会に秘密にしなければならない根拠があるんですか。何かそれともやましいことあるんですかね町長。それは公明性、明瞭性を疑われる問題なんです。なぜならば1億5,000万円という国の補助金をくぐらせてている協議会でしょ。公的な性格持ってる真意が扱われている協議会なんですから、個人情報をもって秘匿するということは何かあるのかなというふうに逆に疑われますよ。あなたの息子さんが会長なんです。それで私は個人情報があるから出せないということは、これはもう理由になりません。その部分黒塗りにすればいいでしょう。情報の出し方としてあるんですよ。個人情報に関わる部分は墨を塗って出せばいいんですから。それすらやらないで一切出さないと、こういうやり方は答弁として私はいただくわけにはいかないって言ってるんです。それから先ほど総会資料のことについて言いました。これ個人情報なんか入る余地ないです。もう一遍言います。総会で議決する事項です。クラスター計画の作成です。これ個人情報ですか。協議会の事業計画及び収支予算です。これ個人情報ですか。協議会の事業報告及び収支決算に関すること。これ個人情報ですか。それから4つ目、実施しようとする国事業の実施方針、実施計画等に関すること。これが個人情報ですか。5つ目、その他協議会の運営に関する重要な事項、これ個人情報ですか。6つ目、諸規程の制定改正等に関すること。個人情報ですか。どこに個人情報入る余地があるんですか。個人情報だから出さないという論理そのものが成り立たないということを申し上げておきたいと思うんです。それからクラスター協議会の第16条、これは総会の議事については議事録を作成しなければならないとなってるんです。それは開催の日時、場所、構成員の現在数、出席者、構成員、議案議事の経過及び概要を示した結果、要するに議事録、それはどこに置いておくべきか、これもきちんと規定されてるんです。町長どこだと思いませんか、この議事録の保管場所。第2条では協議会はその主たる事務所、構成員である新函館農業協同組合若松基幹支店内に置くとなっているんです。今若松基幹支店というのは存在しますか。おそらく北檜山のほうに管理が移るのかと思いますが。そこに会議録備え付けておかなきゃならんというんです。構成員である我が町が会議録を請求したときに秘密にできるんですか。こういうふうに聞いていったらボロボロボロボロで、議会に出さないということは一切理由として成り立ちませんでしょ。もう一つ先ほどの答弁で議会に出した資料以外は出せないんだっていうけども、議会に出したクラスター資料というのは、私は平成29年にクラスター調査特別委員会の議長でありましたけれども、特別委員長もやったわけですが、そのときに要求した20項目の資料、それ以外町から出でませんよ。だから一切出さないっていうことじゃないですか。今まで何か出したかのような言い方してますけども、これも事実と反します。1億5,000万円の予算を町が協議会に出している公的な資金の運用について、一切、全く情報出さない秘密事項で切り抜けていくということは私は許されないと思います。我が町の町長は高橋貞光さんじゃないですか。クラスター協議会の会長はあなたの息子さんです。高橋畜産の代表取締役です。もっと公明正大に明瞭におやりになった

ほうがいいんじゃないですか。いかなる意味においても会長が秘密にしてくれと言ったから出しませんと言うことは、政治的に見ても、道義的に見ても成り立たないというふうに思います。少し長くなりましたが1回目の質問の補充として資料提出を改めて求めておきたいと思います。終わります。

○議長（平澤 等君） 町長、答弁できますか。

○町長（高橋貞光君） まず町経由で求められている農水の報告書については、これはご理解いただけたというふうに思います。そのほかの推進協議会の総会の関係でございしますが、これは推進協議会より個人が特定できる情報ということで非開示にしてくれということでございします。そういった状況でございしますので、一般質問でこの情報開示を求められる場合には、やはり出せるもの出せないものというのは当然あるかと思えます。そういうことでご理解いただくしかないところ思っているというふうに思います。私としても、この町長という立場で、出せるもの出せないものっていうのは当然あるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 町長、そこにいてください。先ほど私の聞いた範囲によると、菅原議員からの質問によると、この件に関して8項目にわたるそういった報告できるものがあると。その中で非開示の部分は黒にしてもいいし、また開示できるものがあるという項目の先ほど菅原議員に羅列していただきましたけども、そういったことについての報告は、今、全ての今回の協議会の中の資料としてあるはずなんです。開示されなかったのはどういうわけだっというふうなことで、今、準備できないのであればまた後日となりますけども、その開示できない理由もしっかり菅原議員に対して答弁していただきたいと思えます。

町長。

○町長（高橋貞光君） この扱いについてご意見の違いというものがございします。町としましては、協議会の資料ということで協議会の意見を尊重をしなければならないということで今答弁を申し上げているところでございします。今、議長が言ったようなこと当然この町も構成メンバーということで協議会にも参加されているということになりますので、それは改めて協議会に請求ということではなくて、本来であれば開示請求をするという手続きになろうかというふうに思うわけでございします。この場で今の私の立場で、この出すという判断はなかなか難しいというふうに思っているところでございします。

○議長（平澤 等君） 改めて議長から町長にお伺いいたします。この協議会のメンバーの中にせたな町も構成員として入っているという中で、この中の個人情報に捕らわれない先ほど菅原議員がおっしゃいました項目の中で、開示できるものっていう個人情報にとらわれない項目が私も何点かあるかのように思いました。その点について菅原議員がおっしゃってる全ての資料の中にはそういうのも含まれてるというふうなことであれば、その部分についてのお示しはできるんじゃないかというふうなことを私は感じます。そういうふうなことも含めていけば、それに沿った答弁をしていただければ理解しやすいかと思えますので再答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） この情報の提出ということが今求められているわけでございしますが、農

林水産省の関係これは情報の開示はできませんという回答でした。協議会の関係につきましても、協議会からは個人を特定できる情報ということで開示しないでくれということでございました。そういう意味では、私はこの両者の判断を無視して開示するというものについてはできないというふうに今判断させていただいております。そういうことで議長よろしいですか。

○議長（平澤 等君） この席から申し訳ないんですけども、個人情報にとらわれない内容も項目の中にあると私は聞きました。そういうものについても全てできないってことなんですか。できるものからっていうふうなことで先ほど菅原議員おっしゃいましたし、また支障がある場合には黒塗りでも結構ですっていうふうな言葉もいただいておりますから、そういうふうなことで何にもできないのか、できるところがあるのかないのかってそういうところまで言及していただきたいと思います。

○町長（高橋貞光君） 今の段階ではそういったことではございますので、ここで開示できるできないという判断は難しいというふうに思っております。それについては改めて内部で検討をさせてほしいというふうに思います。

○11番（菅原義幸君） 検討を求めます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど来申し上げてますように、開示につきましてははしないほしいという協議会の意向でございますから、これは私たちとしては尊重しなければならないというふうに思います。町が今持っている個人情報って言っていいのかわかりませんが、町が持っている情報については、これは今この場では難しいと思います。ひとつ町に開示願、これを出していただいて、町ではしかるべき対応をさせていただきたいということになるのではないかとこのように思います。そういったことでお願いしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 町長に申し上げます。先ほど町長を検討するとおっしゃいました。そういった点で、今ここで全ての残った資料等については、お示しすることは現段階でできないし、時間のかかることだと思うんです。そういった中で今内容についてよく精査し、皆さんにお示しできるものはしっかり示していただきたいし、菅原議員からも十分検討して示していただくようにということがございましたので、その分について対応していただきたいと思っております。

菅原議員、何かありますか。

○11番（菅原義幸君） その質問にカウントしないでくださいよ。2回目の質問に入れられないんですよ。いいですか。

○議長（平澤 等君） いいですよ。

○11番（菅原義幸君） それじゃ最初の質問の2度目の補充をいたします。町長これ全然答弁になってないんですよ。答弁するたびに全部違っているんです。私は一般質問をもって開示請求してるんです。それをわざわざ手続きすると。どういう意味ですか。全然答弁になってないでしょ。それからもう一つ言っておきますが、会長から開示しないでくれって言われたと、こういう答弁も2回目してるんです。ところがその後なし崩しに協議会から非開示にしてくれと言われたと。

会長個人から言われたんですか。協議会という組織から言われたんですか。協議会という組織の中には、せたな町も構成員として入ってるんですよ。せたな町のトップあなたでしょ。親子でそういう協議をしたということになってしまうんです。何を秘密にしなきゃいけないんですか。私が申し上げた中に個人情報が入ってれば黒塗りにしても結構ですよ。私は個人情報というのは入ってないと思いますこの性格上。それで納得しろと言われても私、納得できませんから、何遍も言いますが公的資金を注入した公的性格を持った協議会なんです。それを非開示にしてくれと言われたから開示しませんと。秘密組織なんですかこれ町長。世間に知られて何か悪いことがあるんですか。そもそも非開示にしなければならない客観的な理由は何なのか。せたな町として会長なり協議会のほうに確認したんですか。その説明があるんだったら合わせて出してください。こういうやり方されたんではとても2回目の質問に入れませんかからきっちり納得できる説明をいただきたいと思います。議長、これきちんと調整してください。何回も言って前に進みませんよ。

○議長（平澤 等君） 理事者側いかがですか、時間どのぐらい必要ですか。答弁します。

1回目の答弁というふうなことで町長。

○町長（高橋貞光君） まずこの畜産クラスター事業につきましては、国の事業ということで国に事業の概要等につきましては報告をして、しかるべき検査を受けているということになります。町については、この町の事業ではございませんので、この直接町で検査をするということにはなっておりません。これ事業の性格上そういうことになります。したがって国は国で個人を特定できる情報ということで、これは非開示になっているということ。それを受けて町も、その部分については非開示とさせていただいているところでございます。もう一つ、このクラスター協議会の関係につきましては、これはクラスター協議会の意向に従わざるを得ないというふうには、これは町の組織ではございませんので、これは組織の思いを尊重をするということになるわけでございます。したがって、そういう形で今一般質問の答弁をさせていただいているところでございますが、これは何としても開示を請求するというのであれば、これは一般質問のこの場というよりは、むしろそういった形で開示請求をさせていただいて、きちんとした判断をしてもらうというのが、やはり1番筋の通った行動と言いますか、そういうことになるのではないかとこのように思います。私の一存で今、出す出さないということは、これは菅原議員にもそういうことは難しいということは理解していただけるものというふうに思っているところでございます。

（不規則発言あり）

○7番（真柄克紀君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 議長に申し上げますが、私も1議員として聞いておりました、菅原議員の言ってるのがいいとか悪いとかではなくて、筋として当然最低限このぐらいのものは議会に報告していただける。議会にもその権利があるだろうという意味で私は質問してると思ってますし、しかもクラスター町が絡んで、これでその中身がいいとか悪いとかでなく資料を出してくださいという中で、であれば農水省も含めて議長自体が非開示の理由理解して、こういう形で仕切っていると、その辺も含めてきちんと説明できるように、資料も含めてこういう理由でこうなんだと

いう形で1回整理して理由の説明もつけた段階で議事進行してください。これ議長ともすれば町長も担当こんなのをやっただって進まないですし、私は今のこの中身のことでなくて、そういう総会があった場合に総会の議案自体を開示できないってことに関して私一議員としても大変不思議に思ってますので、その辺も含めて議長の責任において議会として、こういうことを要求してここだけはきちんと説明なければ前に進めないという形で進める以外方法ないんじゃないですか。議運でも何でも開いて時間かけてやってくださいよ。

○議長（平澤 等君） わかりました。今、貴重な意見いただきました。それぞれの議長としての考え方でございますけども、皆さんと協議した中で、このことに関しての議会側の姿勢をしっかりと町側に伝えるために別室で全員協議会を開きたいと思います。議員の皆さん方は第1委員会室に移動していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

会議については3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 3時01分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

議会内の意見調整のために3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時28分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

議員による全員協議会を開催のため3時40分まで休憩いたします。

議員の皆さん方は第1委員会室に移動願います。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時40分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会において一般質問に対する町の対応についてと、会期の延長についてを協議いたしました。その結果、町に対しましては、一般質問に対して資料の中に個人情報があるとしても、その個人情報の部分以外の出せる部分の提出について真摯に対応すべきであるということに議会運営委員会で決しました。また本日の会議の進行につきましては、一般質問は、菅原議員の第6問から始めたことですが、この時点で一時留保し、本日はこれから町提案の議案第1号から21号までを審議していきたいとそのように議会運営委員会で決定いたしましたので、そのように進めていきます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

それでは会期は12月21日までと決定いたします。

それではこれより議案審議に入ります。

先議の分でございます。議案第12号、第13号、発議第1号は補正予算に関連いたしますので先に審議いたします。

◎日程第2 議案第12

○議長(平澤 等君) 日程第2、議案第12号せたな町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第12号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、せたな町長等の期末手当を改正するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原 進君) 議案その2、1ページでございます。議案第12号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、せたな町長等の期末手当を人事院勧告により民間との支給割合の均衡を図るため100分の10カ月引き上げるものでございます。

3ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。第1条せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。表の右側改正前、左側改正後でございます。第4条期末手当でございます。改正前、第4条第2項中、下線部100分の220を、改正後では100分の230に改めるものでございます。

次に第2条、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正前、第4条第2項中、下線部100分の230を、改正後では100分の225に改めるものでございます。これにつきましては、せたな町長等の期末手当の支給額について6月と12月分の支給額を均等配分にするための改正でございます。なお附則といたしまして、施行期日等でございます。この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第13号

○議長（平澤 等君） 日程第3、議案第13号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第13号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額等を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 同じく議案その2、5ページでございます。議案第13号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正内容につきましては、人事院勧告に基づき民間企業との均衡を図ることに加え、民間の初任給との間に差が生じたことによる人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で俸給月額を全体として1.1%引き上げる改正でございます。また期末勤勉手当につきましては0.1カ月分引上げ、勤勉手当及び勤勉手当に0.05カ月分ずつ均等に配分する改正でございます。

それでは21ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第1条、せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。第23条、期末手当でございます。改正前、

第2項中の下線部100分の120を、改正後では100分の125に改め、第5項中の下線部100分の120を100分の125に改め、下線部100分の67.5を100分の70に改めるものでございます。

次に第24条、勤勉手当でございます。改正前、第2項第1号中の下線部100分の100を、改正後では100分の105に改め、改正前、第2項第2号中の下線部100分の47.5を改正後では100分の50に改めるものでございます。

次に下段別表第1、行政職給料表の改正でございます22ページから26ページの別表第1、行政職給料表は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に27ページでございます。別表第2、医療職給料表(一)の改正でございます。27ページから31ページの別表第2、医療職給料表(一)は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に31ページでございます。医療職給料表(二)の改正でございます。31ページから35ページの医療職給料表(二)は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に35ページ下段でございます。医療職給料表(三)の改正でございます。35ページから41ページの医療職給料表(三)は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に同じく41ページ下段でございます。第2条せたな町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第23条、期末手当でございます。改正前、第2項中の下線部100分の125を改正後では100分の122.5に改め、42ページでございます。第5項中の下線部100分の125を100分の122.5に改め、下線部100分の70を100分の68.75に改めるものでございます。

次に第24条、勤勉手当でございます。改正前、第24条第2項第1号中、下線部100分の105を、改正後では100分の102.5に改めるものでございます。

次に改正前、第24条第2項第2号中、下線部100分の50を、改正後では100分の48.75に改めるものでございます。なお附則といたしまして施行期日等でございます。第1条この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和6年1月1日から施行するものでございます。次に第2項、第1条の規定でございます。第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から適応するものでございます。第3項、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用するものでございます。

次に給料の内払いについてでございます。第2条、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 発議第1号

○議長（平澤 等君） 日程第3、発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

福嶋豊議員。

○4番（福嶋 豊君） ただいま上程されました発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議案その3、9ページになります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、議員の期末手当を改正するため条例の一部を改正するものです。

改正内容については11ページの新旧対照表をご覧ください。左側改正後、右側改正前でございます。今回の人事院勧告に伴う改正は、期末手当につきまして100分の10の引き上げを行うとするもので、上段、第1条の一部改正で、第6条第2項、期末手当の額について改正前100分の220とあるのを、改正後100分の230に改めるものであります。この改正については附則の2にありますように令和5年12月1日から適用するものであります。また中段、第2条の一部改正で、第6条第2項、期末手当の額について100分の230とあるのを、100分の225に改めるものです。この改正は、附則の1にありますように令和6年4月1日から適用するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。
質疑を省略し、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

◎追加2-1 会期延長

○議長(平澤 等君) ここで提案いたします。お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題に追加いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、会期延長の件を日程に追加し会議日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は12月15日までと議決されていますが、議事の都合によって12月21日まで延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって会期は12月21日まで延長することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第1号

○議長(平澤 等君) 日程第5、議案第1号令和5年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に4億3,491万円を追加し、補正後の予算総額を96億553万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告に伴う人件費の精査やふるさと応援寄附金の増加に伴う各経費の追加、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業や小中学校の空調設備整備工事など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせて繰越明許費の設定3件、債務負担行為の追加1件、地方債の変更3件と追加1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。はじめに議案その1の5ページでございます。第2表繰越明許費補正3件でございます。年度内に事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするものでございます。戸籍総合システム改修業務は、氏名の振り仮名の法制化に伴いシステムを改修するもので繰越額は1,179万2,000円でございます。小学校空調設備整備工事は、町内の小学校3校にエアコンを整備するもので繰越額は8,303万7,000円、中学校空調設備整備工事は、町内中学校3校にエアコンを整備するもので繰越額は7,744万2,000円でございます。

次に6ページでございます。第3表債務負担行為補正の追加でございます。漁業近代化資金利子補給令和5年度につきましては、令和5年度に借入れた漁業近代化資金に対する利子補給でございます。期間は令和6年度から令和15年度まで限度額は30万8,000円でございます。

次に7ページでございます。第4表地方債補正の変更3件でございます。町有施設解体事業など記載の3事業につきましては、事業費の精査などにより限度額の変更をするものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。続きまして追加1件は、小中学校空調設備整備事業で限度額は1億5,240万円でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。既にお目通しをいただいていると思いますので、説明は簡潔にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは主な歳出からご説明いたします。補足資料の3ページでございます。議案その1では14ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費219万5,000円の追加の主なものは、12節委託料、電算システム保守管理業務164万6,000円で確定申告システム運用保守業務の追加によるものでございます。6目基金管理費5,468万9,000円の追加の主なものは、24節積立金、産業振興基金積立金1,400万円、生活交通確保対策基金積立金1,000万円、公共施設整備基金積立金2,823万円は、ふるさと応援寄附金の増加に伴いそれぞれ積立てをするものでございます。14目ふるさと応援寄附金推進費4,931万1,000円の追加は、7節報償費、ふるさと応援寄附金返礼品2,600万円、11節役務費、通信運搬費910万円、手数料1,421万1,000円は、ふるさと応援寄附金の増加に伴い返礼品や送料、決済手数料などを追加するものでございます。18目諸費1,288万8,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金で生活交通路線維持費補助金130万3,000円、地域間幹線系統維持費補助金1,180万2,000円で事業費精査により追加するものでございます。目の追加で23目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費1億6,138万1,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、畜産飼料高騰対策事業補助金1,500万円は飼料価格高騰の影響を受けている畜産生産者に対し、購入飼料の一部を補助するものでございます。物価高騰重点対策世帯支援給付金1億1,200万

円は、住民税非課税世帯に対し1世帯あたり7万円を給付するものでございます。子ども子育て支援特別給付金1,400万円は、子育て世代に対し子ども1人あたり2万円を支給するものでございます。介護・障がい施設等物価高騰対策支援金1,552万5,000円は、物価高騰により影響を受けている介護や障害施設等に支援するものでございます。3項1目ともに戸籍住民基本台帳費611万8,000円の追加の主なものは、12節委託料、戸籍総合システム改修業務585万2,000円で、氏名の振り仮名の法制化に伴いシステムを改修するものでございます。

すみません、ここで資料の訂正をお願いいたします。3款民生費、2項社会福祉費とあるのを、2項を1項に、次のページ4ページの上段ですが、4款衛生費、1項保健衛生費とあるのを、3款民生費、1項社会福祉費に訂正をお願い申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それでは戻りまして3ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費144万2,000円の追加の主なものは、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金167万4,000円でございます。4目後期高齢者医療費2,130万4,000円の減額は、18節負担金補助及び交付金、療養給付費負担金1,917万4,000円の減額は、令和4年度負担金確定に伴う精査、27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金213万円の減額は事業費精査によるものでございます。

4ページでございます。5目障害者福祉費600万円の追加は、19節扶助費、補装具費200万円と障害福祉サービス等給付費400万円は事業費精査により追加するものでございます。2項児童福祉費、3目認定こども園費377万4,000円の追加の主なものは、1節報酬、会計年度任用職員359万1,000円は、職員3名の増員分及び人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費118万8,000円の追加の主なものは、12節委託料、害虫駆除業務89万1,000円で害虫駆除件数の増加によるもの。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,653万6,000円の追加は、18節負担金補助及び交付金、経営所得安定対策等推進事業補助金2,184万2,000円は、畑地化促進事業の土地改良区決済金などの支援をするものでございます。新函館農業協同組合合併支援補助金730万6,000円の減額は執行残精査、産業担い手育成事業奨励金200万円は産業担い手育成条例に基づき2名のUターン等就業者に交付するものでございます。6目農業センター費765万7,000円の追加の主なものは、17節備品購入費で、純水製造装置1台123万2,000円と、原子吸光光度計1台605万円は土壌分析機器で化学肥料低減定着対策事業を活用して更新するものでございます。3項水産業費、2目水産業振興費317万5,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、産業担い手育成事業奨励金400万円、2名の漁業の新規就業者に奨励金を交付するものでございます。

7款1項ともに商工費、1目商工振興費400万円の追加は、18節負担金補助及び交付金、産業担い手育成事業奨励金400万円は2名の商工業の新規就業者に奨励金を交付するものでございます。

5 ページでございます。9 款 1 項 1 目ともに消防費 2 9 9 万 7, 0 0 0 円の減額は、1 8 節負担金補助及び交付金、檜山広域行政組合消防費負担金で、消防署、消防団、消防施設の経費の精査によるものでございます。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 1 4 0 万 8, 0 0 0 円の追加の主なものは、1 節報酬、特別支援教育支援員 1 0 7 万 7, 0 0 0 円で人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。2 項小学校費、1 目学校管理費 2 2 2 万 2, 0 0 0 円の追加は、1 0 節需用費、光熱水費で見込みより電気の使用量が増加したため追加するものでございます。3 目学校施設整備費 8, 3 0 3 万 7, 0 0 0 円の追加は、1 4 節工事請負費で小学校空調設備整備工事で、町内小学校 3 校にエアコンを整備するものでございます。3 項中学校費、1 目学校管理費 1 8 3 万 5, 0 0 0 円の追加は、1 0 節需用費、光熱水費で見込みより電気の使用量が増加したため追加するものでございます。3 目学校施設整備費 7, 8 5 8 万 4, 0 0 0 円の追加の主なものは、1 4 節工事請負費、中学校空調設備整備工事で、町内 3 校の中学校にエアコンを整備するものでございます。5 項保健体育費、4 目学校給食費、6 4 8 万 2, 0 0 0 円の追加の主なものは、1 節報酬、会計年度任用職員 1 1 0 万 4, 0 0 0 円は人事院勧告に伴う給与改定によるもの。1 0 節需用費、賄材料費 4 1 0 万円は、物価高騰により食材材料費の値上げによるもの。1 4 節工事請負費、管理系とピット内給湯管等改修工事は、経年劣化等によりピット内の給湯管が漏水したため修繕するものでございます。

1 2 款 1 項 1 目ともに職員給与費 5, 2 6 4 万 9, 0 0 0 円の減額の主なものは、2 節給料 1, 2 2 5 万 4, 0 0 0 円の減額は人事異動等によるもの。3 節職員手当等、退職手当組合負担金 3, 7 8 6 万 3, 0 0 0 円の減額は定年延長制度に伴う負担率の改正等によるもの。4 節共済費、共済組合負担金 5 4 0 万 4, 0 0 0 円の減額は人事異動等によるものでございます。

6 ページでございます。2 目会計年度任用職員給与費 2 2 8 万 5, 0 0 0 円の減額の主なものは、2 節給料 7 7 4 万 6, 0 0 0 円の追加は人事院勧告に伴う給与改定等によるもの。3 節職員手当等、退職手当組合負担金 9 4 6 万 4, 0 0 0 円の減額は定年延長制度に伴う負担率の改正等によるもの。4 節共済費、共済組合負担金 2 3 1 万 9, 0 0 0 円の減額は、新採用から厚生年金適用等のためでございます。

1 3 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、2 目河川災害復旧費 3 9 8 万円の追加は、1 0 節需用費、修繕料で 1 1 月 1 日の暴風雨により被害を受けた北檜山区 3 河川、瀬棚区 1 河川の災害復旧を行うものでございます。

これらに係る主な歳入であります。戻りまして資料の 1 ページでございます。議案その 1 では 1 0 ページから 1 3 ページまでとなります。

1 0 款 1 項 1 目ともに地方交付税 6 3 5 万 8, 0 0 0 円の追加は、1 節地方交付税、普通交付税で財源調整でございます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目民生費国庫負担金 2 3 6 万 9, 0 0 0 円の追加の主なものは、1 節社会福祉費負担金、補装具負担金 1 0 0 万円は補装具費に充当、障害福祉サービス等給付費負担金 2 0 0 万円は障害福祉サービス等給付費に充当するものでございます。2 項国

庫補助金、1目総務費国庫補助金1億2,662万7,000円の追加の主なものは、1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金677万6,000円は、戸籍総合システム改修業務に充当、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業補助金1億1,975万6,000円のうち3,704万8,000円は推奨メニュー分、8,270万8,000円は低所得世帯支援枠分でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金2,181万2,000円の追加の主なものは、1節農業費補助金、経営所得安定対策等推進事業補助金2,184万2,000円で経営所得安定対策等推進事業補助金事業に充当するものでございます。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払い収入328万5,000円の追加は、2節土地売払収入で川沿地区宅地分譲地の土地売払収入でございます。

17款1項ともに寄附金、1目ふるさと応援寄附金1億400万円は、見込みより寄附が増加したため追加するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目産業振興基金繰入金802万3,000円の減額の主なものは、1節産業振興基金繰入金、新函館農業協同組合合併支援補助金充当730万6,000円の減額は執行残精査でございます。3目担い手育成基金繰入金1,000万円の追加は、1節担い手育成基金繰入金、産業担い手育成事業奨励金充当でございます。4目生活交通確保対策基金繰入金1,310万5,000円の追加は、1節生活交通確保対策基金繰入金、生活交通路線維持費補助金充当でございます。

2ページでございます。20款諸収入、4項1目ともに雑入410万3,000円の追加の主なものは、4節農林水産業費雑入で化学肥料低減定着対策事業交付金364万1,000円は、土壌分析機器更新事業に充当するものでございます。

21款1項ともに町債、1目総務債100万円の減額は、2節総務事業債、町有施設解体事業債で執行残精査、6目合併特例債1億5,240万円の追加は、1節合併特例債、小中学校空調設備整備事業債で小中学校の空調設備整備工事に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第6、議案第2号令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に405万8,000円を追加し、補正後の予算総額を12億2,643万6,000円とするものでございます。

その内容でございますが、人事院勧告に伴い人件費の精査や出産育児一時金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは議案書の38ページをお開き願います。歳出から説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で55万1,000円の増額は、人件費の精査でございます。

2款1項ともに保険給付費、4目出産育児諸費で107万円の増額は、出産育児一時金支給対象者の増によるものでございます。

3款1項1目ともに国民健康保険事業費納付金では、今年度の納付金が確定したことに伴い186万円を増額するものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費で57万7,000円の増額は、療養給付費等負担金に係る精算返還金でございます。

これに伴う歳入でございますが、36ページになります。3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金で107万円の増額は、保険給付費、出産育児一時金の増額による交付金の増でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で4万8,000円を減額。

6款1項ともに繰越金、1目その他繰越金では、前年度繰越金として301万2,000円を追加。

8款国庫支出金、1項1目ともに国庫補助金で出産育児一時金臨時補助金2万4,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第7、議案第3号令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から368万3,000円を減額し、補正後の予算総額を1億6,241万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。
高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは議案書の45ページをお開き願います。歳出から説明いたします。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で369万円の減額は、後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金及び保険料等負担金の確定に伴うものでございます。

4款1項ともに諸支出金、1目保険料還付金で7,000円を追加するものです。

これに伴う歳入ですが44ページになります。1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料では調定見込みにより109万9,000円を減額。

3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金など213万円を減額。

4款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金34万9,000円を追加し、5款諸収入、3項1目ともに雑入で7,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第8、議案4号令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,513万4,000円を追加し、補正後の予算総額を12億976万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告に伴い人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君） それでは議案その1、51ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費217万1,000円の追加は、給与改定に伴う人件費の精査及び介護保険システム改修に伴う委託料の追加によるものです。

次に3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費（交付金対象分）6万6,000円の追加は給与改定による人件費の精査によるものです。

次に52ページ、同じく3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費50万6,000円の追加及び2目包括的支援事業（社会保障充実分）24万4,000円の減額は給与改

定による人件費の精査などによるものです。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金2,263万5,000円の追加は、前年度分介護給付費負担金などの実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが50ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金で82万5,000円の追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、2目地域支援事業繰入金で32万8,000円の追加、同じく3目その他一般会計繰入金で134万6,000円を追加し、8款1項1目ともに繰越金では、令和4年度繰越金2,263万5,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（平澤 等君） 日程第9、議案第5号令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から65万7,000円を減額し、補正後の予算総額を6,951万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、修繕料の追加や人事院勧告に伴い人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君） それでは議案その1、57ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費7万6,000円の追加は、瀬棚高齢者グループホームあさなぎのホール照明器具の修繕費用でございます。次に同じく3項1目ともに介護予防支援事業費31万2,000円の減額と、同じく4項1目ともに居宅介護支援事業費42万1,000円の減額は人件費の精査によるものでございます。

これに伴う歳入でございます。56ページをお開き願います。2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で65万7,000円を減額し収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（平澤 等君） 日程第10、議案第6号令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に230万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億3,803万円とするものでございます。

その内容でございますが、人事院勧告に伴い人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の63ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額22万8,000円の追加は人件費の精算によるものでございます。2目維持管理費、補正額3万円は普通旅費の追加、2項営業外費用、1目支払利息、補正額4万5,000円の追加は長期債利子の変更によるものでございます。

次に64ページ、2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額200万円の追加は、10節需用費修繕料におきまして大雨により閉塞した水源地の復旧などに要する費用の追加をお願いするものでございます。

これに対しての歳入でございますが62ページをご覧願います。2款資本的収入、2項1目ともに繰越金230万3,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第11、議案第7号令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、補正後の予算総額を1,631万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが68ページの歳出では、2款資本的支出、1項建設改良費、1目

施設改良費において修繕料の追加について補正をお願いするものでございます。

歳入では、前年度繰越金をもって収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（平澤 等君） 日程第12、議案第8号令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2万5,000円を追加し、補正後の予算総額を4億3,568万7,000円とするものでございます。

その内容でございますが、72ページの歳出では、2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費において、人事院勧告に伴い人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計出資金をもって収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第9号

○議長(平澤 等君) 日程第13、議案第9号令和5年度せたな町漁業集落水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に10万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5,204万8,000円とするものでございます。

その内容でございますが76ページの歳出では、1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費において修繕料の追加、2項営業外費用、1目支払利息において長期債利子の追加について補正をお願いするものでございます。

歳入では一般会計繰入金をもって収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(平澤 等君) 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（平澤 等君） 日程第14、議案第10号令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,464万5,000円を減額し、補正後の予算総額を3,550万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、洋上風力発電所の廃止に伴い委託料などの精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） それでは議案の81ページの歳出からになります。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で1,464万5,000円の減額の補正をお願いするものです。内容といたしましては、8節旅費、会計年度任用職員費用弁償で2,000円の追加です。10節需用費、光熱水費で11万円の追加は、電気料金に不足が生じることから補正をお願いするものでございます。11節役務費、通信運搬費で4万3,000円の追加は、風車との電話回線の通信料に不足が生じることから補正をお願いするものでございます。損害賠償保険料の31万6,000円の減額は保険料の精査によるものです。12節委託料、定期メンテナンス業務96万6,000円の減額、保安全管理業務12万1,000円の減額、ブレード点検業務176万円の減額はそれぞれ事業費の精査によるものです。寿命延命調査業務で1,196万1,000円の減額は、風海鳥2号機の故障により寿命延長調査の実施を取り止めとしましたので業務委託の全額を減額するものです。18節負担金補助及び交付金で、受電用電力量計取替工事負担金32万4,000円の追加は、発電所の充電用電力量計が検定有効期間満了となるため北電において取替えを行う工事負担金の補正をお願いするものです。

これに対する歳入ですが80ページでございます。3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入で電気売払収入700万円の減額、4款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金764万5,000円を減額して収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

本案について原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（平澤 等君） 日程第15、議案第11号令和5年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、人事院勧告に伴う人件費の精査や瀬棚診療所のエアコン設置工事の追加、大成診療所では、薬剤師の退職に伴い薬品費などの精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それではご説明いたします。議案書の90ページをお開き願います。はじめに国保病院分の収益的収支の支出でございます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では、人事異動及び人事院勧告に伴う精査により1,988万円の減額でございます。次に3目経費では149万7,000円の追加でございますが、12節賃借料では医療機器等借上料64万8,000円、15節手数料では各種検査測定等手数料84万9,000円の追加をお願いするものでございます。

これらに対する収入は89ページをご覧ください。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益4,593万7,000円の減額は、2目、1節ともに外来収益の精査でございます。次に2項医業外収益では、7目道補助金、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で感染症病床確保促進事業補助金2,755万4,000円の追加でございます。

次に93ページをご覧ください。瀬棚診療所分の収益的収支の支出でございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費では573万9,000円の減額でございます。これにつきましては人件費の精査によるものでございます。

次に94ページの6目研究研修費40万6,000円の追加は、歯科医師が東京、大阪で開催される講習会を受講する際の研修旅費でございます。

これらに対する収入は92ページでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、1目、1節外来収益で516万9,000円を減額するものでございます。

続きまして96ページ資本的収支の支出でございます。2款瀬棚町立国保病院瀬棚診療所資本的支出、1項建設改良費、1目診療所改修事業費299万2,000円の追加は、1節工事請負費のエアコン設置工事でございます。

これに対します収入は95ページでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所資本的収入、1項、1目、1節ともに他会計出資金、エアコン設置工事分149万6,000円の追加でございます。

続きまして98ページをご覧願います。大成診療所分の収益的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費では、人事異動及び人事院勧告に伴う精査により163万1,000円の減額でございます。2項材料費2,750万円の減額は、薬剤師の退職に伴い院外処方に変更したことによる1節薬品費では2,450万円の減額、2節診療材料費では300万円の減額となるものでございます。続きまして3項経費87万8,000円の追加の主なものにつきましては、10節修繕料で74万8,000円の追加につきましては、診療所のエアコン圧縮機の修繕を行うものでございます。

これらに対します収入は97ページでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目、1節ともに外来収益で2,495万3,000円の減額でございます。

続きまして102ページをご覧願います。資本的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産取得費179万1,000円の減額は、1節機器備品購入費で医療機器購入費155万円の減額と往診車両購入費24万1,000円の減額でございます。

これらに対する収入は101ページをご覧願います。3款せたな町立国保病院大成診療所資本的収入1項、1目、1節ともに他会計出資金で医療機器等購入分89万4,000円の減額でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで開議時刻の延長についてをお諮りいたします。

本日、日程第23、議案第21号の審議が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、時間を延長することに決しました。

◎日程第16 議案第12号

○議長(平澤 等君) 日程第16、議案第14号せたな町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その2の45ページでございます。議案第14号せたな町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備のため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長(濱登幸恵君) それでは、せたな町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回、督促手数料の廃止に伴い3本の条例改正を提案しております。その説明をいたします。令和5年4月から地方税において、納税方法の拡大や収納事務の効率化を図るため全国一斉に軽自動車税及び固定資産税の納付書に地方税統一の2次元コードが付され、全国の金融機関やスマートフォンから納付が可能となっております。従来、納期限が過ぎた納付書は、金融機関窓口で督促手数料を追記し収納いただいておりますが、2次元コードがされた納付書は記載された納税額のみ対応するため督促手数料分の納付書を別途送付しなければならず、納付書が複数枚届くことから二重納付等の混乱が生じることなど、納税者と町の収納事務双方にとって煩雑となることが予想されます。以上の状況から町税における督促手数料を廃止するものであります。なお町が徴収するほかの収納金等につきましても、現在、国において2次元コード導入が検討されており、将来その導入が見込まれることなどを踏まえまして、町税との整合性を図るため税外収入金及び後期高齢者保険料について合わせて廃止するものでございます。また手数料は廃止となっても督促状は従来どおり発生発送するものでございます。

それでは新旧対照表でご説明いたします。議案47ページとなります。第1条せたな町税条例

の一部改正でございます。第2条第1項第2号中、改正前に記載のあります督促手数料の文言を、改正後は削除し、また次にあります第21条の督促手数料については、改正後は削除するものでございます。第2条せたな町税外収入督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正では、第3条前条の規定により、督促状を発した場合においては、1通につき100円の手数を徴収するを、改正後は、督促手数料は徴収しないに改めるものでございます。第3条せたな町後期高齢者医療に関する条例の一部改正では、第6条保険料の督促手数料を改正後は削除するものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、第2項ではこの条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第15号

○議長（平澤 等君） 日程第17、議案第15号せたな町総合福祉センター条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第15号せたな町総合福祉センター条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。本町の公衆浴場入浴料金を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは内容を説明させていただきます。このたびの改正は、北海道において公衆浴場の入浴料金統制を定めておりますが、燃料費や人件費などの高騰を受け公衆浴場の安定した経営を鑑み、令和4年10月、また本年10月に入浴料金統制額が引き上げられたところでございます。本町におきましても、公衆浴場の安定した経営と北海道で定めた入浴料金との是正を図るため引上げを行うものでございます。

それでは議案書51ページをお開き願います。新旧対照表で説明いたします。右が改正前、左が改正後となります。第1条はせたな町総合福祉センター条例の一部改正でございます。別表第1、入浴料金の表中、改正前、大人1回券410円、回数券4,100円を、改正後は1回券450円、回数券4,500円に、中人、改正前、1回券140円、回数券1,400円を、改正後は1回券150円、回数券1,500円に、小人、改正前、1回券70円、回数券700円を、改正後は1回券80円、回数券800円に改正するものでございます。

次の第2条のせたな町貝取潤公営温泉浴場条例の一部改正、第3条のせたな町温泉宿泊施設条例の一部改正についても、別表の改正で同様の料金の改正を行うものでございます。附則としてこの条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） これで質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第16号

○議長（平澤 等君） 日程第18、せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第16号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。特

定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは内容を説明させていただきます。このたびの改正は提案理由のとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから国の基準に倣い本条例を改正するものでございます。

それでは議案書55ページ、新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第15条第1項第2号では法律の項ずれに伴う改正となります。第35条第3項では、文言の整理及び読替規定の整理による改正でございます。

次に56ページになります。第36条第3項についても文言の整理及び読替規定の整理による改正でございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第17号

○議長（平澤 等君） 日程第19、議案第17号せたな町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第17号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、出産する予定または出産した被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それではせたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から出産予定または出産した被保険者について、単体出産の場合は産前産後の4カ月分、多胎出産の場合は6カ月間で出産する被保険者の所得割額及び均等割額をそれぞれ減額する制度が創設されたことから国に準じて改正するものでございます。

それでは条例の改正内容につきまして議案61ページからの新旧対照表により説明いたします。第23条、国民健康保険税の減額でございますが、先ほど説明しました出産する被保険者の所得割額及び均等割額を減額する規定を左側、改正後に記載のとおり第3項として加えるものでございます。第1号から第6号で基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額についてそれぞれの算定方法を定めております。まず第1号では、基礎課税額の所得割額の算定方法、第2号では、均等割額の算定方法を定めております。次に第3号、第4号では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、均等割額の算定方法、第5号、第6号では、介護給付金課税額の所得割額、均等割額の算定方法についてそれぞれ定めております。次に第24条の3では、これらに係る届出の方法について加えるものでございます。第1項では、届書に記載しなければならない事項、第2項では、添付書類に関わる規定、第3項では、届出期間に係る規定、第4項では、届出を省略することができる規定についてそれぞれ定めております。なお附則といたしまして、第1項では、この条例は令和6年1月1日から施行し、第2項では、この条例による改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険税について適用し、令和5年度分の保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第18号

○議長(平澤 等君) 日程第20、議案第18号せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第18号せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例についての提案理由を申し上げます。地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用するため、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) それでは内容について説明させていただきます。当条例の制定につきましては、水道事業の持続可能な経営の確保や経営基盤の強化に取り組むため、水道事業の公営企業会計の適用が推進されてきたところでございます。当町におきましては、簡易水道事業及び営農用水道等事業の2つの特別会計を、令和6年4月1日から公営企業会計移行するため当条例を制定するものでございます。

それでは66ページからとなります。第1条では、簡易水道事業の設置について、第2条、法の財務規定等の適用では地方公営企業法の適用日を規定してしております。第3条、経営の基本では、基本理念、簡易水道事業及び営農用水道等の経営規模等を定めております。

68ページ、第4条、重要な資産の取得及び処分では、地方公営企業法に基づき事業に供する資産の取得及び処分等の予定価格を予算で定めることを規定しております。第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除では、業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない額を規定しております。第6条、会計事務の処理には、出納事務に係る会計管理者の権限について規定しております。第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の金額及び損害賠償の額について規定、第8条、業務状況説明書類の作成では、業務状況の公表内容等について規定しております。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第19号

○議長（平澤 等君） 日程第21、議案第19号せたな町下水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第19号せたな町下水道事業の設置等に関する条例についての提案理由を申し上げます。地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用するため、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは説明させていただきます。当条例の制定につきましては、議案第18号で説明をいたしました簡易水道事業の設置等に関する条例と同様に、公共下水道事業及び漁業集落排水事業の2つの特別会計を、令和6年4月1日から公営企業会計へ移行するため当条例を制定するものでございます。

それでは内容について説明させていただきます。72ページからとなります。第1条では、下水道事業の設置について、第2条、法の財務規定等の適用では、地方公営企業法の適用日を規定しております。第3条、経営の基本では、基本理念、公共下水道事業及び漁業集落排水事業の処理区域等を定めております。第4条、重要な資産の取得及び処分では、地方公営企業法に基づき、

事業に供する資産の取得及び処分等の予定価格を予算で定めることを規定しております。第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除では、業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない額を規定しております。

73ページ、第6条、会計事務の処理では、出納事務に係る会計管理者の権限について規定し、第7条では、議会議決を要する負担付きの寄附の受領等の金額及び損害賠償の額について規定、第8条、業務状況説明書類の作成では、業務状況の公表内容等について規定しております。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第20号

○議長（平澤 等君） 日程第22、議案第20号せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例及びせたな町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第20号せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例及びせたな町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。令和6年4月1日より簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することにより、新たに制定されるせたな町簡易水道事業の設置等に関する条例及びせたな町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴い、関係条例の一部改正及び廃止が必要となることから本条例を制定するものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは内容について説明させていただきます。議案書80ページの新旧対照表により説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後となります。第1条、せたな町特別会計条例の一部改正では、改正前、別表中下線部、特別会計の種類において簡易水道事業特別会計から漁業集落排水事業特別会計までを改正後は削除するものであります。第2条、せたな町基金条例の一部改正では、改正前、第2条中下線部、第15号簡易水道事業基金から第17号漁業集落排水事業基金までを改正後は削除し、81ページ、改正前、第18号、第19号、第20号を、改正後はそれぞれ第15号から第17号とするものでございます。改正前、第6条中下線部、第4号簡易水道事業特別会計に計上する基金から第6号漁業集落排水事業特別会計に計上する基金までを改正後は削除し、第7号を改正後は第4号とするものであります。次に第3条、せたな町し尿等処理に関する条例の一部改正では、改正前、第4条中下線部、せたな町公共下水道設置条例第4条を、改正後は、せたな町下水道事業の設置等に関する条例第3条第2項へ改めるものであります。

次に82ページ、第4条、せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例の一部改正では、改正前、第3条中下線部、せたな町公共下水道設置条例第2条を、改正後は、せたな町下水道事業の設置等に関する条例第3条第2項に、改正前せたな町漁業集落排水施設に関する条例第5条を、改正後は、せたな町下水道事業の設置等に関する条例第3条第3号を改めるものであります。次に第5条、せたな町簡易水道事業給水条例の一部改正では、改正前、第2条中下線部、せたな町簡易水道設置条例第2条を、改正後は、せたな町簡易水道事業の設置等に関する条例第3条第2項第1号に改めるものでございます。

次に83ページ、第6条、せたな町営農用水道等給水条例の一部改正では、改正前、第1条中下線部、せたな町の次に、改正後は設置するを追加し、改正前を設置し、水道事業を運営するとともに給水についてを改正後は削除するものであります。改正前、第2条、給水区域及び給水量は、改正後は削除するものであります。

次に84ページ、第7条、せたな町漁業集落排水施設に関する条例の一部改正では、改正前、第1条中下線部、せたな町漁業集落排水施設を、改正後は、に設置するせたな町漁業集落排水施設に改め、改正前、設置及びを改正後は削除し、改正前、第2条、名称及び位置については、改正後は削除するものであります。次に第8条、せたな町漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正では、改正前、第4条第2項中、せたな町漁業集落排水施設に関する条例を、改正後は、せたな町下水道事業の設置等に関する条例に改めるものであります。

次に85ページ、第9条、せたな町漁業集落排水施設水洗便所改造等補助金条例の一部改正では、改正前、第1条中下線部、せたな町漁業集落排水施設に関する条例第5条を、改正後は、せたな町下水道事業の設置等に関する条例第3条第3項に改めるものであります。次に第10条、せたな町漁業集落排水施設水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部改正では、改正前、第1条中下線部、せたな町漁業集落排水施設に関する条例第5条を、改正後は、せたな町下水道事業の

設置等に関する条例第3条第3項に改めるものであります。

次に86ページ、せたな町簡易水道設置条例及びせたな町公共下水道設置条例は廃止するものであります。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第21号

○議長（平澤 等君） 日程第23、議案第21号せたな町定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第21号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての提案理由を申し上げます。函館市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、せたな町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） それでは定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてご説明いたします。定住自立圏構想につきましては、中心市と近隣市町がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら地域における共通の課題解決や産業振興に取り組むことを目的としており、当圏域では函館市が中心市となり平成26年3月の第1回定例会において議決をいただき、渡島檜山17市町と1対1で本協定を締結しているもので、令和6年度からの

第3次南北海道定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、新たな事業に取り組むため新規事業の追加と文言の整理をするものです。

変更する協定書の内容につきましては、90ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。左側現行で右側が変更案でございます。別表第1の大項目、現行アの医療の表中、医療従事者の確保要請を、変更案では、安定的な医療提供体制の確保と改め、取り組みの内容を91ページにかけて、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するため救命救急士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組むと改め、甲乙の役割においても、安定的な医療提供体制を確保するために改めるものです。次に新規事業として、ウ教育を92ページにかけて、圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の総合利用をはじめとした各種事業に取り組むことが追加されております。内容は以上となりますが、変更協定は関係市町、道南の18市町で変更協定の議決がされたあと、年内に函館市と関係全市町により変更協定の締結をする予定でございまして、函館市につきましては12月8日に議決をされているということになっております。

内容につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎延会宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の議案審議は12月21日に行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じることに決しました。

なお会議は12月21日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後5時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月5日

議 長 平 澤 等

署名議員 吉 田 実

署名議員 大 湯 圓 郷

令和5年第4回せたな町議会定例会 第3号

令和5年12月21日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 諸般の報告
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番	石原広務君	2番	梶田道廣君
3番	藤谷容子君	4番	福嶋豊君
5番	横山一康君	6番	本多浩君
7番	真柄克紀君	8番	熊野主税君
9番	吉田実君	10番	大湯圓郷君
11番	菅原義幸君	12番	平澤等君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小坂橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	高橋純君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	増田和彦君
農林水産課長	吉田有哉君

建設水道課長	平	田	大	輔	君
会計管理者	杉	村		彰	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	中	山	康	春	君
まちづくり推進課長補佐	奥	村	大	樹	君
財政課長補佐	小	林	和	仁	君
税務課長補佐	長	内	解	人	君
町民児童課長補佐	黒	澤	美知	子	君
認定こども園副園長	本	田	和	矢	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	水	野	万寿	夫	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農林水産課長補佐	藤	井	卓	也	君
農林水産課長補佐	井	村	裕	行	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進課主幹	斉	藤	哲	章	君
財政課主幹	稲	船	洋	志	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	三	浦	三津	枝	君
町民児童課主幹	山	川	彩	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農林水産課主幹	斉	藤		真	君
農林水産課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	吉	田	一	也	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
出納室主幹	竹	内	亜希	子	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
防災係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君

広報統計係長	西田幸恵	君
商工労働観光係長	山崎英人	君
環境衛生係長	原田宰	君
農政係長	栗城惇史	君
業務係長	北山典孝	君
業務係長	池田裕之	君
水道係長	竹内佑輔	君
庶務係長	大庭啓	君

《瀬棚支所》

支所長	河原泰平	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田良子	君
次長	栗谷一樹	君
瀬棚保育所長	水野真里子	君
福祉係長	稲船奈穂子	君

《大成支所》

支所長	中川讓	君
大成保育園長	浜高あけみ	君
事務係長	村井貴大	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑英規	君
次長	山本亨	君
次長	尾野真也	君
主幹	藤谷希	君
給食センター学校給食係長	伏見尚志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹羽優	君
次長	佐々木正人	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原進	君
書記次長	中山康春	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	上野朋広	君
------	------	---

次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	上 野 朋 広 君
次 長	松 原 孝 樹 君
主 事	大 辻 省 吾 君

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員は12名で定足数に達していますので定例会再開いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第2、12月15日に引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員の6問目の一般質問の答弁から行います。このことについては12月15日に菅原議員からの6問目の一般質問において、畜産クラスター事業に係る平成29年度以降の畜産クラスター若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の全ての関係資料の提出及び議会に対し一切報告、資料提供がなかった理由を質問されました。町の答弁としては、当初個人情報として議会へ提出できる資料はないとしていましたが、そのあとの答弁修正で国、道が非開示となっているため提出できない。また協議会の会長が開示しないでくれというように答弁の内容が都度変わっておりました。このことを受け、議会運営委員会を開催し取り扱いを協議した結果については私が報告を申し上げましたが、改めて議会運営委員長より報告願います。

福島議会運営委員長。

○4番（福嶋 豊君） 12月15日開催の第8回議会運営委員会の協議内容について改めて委員長報告いたします。

協議内容については、一般質問に対する町の対応について協議いたしました。結果としまして菅原議員の一般質問に対し、町に対しましては資料の中に個人情報があるとしても、その個人情報の部分以外の出せる部分の提出について真摯に対応するべきであると決しましたことを報告いたします。

○議長（平澤 等君） ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、議会運営委員会の決定を重んじ答弁していただきたく菅原議員の1回目の質問に対し答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは改めて答弁をさせていただきます。1点目の若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の関係資料につきましては、今まで議会に提出した資料以外に農林水産省より求められている報告などがございますが、国、道におきましては、個人が特定できる個人情報のため非開示としているところであり町もそれに倣っておりましたが、議会運営委員会の要求に応じるため、再度北海道へ確認したところ、町の持っている行政情報として個人情報特定されないことを条件に町の責任において提出することはできると助言いただきましたので提出をさせ

ていただきます。また協議会におきましても、個人が特定されることから提出を拒まれておりましたが、同様の扱いで良いと確認がとれましたことから個人情報特定されない形で協議会関係資料を提出させていただきます。

2点目につきましては、町は個人情報特定できる資料と判断したことに加え、議会の報告資料の提出については必要ないというふうに考えていたところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 町長、今、配付資料提供できるんですか。
暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時30分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。いろいろお尋ねしたい点があります。まず1つは、この資料今、短時間ではありますが目を通しました。まずこのクラスター協議会に町側の課長はただの1度も出席していません。驚きました。これは町長知っていたんですか。この構成員の中身からすると、国の補助金を経由したのは最終的にはせたま町であります。その場合にせたま町議会の議決を得てクラスター協議会に支出をする流れになっておりますが、肝腎要のせたま町の行政担当者が、この協議会の構成員でありながら一貫して欠席してるんです。これは町長どういうことですか。私は国が直接協議会に交付しないで、地元議会を通すという方針をとったということは、1番身近にいる行政と議会がしっかりこのクラスター事業に対する成果や評価を見極めるために、わざわざそういう手続きを取ったんだと思います。町長、大変な問題ですよこれは。土台議会の議決も通さないで違法な形で町長はクラスター協議会に支出をしました。このことは、あなたが在任期間中、私は一貫して追及するつもりであります。これは不正行為の中でも最もたちの悪い犯罪に匹敵する認められない手法だということをここで改めて申し上げておきたいと思うんです。それでそうした議決を経ないで違法に支出した補助金の流れについて、行政側は構成されているクラスター協議会のメンバーとして、しっかり見極める政治的責任があるというふうに思います。これは国からそうしろよと言われたように等しい業務を欠席連続することによってサボタージュしたんじゃないかという疑問が出てまいります。しかも町長、何回か指摘しておりますが、この会社には、あなたが当時、経営者として籍を置いていたところなんです。代取ではありませんでしたが数少ない経営陣の一員になったんですよあなたは。私は利益相反という問題があるということを当初から言っておりましたが、お金出したあとは知りませんと、どうぞご自由にだよということと同じではないのかという疑問も生じます。まず最初に一貫して出席をしていなかったということについての町長の政治的責任をどうお考えになっているのか、明快な答弁を求めたいと思います。

2つ目であります、町長これ真っ黒けですよ中身。私ある方と情報交換しておったんですが、基本的には昨日の時点で資料提出に応じざるを得ないというのが町長の最終的態度のようだという事は入手しました。これ今ネットで大変大きな問題になってるんです。議会中継の再生数見ましたか。ゆうに1,000件突破したんです。かなり広い人たちから注目を浴びてます。あれあのまま拒否したら町長もてるんですかという声もありました。それからもう一つ言っておきますが、内田道議とも情報交換、私はいたしました。これは中身はつきり申し上げておきますが、いや菅原議員のおっしゃってることは正論だと。資料の中に個人情報が入っていれば墨塗りすればいいだけだから提出を拒否するっていうのはおかしいと思うよと。こういうやりとりをしました。私の後援会長、困ったことをしてくれたみたいな嘆き節も入っておりました。町長それほど理のない答弁を15日の日に最後まで訂正しないままにじょっぱったということなんです。じょっぱればいってもんでないんですこういう問題は、筋を通さなければなりません。そういうことでは、町長があれほど個人情報です。私は個人情報保護法を守らなければいけないから情報は出しませんとこうおっしゃってましたよね。何でてっくり返るんですか簡単に。じゃあの答弁何だったんですか。私があそこまで徹頭徹尾提起をしなければ出しませんで終わりです。おそらくほかの議員の方なら私がやったように最後まで頑張ったかなというふうに思います。これは町長、議会に対して明らかな軽視であって何期やったかわかりませんが、自惚れ以外の何物でもありません。町長に当選したときの原点に立ち返って謙虚な姿勢を見せていただきたい。特に自分が経営陣に身を置いていた会社であればなおさらのこと透明性の高い議会でのやりとりにならなければ町民の疑問これは消えないというふうに思います。その点について当初の答弁180度変わったことについてのあなたの見解をしっかりと伺っておきたいと思うんです。それから順位は前後いたしますが、この中に国へ提出した書類の写しは見当たらないんですが、それはどうなんですか。29、30、31、令和2年、3年、4年、5年と7年分の協議会絡みの資料が出ておりますが、町長は随分強調した道を経由して国に上げた資料というのが、この中になんかありません。それも私は個人情報があるんであれば墨で塗って提出を求めているんです。これについても求めておきたいと思います。

次です。15日の答弁では、協議会の資料としては農林水産省より町に求められている報告しかないというふうに断言しましたが、国に上げている資料以外にこれだけあるじゃありませんか。国に上げた資料以外にないという答弁なされたんです。町長、首をかしげているようですから、これ議長に要求しておきたいんですが、会議録署名議員の署名をもらってありませんが、会議録精査を事務局が起こしております。その起こした会議録は私入手しておりますが、町長にも提示していただいて、町長ご自身が国の資料以外にせたな町では資料持っていないという答弁を明確にしております。これは私が入手した会議録精査資料の2ページの中段に明確に書いております。協議会の資料としては、農林水産省より町に求められている報告しかないということなんです。これは実は11月8日に、私は農林水産課長にクラスター関連の資料の提出を要求いたしました。そのときには資料の存在を認めて提出することを承諾していたわけでありまして。何で11月8日なのかということなんです、北海道新聞にクラスター事業についての国の監査委員の

結果報告が記事として載っていたんです。数字が違ふと。それで我が町ではどうなのかということを確認するために、その同じ日の11月8日に実は担当課長に資料要求しますよと。これは決算審査でやらなければならないということではないので、後日、提出をお願いしたいということで同意を得ておりました。ところがこのたびの町長の15日の答弁では、課長が存在を認めていた資料を頭から否定してるんです。もう一度申し上げます。協議会の資料としては農林水産省より町に求められている報告しかない。これが町長の15日の答弁でありました。どういうつもりでこういう答弁したんですか。町長が存在する文書を否定した答弁をしたことの真意を伺いたいと思います。

次の問題ですが、これは先ほど申し上げました会議録精査5ページの中段にございますが、協議会の資料は個人情報特定される情報になっているため、会長より開示しないでくれということであったようだとこう言ってるんです。会長はあなたの息子さんです。会長はいつどこで町側の誰に言ったのか。このことをつまびらかにしていただきたいと思います。さらに協議会の資料は協議会において個人が特定されるから提出を拒否されている。これは会議録精査資料の6ページ中段であります。協議会が提出することを拒否をした会合の年月日、これを特定していただきたいと思うんです。いつどういう手続きで町側に協議会の提出拒否が届けられていたのか具体的に明らかにしていただきたいと思います。

それからもう一つ、ついだから言うておきますが、こういう答弁もしてるんです町長は。先ほど言った資料の9ページの下段でありますけれども、開示しないでくれという協議会の意向であると、町が持っている情報については町に開示願を出していただいて、しかるべき対応してほしい。議員が一般質問通告で資料要求しているのにですよ、改めて開示請求をしてくれとこういう答弁というのはありますか。そうしますとこれからも議会で資料要求の質問をしたときには、その質問に対して答弁をしないで改めて開示請求要求をするってということなんですか。これ議会軽視です。そういう高飛車な態度で議会に対応するということは、私は二元性の地方自治の下ではあり得ないことだと思います。そこに対する町長の明快な答弁を求めたいと思います。その上で不適切な発言だとなれば取消しを求めたいと思う次第であります。

もう一つ聞いておきます。町長はこの会議録資料の10ページの下段で、町の組織ではないのでクラスター協議会の意向に従わざるを得ない。こういうことまで言ってるんです。しかしこのクラスター協議会の資料は構成員である町が当然にして得た行政資料なんです。それは公的性格を持ったものなんです。にもかかわらずクラスター協議会が公開しないでくれということをやったので、町の組織ではないから協議会の意向に従わざるを得ないという論理になるんですか。そうすると町が得た行政情報、全て発信元に質して公開していいかどうか一々伺うんですか。町が取得した行政情報を議会や町民に公開するというのは町の責任じゃありませんか。町の主体性の問題ではありませんか。こういう矛盾した答弁をなさっているんです。いくつか申し上げましたが、私は町長の議会対応に重大な問題点を感じます。資料そのものを提出をしなかったという問題もあります。これは最小限今日、内容は別としてクリアされました。しかし12月15日の一般質問で答弁なされたあなたの全内容について、議会制民主主義の根幹に関わる重大問題とし

て一つ一つ丁寧にご答弁を求めておきたいと思う次第であります。

以上で再質問といたします。

○議長（平澤 等君） 今、菅原議員から再質問で私の手元で約7項目の内容についての質問がございました。その分について、今理事者から質問内容の点数について確認したいというふうなことなので、それについて今確認をとるということで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議事進行について発言をいたします。私の再質問は先ほど申し上げましたように15日の私の一般質問の会議録精査資料に基づいて質問を組み立てておりますが、多分お聞き取りになっている議員の皆さんよく理解、把握できないと思うんです。これは町長もそうなのかと思いますので精査資料を皆さんにお渡しして、その上で正確な質疑に入るといふうにさせていただきたいと思います。その取扱いを求めます。

○議長（平澤 等君） わかりました。本会議中です。失礼いたしました。ただいま議事進行発言で菅原議員からございました。質問内容について要旨をまとめたペーパーがあるので皆さんに周知していただいて、この内容について理事者側、また議員の皆さん方も共有した中でこれからの再質問及び再質問の答弁について入っていきたいと思いますので、その資料の提供を今理事者及び議員の皆様方に要旨まとめたものが手元にごございますのでこれを配付いたします。15日の会議録についても皆さんにお示ししたいと思います。いいですか。

議事進行ですか。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私は今日までいろいろこういう形で来たのはそれはそれとして、各立場でわかるんです。ただ私議長にお伺いしたいですが、今の町長と菅原議員のやりとり聞いて議長自体がこの議事のポイントと、こういう提出書類も含めてどういうふうにかちんと判断して要求するって形になってるんですかこれ。私それが全然見えないんです。議長がこれとこれと整理して、こういう形で進めていくべき書類を出すというのはわかるんですけど、説明をきちんとなしなると私たち議員としては本当に議長の考えを、進め方をきちんとしてもらわないとあれですよ、ただ当事者同士のやりとりを見てれてことになりませんよ。

○議長（平澤 等君） ただいま真柄議員から議事進行の発言の中で、議長の考え方を示して皆さん方の一般質問の進行を進めるべきだというふうな発言ございました。私もそのとおりだと思います。その点で先ほど少し触れましたが、やはり一般質問については議員の特権であるというふうなことを私も認識した中で、やはりそのことの理事者に対する回答については、やはり質問

者が理解できるように詳しく説明するのが本来だと思います。そういった点からこの内容について菅原議員がおっしゃいました質問、結構項目が多いのでこの内容の的確な答弁をいただくために、先ほどの菅原議員の質問した内容について、そしてまた会議録これはまだ正式なものではないですが、15日の会議録についてそのことに基づいて今質問が行われています。その資料を議員皆さん方、それから理事者の皆さん方が共有した中での理解、皆さん方できちんとした回答、一般質問の質問もしくは回答について進めていきたいというふうなことで私の判断として、このようにしていきたいと思います。そういったことでただいまから議場の時計で11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時25分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど議長から質問要旨をいただきました。7項目とっておりましたが8項目ございましたので一つ一つお答えをさせていただきます。

1問目の町の課長が1回も出席しなかったことについて知っていたかということですが、これは知りませんでした。

2つ目資料を提出することとしたことに対する町長の見解ということですが、これは先ほどもお答えいたしましたように、これらの関係資料につきましては、今まで議会に提出した資料以外、農林水産省より求められている報告などがございますが、国、道におきましては個人が特定できる個人情報のため非開示としているところでございました。町もそれらに倣っていたところでございますが、議会運営委員会の要求に応じているため再度北海道に確認したところ、町の持っている行政情報として個人情報特定されないことを条件、これを条件に町の責任において提出するという問題は問題ないという助言をいただきました。そこで今回提出させていただいたところがございます。また協議会におきましても個人と特定されることから提出できないとされておりましたが、同様の扱いで良いと確認がとれましたことから、そうした情報が特定されない形で協議会関係資料も提出させていただいたところがございます。

3点目です。道経由し国に対し提出した資料がないのはどうなのかという質問でございますが、これはお手元にあります北海道という上に書かれた資料があると思います。ホチキス止めしております。これがそうでございますし、この下のほうに年度によってある時とない時があるんですが、畜産酪農収益力強化総合対策基金等事業実績報告と、実施実績書というのがございます。これは提出しなくてもいい年度とする年度とありますので年度によってはこれが入っていない部分がございます。それもお手元に行っているというふうに思います。

それから4番目ですが、課長は11月8日資料の存在を認め提出することを承諾していたが、町長が拒否をした理由は何かということですが、これ確認しましたところこの提出を承

諾していたということではなくて、資料はございますよという話をしていたということで確認しております。町長が拒否した理由、これにつきましては担当課において個人情報も含まれておりますので、国、道、協議会に確認し非開示ということから国の判断に従って提出しなかったということで、これは前回は答弁申し上げておりました。

5つ目協議会の会長が開示しないでくれといったことについて、何時、どこで、町側の誰に行ったのかということにつきましては、これは12月11日午後、事務局と会長と協議をして農林水産課長へ報告があったと。

6点目、協議会が提出を拒否することを決めた会合、日時について、これは確認しておりません。

7つ目ですが、町が持っている情報の開示願いの提出要求は議員の質問権の拒否、議会軽視である。これの取消しを求めるといってございまして。これについては誤解を与える発言であったといってございまして取消しをいたします。取消しをさせていただきます。

次に8つ目です。町が取得した情報を協議会や会長が指示できるのかということですが、これは先ほど来お話をしているように個人情報が含まれておりますので、これは提出段階では、国あるいは道あるいは協議会と協議をして間違いのないように確認をさせていただいているということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今再答弁をいただきました。ただメモをし切れない部分がありますので、後ほどこれは会議録精査を行いまして、改めて最終的には3月定例議会、あるいは3月定例議会の予算等審査特別委員会で詳細お尋ねをしたいと思います。差し当たり指摘できる問題について指摘し再々質問に代えたいと思います。まず担当課長が1回も出席しないことについて町長が知っていたかと、こういう簡単なまとめになってますが、知らなかったって答弁でいいんですかそれは。つまりそういう木で鼻くくったような全く責任感のない答弁するところに高橋町長の議会軽視という典型的な状況が出ているんです。少なくとも先ほどあれだけ指摘してるところから、出ていないということは行政として手落ちであったと、そのことについては1億5,000万という国民の大事な税金の使われ方の協議する現場に7年間にわたって出てなかったわけですから、そういうことについてあなた自身が行政執行者として、どういうふうに責任を感じておったのかと。その内容がここで答弁されなきゃいけないんです。例によって高橋流の木で鼻くくったような答弁なんです。知らなかったの一言で済むような問題ではないということをお断りして厳しく指摘し再々質問をしておきたいと思っております。真面目にやってくださいよ町長。それから資料を提出したことに対する町長の見解です。これも先ほどの答弁で済むような問題ですか。今までは個人情報だから出せませんと。私は個人情報保護条例を守りますとゼロ回答だったんです。これが今ね大きな問題になってるんです。そのところについての政治的な判断内容を何も示さず、まあ道に聞いてみたらいいって言うからやりましたと。全部道に丸投げです。問われているのは町長の主体性の問題なんです。つまり国民の税金の使われ方、その内容について地元町村として

議会と住民に説明責任をきちんと果たすということについてどうだったのかということが問われてるんです。その中身について答えなくて、道に聞いたら出していいって言ったから出しましたって、そういう木で鼻くくったような答弁で済まされることになりますか。しっかり自己責任についての関連性の中で、ご答弁をお願いしたいと思います。議運に言われたから出しましたっていうのもおかしい話なんです。じゃ議運に言われなきゃ出さなかったんですかって話ですよ。いやおそらく議運でああいう決議して、ここで個人情報を除く情報出せと言われなきゃ出さなかったんだと思いますけども。そのことについてどうなのかっていう再質問なんですよ私は。形式的に答弁を終わらせなくて、政治的な道義的な町長としての心ある良心的な判断をしっかりと求めたいと思います。それから道を経由し国に提出した資料これはあるんだという答弁でした。よく吟味をさせていただくことといたします。

4つ目であります、11月8日、課長は資料があるというふうに言っておりましたが、結局一般質問の答弁では国に対する報告以外はないということをおっしゃったんです。これは私の手元にある会議録精査資料の2ページの中段に明確に町長答弁として出てるんです。何でこんなこと言ったんですか。現実にあるから出したわけでしょ。ないっていうなら今日だって提出できなかったはずなんです。そういう答弁を意図も簡単に複数回15日の議会でやったということの責任は私は極めて大きいと思うんです。はっきり言わせてもらおうと虚偽答弁なんです。あるのになんていう答弁をして、それで最後でじょっぱったわけです。会議録見てください。ご自身の答弁内容としてきちんと出ておりますから、取り消すんならそれも事実ではありませんでしたと。町民にわかりやすい言葉で言えば嘘ついてましたということ素直に認められなきゃこれはおかしいですよ町長。そのことを申し上げておきたいと思います。

それから次です。協議会の会長が開示してくれないとしたことについて、いつ、どこで、町側に誰が言ったのか。これは12月11日に局長と会長がこられたんですね。そういうことなんですね。日時合わないじゃないですか。一貫して出さないでくれっていうことなんですよ。だから出されない文書だって言ったんですよ。そして存在もしてないということ町長はおっしゃったんです。日時が合わないんです。で100歩譲ってこれが根拠だとするならば、私が一般質問を通告したのは12月8日なんです。それに対応するために町がわざわざ呼んできてもらって出していかどうかを相談したということになりませんか。私の一般質問通告をした3日後なんです。そこまでやりますかって話です。要するに答弁拒否するためのアリバイ作りじゃありませんか。これは町長自身が取得した行政文書について、それを議会に公表するか、町民に公表するかについては町長自身の判断のもとでやらなくちゃいけないことなんです。息子さんと事務局長呼んでやっぱり出さないことにしようかと。本当に私はよくないと思います。もともとあれなんですよ。もともとずっと前から出さないでくれっていうことになっておったっていうならまだ話はわかります。急遽非開示の判断を今年のしかもつい先日、12月11日に言われたと。それをもって答弁拒否の根拠にするということは許されない手法であります。そういう手法を使ったということについて厳重に反省を求めておきたいと思います。それから協議会が提出を拒否することを決めた会合の年月日について確認できないと。こういう答弁でしたよね。確認できないっていうこと

は協議会なんかそんな方針決めていないということなんじゃないですか。こんなことを協議会が決定議決できるはずないんです。ですから15日にも言いましたが、秘密組織なんですかこれは。非公開組織なんですか。皆、公的な団体がそれぞれ代表して役員になってますでしょ。協議会の提出を拒否することを決めた会合の日時、年月日確認できませんということになれば、そんなことを協議会でやってなかったということです。このことを再々質問で確認を求めておきたいと思います。最後の部分についてはもう町が取得した情報を協議会や会長が指図できるのか。そんなのできないに決まってるんです。町が判断すればいいわけですから、町自身が取得した町の公的な行政文書なんですから。町長の責任を逃れるための逃げ口実にすぎなかったということ、ここでは確認しておきたいと思います。

それで再々質問の最後に申し上げておきたいと思います。平成29年度以降報告がございませんでした。これは1億5,000万円の公金を注入した町行政側の責任として全く議会に報告をしないということは重大な行政上の怠慢であって許されない行為だということをご指摘申し上げたいと思います。その上で国が補助金交付を町の議決に委ねた行為を否定するものであって、これは町行政の私物化というそしりを免れないのではないかとこの重大な疑問を生じます。このことについてもお答えを願いたいと思います。町長の態度は終始一貫、議会軽視、町民の知る権利の妨害、許されることではございませんので嚴重に反省を求めたいと思います。その上で今日提出された資料を十分に吟味したいと思います。肝腎要の中核となる情報については全て黒塗りであります。これは情報公開しなかったに等しいと。極めて乱暴なやり方であります。違法な専決処分の追及も含めて、この問題を改めて3月定例議会で、いろはのいから追及したいと考えます。特に補助事業の効果がどのように出ており、町としてどのような対応をしなければいけないのかと。この中核的な問題について一切責任を放棄し、議会にも情報提供を完全に秘匿しているということについては許されないことでもありますので、そのことを指摘し再々質問といたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをいたします。課長が出席していたかどうかということについては正直申し上げまして知りませんでした。これにつきましては今後このようなことのないように気をつけてまいりたいというふうに思っております。

情報についてですが、これも先ほど答弁させていただきましたが、町の考えに加えて国、道のご意見も頂戴しながらということで、これは確認をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから国に対する報告以外にないということでございました。49:08わかりました。吟味するということがあったようでございますので次に移りたいと思います。

それから確認できないって、ちょっと待ってください。失礼しました。資料の提出についてでございますが、これは先ほど来、答弁申し上げているとおり、再度、国、道に確認をさせていただいて、この個人情報部分を除いて公開をするということで、そういうお話をいただいての提供ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それからこの事業の議会軽視という話もございましたが、事業については、ご案内のとおりルールに基づいて手続きをさせていただいて整理されているというふうに、町は、議会におきましてもそういうふうに考えているところでございます。

それから情報公開において町が判断すれば良いのではないかとということでございました。あくまでも町としては、町の判断がそれが正しいのかどうかという確認、これは再確認するというように、そういった改めて道に紹介をさせていただいて、そういうことで情報公開は可能ですよということでございましたのでこれはそうさせていただいたところでございます。

それから会長が、この協議会の開示の部分なんです、これは12月11日にこれは事務局と会長協議されて町へ報告があったものでございます。改めて会合の年月日についてはこの質問もございました。これは確認できないということではなくて、先ほど答弁させていただいたとおり、その部分については確認しておりませんということでございます。そういったことでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 町長、菅原議員からは先ほどこの一連の件に関して、理事者側については一連の件に関して強く反省を求めると。そしてまた効果の報告もあってしかるべきという、そういったことを念押ししてきてますので理事者側のそれに対する対応について述べてください。

町長。

○町長（高橋貞光君） 答弁漏れがあったようでございます。大変申し訳ございません。この29年以降のこの資料の提出がないということでございました。通常、完了した事業につきましては、これまでも議会には報告をさせていただいておりません。例えば、漁業の冷蔵庫、あるいは製氷施設なども同じような扱いをしております。このほかの事業につきましても完了した事業につきましては議会に報告はしていないと。資料の提出はしていないということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。ただ予算等がある事業につきましては、これは当然予算に関わる問題ということでございますので議会には報告をして、ご審議をいただいているということになるわけでございますので、ご理解をいただきたいとしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 議長から申し上げます。理事者側においては先ほど来一般質問者からありましたように、一連の件に対しては、議会運営委員会の趣旨もあった中で十分反省し今後の一般質問等における答弁については慎重を期していただきたいとしたいと思います。

以上で、菅原議員の6問目の一般質問を終わります。

ここで1時まで昼食休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。
一般質問を続けます。

菅原議員の7問目の質問から入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして町営住宅入居時の連帯保証人制度の廃止についてお尋ねいたします。

①家賃の滞納整理のための連帯保証人制度、これは滞納整理は町がやるべきであって連帯保証人に責任を負わせるべきではないと思いますが、いかがですか。

②緊急時の連絡先が明らかであればいいのであって、国の方針通り連帯保証人制度は全廃すべきではありませんか。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の質問にお答えいたします。

1点目のご質問でございますが、町営住宅の家賃の滞納整理については、当然貸主である町の責務であります。家賃を滞納している方に対しては、連帯保証人の協力をいただきながら滞納整理に努めておりますが、最終的には連帯保証人の制度上、責任を負っていただくことということが考えられます。

2点目のご質問でございますが、これまでもお答えしてきたとおり、町営住宅の連帯保証人は家賃滞納の抑制や緊急時の連絡先としての役割が大きいことから保証人制度を維持しているところでございます。なお今後は国からの通達を踏まえまして、住宅の入居応募に際し連帯保証人の確保が難しい場合につきましては、担当課へ相談していただけるよう住宅募集時に周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。まず家賃の最終徴収を連帯保証人に求めるために、この連帯保証人制度を置いているんだという答弁をなさいました。もう一度繰り返します。家賃の徴収責任は家主である町長にあるけども、しかし最終的には連帯保証人に始末をつけてもらうんだという答弁をなさったわけです。これがダメだって言ってるんです。だから連帯保証人っていうのは苛酷な制度であって、国は廃止せよということを言ってるんです。特に連帯保証人を見つけることが極めて困難なケース、これが高齢化社会の中では多発することでありまして、そういう実情に合わない政策については、改革改善をなさってはいかがかという提起であります。今回で3回目の一般質問でありますから決断を求めたいと思っております。

次に緊急時の連絡先の問題、あるいは連帯保証人を見つけることができなかった場合の問題についてお尋ねしておきます。これは公営住宅管理条例施行規則でも、連帯保証人がどうしても見つからない場合は、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるということになってなっているわけです。事実上連帯保証人制度は、何が何でも絶対に置いておかなければならない仕組み、仕掛けだということの論議は、この一言をもって消滅しているわけです。現在の我が町の条例及び規則の中で、連帯保証人制度を廃止しても何ら差し支えないという対策の道が開かれているわけでありましてから大局的な決断を求めたいと思っております。

以上で再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでお答えいたします。現在のこの町営住宅のまず滞納状況からお話をさせていただきますが、これは令和4年度末になるかと思いますが、北檜山区が入居戸数204で滞納者数は24名で189万ほど、瀬棚区ですが、入居者数が124戸で19名の459万、大成区ですが入居者数は70戸、滞納人数は23戸、490万こういう状況になっているところでございます。この滞納整理につきましては、おっしゃるように町の責務であります、制度廃止によりまして滞納者が増える、滞納額が増えるということは当然、今の数字から予想されることとなります。また連帯保証人がいることで、滞納の抑止力になっていることも、これを明らかでございます。したがってこれから私たちとしては滞納整理をしっかり進めていきながら、こうした多額の滞納を減らしていった、ある程度これでこうした連帯保証人制度をなくすることができるなというそういう中で議員おっしゃるようなことを考えてまいりたいというふうに考えていることで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長答弁は極めて非論理的で答弁になっておりません。全く説得力がないわけです。町長もう一遍言いますよ。いろいろデータ上げましたけれども、町長は過去、連帯保証人に代弁済をさせた例はないという答弁をなさっているんです。だから意味ないでしょ。私は最大の町長の論理の矛盾は滞納をなくするために連帯保証人を置いてるんだ。抑止力になるんだと。こんな非人間的なやり方ないですよ。それじゃ町税の滞納整理についても連帯保証人制度を採用するんですか。税と入居料の違いはあるけれども、それは全部行政の主体的努力の中でより合理的に納得の上で解決されていくべきものなんです。連帯保証人というような言わば人質をとって、あなたが払わないと連帯保証人から取りますよというような、そういう苛酷な制度を引き続き続けるのは合理性を欠くから廃止しようじゃないかというのが国の通達精神であり、多くの自治体がそういう方向に進んできてるんです。私はそういうところに思いをいたすということが、住民に根差した民主的な愛情のある町行政の一つの判断だというふうに思います。連帯保証人を廃止することによる町の不都合というのは、結局のところ滞納整理の問題だけだということに希釈するわけです。それをここで決断なさって、本来的な行政の主体性においてやるとすれば連帯保証人の必要性はなくなるだろうと申し上げているんです。町条例規則からいっても何の矛盾もないです。何の支障もないです。そういう不合理なことを何でそこまで遮二無二に継続しなくちゃいけないのか、そのことが全く理解できないということなんです。過去に申し上げるとと繰り返しになりますが、連帯保証人を探すことが大変困難な方もいるということなんです。このことを町長どう判断いたしますか。高齢化社会になって世間との付き合いが疎遠になって、しかし持家がなくて民間の借家もなかなか手が出せず、低家賃の公営住宅に入居希望申し込まなきゃならん。そういうときに保証人の問題が障害となって見送るということになったんでは、本当に行き届いた町行政ということにならないわけです。そういう奴らは入居させないんだと、こういうことになりますか。そのときの救済措置が町の施行規則で言う緊急時連絡先の登録をも

って入居を認めるという措置なんです。だから保証人が絶対条件ではないということを自ら町の規則で認めてるんです。私は今回、町長が改めないというのであれば、この次3月の定例会もありますし、この先まで私の任期ありますから粘り強く辛抱強く一貫して廃止を求めたいと思います。

以上で、再々質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。9月定例会でも議員から同様な質問がございました。議員も保証していたということも伺いました。大変この点についてご苦勞をされているということも十分理解するところでございます。しかし先ほどお話したように、せたな町の滞納額、滞納者というのは多いという状況でございます。北海道の市町村の連帯保証人の有無につきましても、これは連帯保証人なしというのが54市町村でございます。連帯保証人有りというのが126市町村ということで、やはり同じような理由から連帯保証人を維持しているという状況にあるのではないかとこのように考えるところでございます。したがって私たちとしても、これから滞納の整理をしっかりと進めていくということは先ほども申し上げておりますが、そうしたことをすることと、それから連帯保証人の確保が難しい場合につきましては、この町としても、そういった相談していただけるようにということもありますので、今後の住宅入居者の募集に対しましては、こうしたこともしっかりとお伝えして周知してまいりたいというふうに思っているところでございます。ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員の8問目の一般質問に移ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の質問は3月議会でまたやりますから早手回しに通告しておきます。第8問、町道山麓通線の民地買収について町長にお尋ねいたします。

①民地のまま起工承諾書を取らずに町道改良工事を行ったことは明らかな不正行為であり、町長は全相続人に対し誤りを認めて謝罪することを要求いたします。

②町側弁護士は、地権者である岸勉氏に起工承諾書の信憑性や土地賃貸借契約問題で一方的な主張を展開しただけでなく、面談の見合せまで通告したために両者の話し合いは完全に破綻しました。町長はこの事実を認めるべきではありませんか。

③町側が手続きをとらずに不正着工したことが事の発端であります。逃げたり怖がったりせずに直接町長が協議すること。その際、一連の買収手続きを町が行い、全ての必要経費は相続登記も含めて町が負担することを岸勉氏と合意すべきであります。

④在任期間中に、在任時間も大分なくなりましたからね、2年切りました町長。町長自身の責任で解決の目鼻を付けるべきではありませんか。急いでください。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、町道山麓通線については、平成5年度から平成11年度までの7年間

で実施された工事でございます。用地買収に伴い相続登記が発生し、町も納税管理人である地権者代表に協力して相続登記事務を進めていたところでありましたが、工事の同意はいただきましたが、2名の地権者の同意が得られず未処理となったものでございます。平成25年に新しく納税管理人になった現地権者と町が相続登記を含めた未処理用地に係るそれ以前の問題及び今後の一切の取扱いについて、取り決めた覚書を平成25年12月18日に双方合意の上、締結したものでございます。町は、この覚書に誠実に履行してきたところであり、議員の指摘する不正行為はございませんことから謝罪の必要ありません。またこのことは、これまでも議会に説明済みでございます。

2点目のご質問についてですが、顧問弁護士に交渉を委任した経緯については、これまでご説明してきたとおりであります。顧問弁護士の交渉につきましても、法的な見地に基づいた考えや手法をもって交渉を進めており、現在も交渉の過程であると判断しておりますので破綻したというふうには考えておりません。

3点目についてでございますが、町道山麓通線の問題解決には、覚書の遵守が必要と考えておりますが相続登記に時間を要している状況であります。そのため地権者代表に対して相続登記に係る協力を提案してきたところでありましたが、町が他の相続関係人に接触することを拒まれております。今後におきましても覚書を尊重した上で、地権者代表からの協力依頼をいただければ町は協力を惜しまないという考えでございます。なお現在においても、顧問弁護士を代理人として交渉を継続中であるため、交渉の過程において直接交渉、直接協議することは控えたいと考えております。

4点目の質問でございます。町道山麓通線の未処理用地につきましても、未解決のまま時間が経過しご心配をお掛けしているところでございますが、1日も早い解決に向け引き続き交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。町長、自分で答弁して自分のいいかげんさ、無責任さ自覚できませんか。自覚できないとすれば、私は行政執行者としての当事者能力、決定的に欠いてると思っております。本当は再質問で申し上げることではなくて、答弁のし直しを求めたいところではありますが再質問をしておきます。民地のままきた起工承諾書を取らずに、町道改良工事を行ったことは正しいんですか。正当なんですか。法的に許されることなんですか。今後も同じことをやるんですか。ここを答えていただかなきゃならんですよ。それが中心問題なんです。最初の答弁は何もしてないでしょ。25年の覚書の問題にすり替えて行政上の手落ち、不正な着工、竣工、行政責任について全く答えてないんです。午前中のクラスターの問題でも答弁をしないで3回で逃げ切っちゃうという高橋町長の特徴がよく表れたそういう経過でありましたが、私の1回目の質問に全く答えてないんですよ。これ議長ね、私は議長を通じて質問通告をしているわけですから、明らかに答弁をしていない件については再質問させるまでもなく、答弁きちんとさせていただけませんか。議長には議事整理権それだけの責任があると思っております。これは再質問ということではなくて、最初の質問の答弁漏れということでぜひ最初の答弁の漏れを是正

していただきたいというふうに思います。その上で改良工事を行ったことが、正当な行為でないということ、つまり不正行為であるということは町長自身も決算審査特別委員会の中で事実上認めているわけでありますから、この事実の上に立てば全相続人に対してその事実を認めて、大変申し訳ないことをしたと、あなた方の所有権である土地を起工承諾書も取らずに、買収も終わらずに着工し、竣工させてしまったということは違反でしたと、きっちり謝罪すべきなんです。そこから始めなければこの問題解決しませんよ。町長そこをすり替えて、25年の覚書、相手が守らないからダメなんだとねえ、いつもそのこと一辺倒なんです、それは誤魔化しですよ明らかに。あの覚書自体が重大な欠陥を持ってるんです。だから10年間たっても解決しなかったでしょ。当時ご苦労なされた原総務課長、当時建設課長として大変ご苦労されたということは個人的には理解をいたしますよ。頑張りましたよね課長ね。しかし行政側の参画する覚書としては、あれやっぱり決定的な欠陥があったんです。これはもう誰がどういって弁護士がいいと言っても、それは決定的な間違いなんです。町長の顧問弁護士間違ってますよ。だから今まで解決しないんです。ですから全相続人に対して、まず買収せず、起工承諾書も取らないで着工し、竣工させたことは行政行為としてはやっぱり不適切であったと。要するに私は不正行為だと思ってますが、不正行為というふうに言いたくないのであれば不適切行為だったと。これはお詫びします。これをきっぱり町長腹決めてやるべきです。そういうと自分の時代の誤りじゃないとおっしゃるかもしれませんが、行政は継続しているわけでありまして、先行する行政の誤りも現町長が頭を下げるというのが当然なんです。そういうことも引き継いで新町長に、あなた平成17年9月1日就任したはずなんです。18年間未解決でありますからそこはしっかりと勇気を持って謝罪をなさっていただきたい。改めて要求しておく次第であります。

それから2つ目なんです、弁護士と地権者の話合い破綻してますでしょ。どういう継続してるんですか。何か最近私も全部手紙見てませんが、最近2、3度本人から手紙が来てるんです。弁護士と相手にしているような様子全くないですよ。このたび来た手紙、改めて私は目を通したいと思いますが、一瞥した限りでは、もう町長とのやりとりしか道はないというふうに判断せざるを得ません。町長がまだ通じている。町は協議のテーブルにつかないという論法を固執するならば、それは町長がただ岸勉さんとの直接の協議を怖がって、おっかながって、逃げている口実にすぎないと、私はこのたび明確にそう断言させていただきます。そういうことを先日の決算審査特別委員会の場で認めたじゃありませんか町長ねえ、何でまたぶり返しの後戻りの答弁するんですか。あの時には1番最後に私言ってるんですよ。勇気を持って、ご本人と直接ですよ、話合いをなさったらいいんじゃないかと。そのときに弁護士を同席させることもいいんじゃないかと言ってるんです。主体は町長が協議のテーブルにつくことなんですから、それでも怖い、おっかないというなら、私は本人から誓約書、恐怖を与えるような交渉しないという念書をきちんと取ってるから同席してくれとお願いされるんだったらやぶさかではありませんと、そこまで言ってるんです。いや町長おっかながらないで、怖がらないで腹割って一遍ご本人とまず話合いのテーブルにつくということをやさしてはいかがですか。これ一貫して私は今回初めて言うことじゃないんです。一貫してそう主張していることなんです。これは決裁権を持ち、行政執行

権を持っている高橋町長でなければ、他のいかなるスタッフによっても、それは協議し、結論を出すということは不可能です。副町長任せ、担当課長任せ、補佐や主幹任せ、解決しないっていうのは明らかじゃありませんか。前回出してくれたいろいろな資料を見ますと、地権者のほうから何回も電話をし、面会を求めてきてるんです。それを地権者として恐らくきちんと解決したいからだと思いますよ。町長1回も会ってないじゃないですか。顔も会わせなければ電話の返事もなし。この用地の買収を必要としている人は誰なんですか。ぜひ買ってくれとお願いしますよって要請している地権者側ですか。それともこの道路を町として買収しなければいけない町側なんですか。どっちの必要性で起きた問題なんですか。私は町長の先ほどの答弁には、一遍の通りもないというふうに思っています。改めて申し上げますが、弁護士任せにしている限りこれは何十年たっても解決しません。まずそのことを2つ目にお認めになっていただきたいと思います。

それで3点目のほうに移りますけども、これは地権者に全部手間暇、費用を任せて、さああなたがやると言ったんだからあなたの責任でやりなさいと。これは決定的な3つ目の間違いです。これだけ全国に散らばっている相続人の登記に必要な書類を取るだけでも大変な手間暇、日時、経費かかるんです。前にも申し上げましたが、前事務局長立会いの上で地権者と話合いしたときに私はそれ言ってるんです。岸さん日数から費用からといったら大変でしょうと。いやそうだって、とんでもない費用かかるんだっておっしゃってましたよ。だからこれは本来、買収を必要としている行政側にさせるべきだというふうに私は思いますよと。私ははっきり言ってありますから。もちろん会議録やテープ取ってるわけじゃありません。しかし聞いてる方がいます。前事務局長であります。そのとき岸氏は反応しませんでした。反応しないということは、イエスとも言わなかったけれども、ダメだという否定もしなかったんですよ。そうかなあというふうに見えました。だから町長のほうからおっしゃったらどうですか腹割って、町のほうの経費で、町のほうの人間で歩きますと、そのときには買収手続き終わらずに、起工承諾書も取らずに今まで放っておいたことは大変申し訳ないと。お腹立ちでしょうけれども、そこを曲げて何とか必要書類を提出願いたいと、ご協力願いたいと、そこをやらなきゃ解決しないということなんです。私これは今改めて言ってることじゃないんです。何回も言ってますから。

4点目の問題になりますけども、町長やっぱり自分の任期も目の前なんですから、1年8カ月なんてすぐ来ますよ。自分の代で解決したらどうですか。前回議員の皆さんにも配付した今年の私の町長宛ての文書でも、申入書でも言っておきましたが、町長の狙いは交渉を弁護士任せにして時間を稼ぎ、後任の町長にツケを回すことにあるという声を耳にしますと。これ実際そうやってきた人いるんですから私に。高橋町長一流のやり方だよって。何も解決することに責任も感じてないし、体かわしすればいいだけだよと。だから弁護士に丸投げしてるんだよと。このことに対する町長側の誠実な対応というのは全く見えてきません。確かに未解決のままでも問題はないでしょう町長としては。しかし私ね地権者よく我慢してるなと思います。これも以前申し上げた経過がございますが、私がせたな町に来る前に住んでいた長万部町時代に、町道の中に用地買収が終わってない民地があったんです。そこには町とトラブルを起こして通行止めの看板立てた方いるんです。だって自分の土地を通るなって言って何が悪いんだっていう論法なんですから。私

ね町道山麓線の地権者がそういう措置までよくとらないなというふうに思ってます。町長に言わせれば、もう町道として長年使ってたから町は権利があるんだと。そんなことやるならやってみると。こういう居直りでしょ。これも町長一流の法や常識を無視した乱暴な主張なんです。そんなバカなことやって今の世の中乗り切っていくですか。私は良識を持った人間らしい対応を求めたいと思うんです。そうなりますとやはり町長の任期のうちに、しっかりと解決をする、その自覚の上に立って急いで解決すべきだと思うんです。それは町長自身が地権者と直接話し合う、そこからスタートするという事なんです。その際これは質問通告に入れておりませんが一言言っておきます。町道山麓線問題以外の要件を持ち出してくるから不当なんだと、こういうことをおっしゃってますけども、それは岸勉氏が持ち出した問題ではないんです。岸勉氏以外のまだ同意していない方の意見なんです。原総務課長そうですね。その方が平成13年に町の担当者に言ってるんです。岸家には町道山麓通線以外の土地があるんだけど、その高度利用について検討してもらえないかと。当時の担当者も持ち帰って検討しますという約束してるんです。そういう流れの中で岸家所有の他の民地の問題も協議案件としてテーブルの上に乗っかってるじゃないですか。決算審査特別委員会で申し上げましたが、令和2年の時の副町長、原総務課長同席のもとでの覚書、協議記録ですよ。令和2年2月26日、協議をいたしますという約束になってるじゃないですか。ところがその後協議された経過があるかという、ないんです。協議のテーブルに着いたという記録がないんです。ない中でいろいろな理由をつけましたけれども弁護士に丸投げと。7月の弁護士依頼が始まると。それ以降交渉はボツ、事態は悪化していくと、こういう状況になってるわけですから、町長の言い分は100%理由がないと私は思います。町道山麓線の問題を解決するためには、岸家所有の他の問題の高度利用についても誠意ある協議を展開して、ご本人が納得するような、あるいは地権者側が納得するような合意を得た上で作業を進めるべきだと思うんです。このことについて先に申し上げておきますが、最近町がご本人に出した手紙、このたび私初めて知りましたが、登記が終わったら協議に応ずる用意があると、こういう文書を出してるんですね。順序逆じゃありませんか。買収を終わらせるためには高度利用の問題をきちんと協議をして理解と納得の上でやらなければ買収手続きに入らないということなんです。ところが町長は全く逆さまの対応です。所有権移転登記、売買行為が終わったら、そのあとに協議に応じることはやぶさかじゃないと。現状では単価も合わないし協議できませんと、拒否します。だから最初から喧嘩腰なんです。どうやって解決しますかこれ。再答弁ありますよね。それに対してまた私は再々質問までやりますが、多分平行線だと思います。これも言っておきますが、3月議会で掘り下げますよ。予算審査特別委員会でやります。だから町長、冷静に私が提案している諸点について誠意を持って前向きに再答弁をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。議員おっしゃっているこの起工承諾書の件でございますが、この解釈に違いがあるというふうに感じながら聞いておりました。起工承諾書とは、相続登記等で用地処理に時間を要すが、確実に用地処理がなされることを前提に工事発

注者と地権者が合意の上、書面を交わし、用地処理前に工事に着手する手続きでございます。書面を交わすことにより、工事着手後に地権者から土地の登記のなしに工事が実施されたなどのクレームに対し証拠となり得るものであります。本来、当該工事に際し未処理であったことから、後のトラブル等を考えたとき、起工承諾書を交わすべきであったというふうに今思いますが、相続登記事務を進めている中で、相続代表者のほか相続関係人、10人のうち8人より相続登記に必要となる民法903条の証明書の提出があり、残り2名が未提出でありましたが、道路改良工事には反対しない旨の書類が確認されております。またこの工事にかかわり地権者の反対がないことは、平成25年12月3日に現在の納税管理人で地権者代表より未処理用地の問題を提起された際、町と今後の取り進め方について決めた町道山麓通線に係る未処理用地敷地についての、道路敷地についての協議記録にも記載されております。これについては双方で捺印をして確認をしているところでございます。これらを含め先ほど答弁いたしました、覚書の締結によりこの土地に係る過去の問題及び今後一切の取り扱いについては全て整理をされているところでございます。加えて工事着工時から覚書の締結までの間、10数年ございますが、相続関係人から1度も当該土地に係るクレームや問題提起を受けたことはございません。起工承諾書は、勝手に工事を実施したなどのクレームを受けた際の証拠となり得るものであります。工事する際の必須条件ではございません。このことから起工承諾書を交わしていなくても手続き上、町の不正行為には当たらないということでございます。逆にこの覚書に取決めのない要求が平成30年から増えてきて、さらには偽造でやった工事などの不当な発言、不当な要求等が強まってきております。このことはご承知のことと思っております。そのようなことでございます。また直接この交渉をというこの質問もございました。これは町は弁護士にお願いする場合は、長年にわたって直接交渉をしてみたいと思います。しかしそれがどうしても交渉がまとまらないということで弁護人にお願いするということにいたしましたところでございまして、これは議会にも報告をさせていただいて了承をもらっているところでございます。

町長が会ってと、直接交渉ということでございますが、現在この不当な要求を受けているという状況の中で、この会って直接交渉するということにはなかなかならないというふうに感じております。

相続登記に係る協力でございますが、これは先ほどもお答えさせていただいたとおり、地権者代表に対しては相続登記に関わる協力を提案しております。しかし町がほかの相続関係人に接触することを拒まれているという状況でございますので、なかなかそこには向かっていけないと。町としては協力を惜しまない考えでございます。そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 町長最後の質問、4点目の質問を教えてください。

○町長（高橋貞光君） この任期中に解決をということにつきましては、私もこの延ばす、故意に延ばすということは考えてございません。できるならば任期中に解決したいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 3回目の質問にこれも入れません。会議録精査を求めたいと思います。

○議長(平澤 等君) どういう点でしょうか。

○11番(菅原義幸君) 決算審査の特別委員会の町長答弁と今日の町長答弁全く整合性ないじゃないですか。なんでひっくり返すんですか。私は精査を求めたいと思います。

○議長(平澤 等君) まだ本会議中でございますけども菅原議員にお尋ねします。菅原議員のは知ってる範囲でどの点なのかっていうことをちょっと目途をつけていただきたいと思います。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 起工承諾書を取らなくても問題ないという答弁ですよ今の。首縦に振ってますけど、そういう答弁してないでしょう。その前提となる土地買収も終わってないんです。買収もしない、起工承諾書も取らないで工事着工、竣工してそれは許されるんですか。そのことの非を認めたじゃないですか決算審査で。それを今日否定するんですよ。再々質問に入れません。それ一つとただけでも重大問題ですから、これは議長の責任で黒白をつけていただきたいと思います。うふうに思います。

それからねもう一つ明らかに誤魔化してるのは、私は岸勉さんとの協議をおやりなさいって言うてるんです。そのことに答えないで、今まで他の地権者に話合いますと、岸勉さんから止められてるからできませんという、そんな質問しましたか私、これも誤魔化しの答弁なんです。そういうことも含めて私の質問に対する答弁として、町長答弁、整合性がございませんから精査の上で答弁のし直しを求めたいと思います。

以上です。

○議長(平澤 等君) わかりました。

ただいま請求があったか決算委員会の答弁に係る部分の発言の会議録を精査し、そして調整していきたいと思います。

よって多少時間かかりますので2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時30分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員の再質問に対し町長の再答弁について、今決算委員会の発言記録についての整合性についての確認というふうなことで、それを私なりに精査したところ、時間のなかで見たんですが、それでそれぞれの菅原議員、そしてまた町長の発言した内容について今一致しないっていうか疑問点が発生してございます。それについては私の今読んだ範囲によると、この内容について町側も、この工事の着工についての条件という点では整っていないというふうなことがあるというふうなことを表現してます。今回の場合も、町長の今の答弁についても交わしてないというふうなことでも、不正行為にはあたらないという見解なので、その部分の見解の違いが多少あると思います。その中で改めて町長に今の考え方に対する再答弁を求めたいと思います。

以上です。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 会議録、議長が精査して議長の見解なんですか今の。

○議長（平澤 等君） そうです。

○1番（石原広務君） その会議録ないんで整合性の一致、不一致も確認した上で、全議員が知るべきだと思うんですけど。

○議長（平澤 等君） ごめんなさい。石原議員にお答えいたします。先ほど議長としてその分の調整をしっかりとという発言ございましたので、その分の資料を求めて私の考えを交えた中で町長に再答弁願うということで、議員皆様にはこの会議録については皆さんに手渡してございません。その辺はご了承してください。そういった意味で今の一般質問の回答について町長の再答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。ただいまの件でございますが、菅原議員からはこの山麓通線の答弁の中で、この起工承諾書の関係についての答弁をさせていただきました。これを取らないで工事したことは、議員からは不正行為というご質問でございました。不正行為というのは、法律などに伴わない行為、要するに罪になる行為ということでございます。それに対して町側の答弁としては、この1番の答弁としては、前回の決算審査の中では、本来の工事の進め方ではなかったという答弁をしております。しかし好ましくなかったということでの答弁でございまして、これは不正であったと、不正という意味とは全く違うということでご理解いただけるというふうに思います。そういったことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長、今の答弁になってますか。本来の工事の進め方ではなかったということを認めておきながら、しかも好ましくなかったということを認めておきながら、正当だった、当たり前だったということになりますか。これ議長きちんと整理しなきゃダメですよ。それからこういうふうに議事進行で議会中断したときには、皆さんに同じだけの情報を議長として提供する責任があると思ひます。今皆さんから必要な情報を求められているわけでありまして、その措置も合わせてとっていただきたいというふうに思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員議事進行発言という形でよろしいですか。

○11番（菅原義幸君） 議事進行発言ですよ。質問でも何でもありませんよ。議長に対して要求してるんです。

○議長（平澤 等君） わかりました。それではただいま議事進行発言、菅原議員よりございましたので、先ほど要求のあった資料提供をすべきだというふうなことでございますので、決算委員会における町長発言、質問事項及び本日の答弁の会議録、その分について議員皆様方にお示しすることといたします。なおこの答弁調整のためにまた理事者と協議していきたく思ひますので3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時00分

- 議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。
理事者側、答弁調整のために3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時30分

- 議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。
一般質問を続けます。菅原議員の再質問に対する理事者側の答弁を求めます。
町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の答弁の中で菅原議員より11月24日の決算での答弁と違うというご意見がございました。改めて申し上げます。11月24日の私の答弁は、ただ本来の工事の進め方ではなかったのではないかという判断をさせていただきました。横山委員長からは、好ましくなかったということで、お認めになったと理解したという話でございました。今日の自分の答弁は、会議録を読ませていただきますと、起工承諾書を交わすべきであったというふうに思いますという答弁をさせていただきました。ということでございます。これはいずれもこれによって工事ができないとか、不正行為ではないと、両方ともそういうことで答弁を差し上げたところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） さっきの答弁と何も変わってないんじゃないですか。

○議長（平澤 等君） 菅原議員、再々質問ですか。

○11番（菅原義幸君） 入られませんこれじゃ。

○議長（平澤 等君） 再々質問はないということですか。

○11番（菅原義幸君） いや入られませんって、やりたいけれども、やるわけにいかないということです。どういう意味か申し上げますが、不正工事ではないということなら、正当な工事だったんですか。そこの本質的な答弁してないでしょう。はっきりさせてくださいって言ってるんです。で町長は本来の工事の進め方ではなかったのではないかと判断するって言ってるんだから、本来の工事の進め方ではなかったわけです。それが正しいということになるんですか。私は正しくない、つまり文字どおり正しさを否定する意味で不正工事だって言ってるんです。整理してください議長。

○議長（平澤 等君） ただいまの発言は答弁漏れに対する質問事項として受け止めます。

町長、再答弁願います。

○町長（高橋貞光君） お答えします。議員から正当ではないから不正だというご意見がござい

ました。私たちも100%ではありませんという答えをさせていただきました。しかし100%でないからといって不正と、不正というのは随分重い意味を持つわけでございまして、そういったことにはあたらないというふうに返しているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いやさっきの答弁と変わりませんよね。100%の起工承諾書でなければ完全でないわけです。完全でない起工承諾書を完全なものとして着工するっていうのは、これは正当な行為なんですか。私は今回の着工、竣工は正当性はただの一つもなかったと思います。そのことを認めて地権者との交渉に入らなければいけないっていうのが、過去一貫した私の提起なんですけれども、決算審査特別委員会で前進したと思ったら今日また元に戻ったわけです。それで押し問答やっても仕方ありませんから議会運営委員会での判断を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員から議会運営委員会の開催を請求されました。ただいま町側と質問者との中でそれぞれ平行線をたどっているという中で、この状態を打開しなきゃならないという意味で、一つの方法として議会運営委員会で調整するのがいいんじゃないかというふうなことに私も思いました。それで今、議会運営委員会を開催…

○7番（真柄克紀君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 議事進行ですか。議事進行を認めます。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 残念ながら今まで約1時間以上の調整の中でどういう作業されたかわかりませんが、全く30分前と相談した中身が変わらないということであれば、この一般質問の質問者と答弁者、私は別に意見が合わなくてもそれは構わないと思うんです。一般質問の論理からいくと。ただ今これで議運を開いて、じゃ議長はどういうふうに何を求めるんですか。私は議運開く自体反対じゃありませんよ。時間的な運営も、会議全体の運営も心配してますんで、それは構いませんけど、じゃ議運の中で意見の違いを、考え方の違いをどういうふうにその中でまとめるつもりなんですか。そしたら一般質問の食い違いがあった場合は、今度は議運の中で揉むということなんですかこれから。あり得ない話ですそんなこと。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時39分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議事進行発言もありました。そういった中で先例となるというふうなおそれもございまして。議運を開いてという議員からの要請もございました。私はここで議事整理をする中で、それぞれ議員、そして理事者側の答弁の中で噛み合わないっていうふうなことでございます。その中で今、議会運営委員会を開いたところで、この内容について前進するということは思えません。そういった中で考えていく中で、やはり一般質問の質問者と答弁者の中で、それぞれ意に合った

回答、意にあったものが得られないというのは、今の状態多々あると思います。そういった中で、今ここで菅原議員がその答弁では納得しないというのは、その気持ちはわかりますが、わかりますが、この一般質問、そしてこの定例会の進めていく段階の中では、それを解消するために時間を費やすっていうふうなことには、今まで1時間余り協議した結果、答えがそのままであるというふうなことであれば、3回目の再々質問をしていただいて、それでまた満足の行く答えが得られない、これも町側で答えないって、答えられないってそれが答えですから、そういうふうな回答であるというふうな判断すれば、これはまた今の町側の考え方、それから質問者の考え方で齟齬があるということはやむを得ないことだと思います。そういった点で、この一般質問を次の段階に進めていきたいと私は議長としてそういうふうに思います。そのように進めていきたいとします。協力してください。それで今町長の再質問の答弁が終わりました。議事整理の関係上、菅原議員から再々質問があれば認めます。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 再々質問はいたしません。できません。改めて申し上げますが11月24日の決算審査特別委員会の答弁と明確に食い違っております。このときの答弁は、先ほども申し上げましたように、本来の工事の進め方ではなかったのではないかと判断しております。これが町長答弁です。横山委員長は好ましくなかったということはお認めになったと私は理解しております。さらに総務課長は、起工承諾書について体はなしていないと明かに答弁してるんです。100%の起工承諾書じゃないです。手落ちの起工承諾書というふうに町は考えています。そういたしますと、民地のまま起工承諾書なしに着工し、竣工したということは明らかなんです。これがいかなる意味でも肯定されないということは明瞭じゃありませんか。そういう答弁を繰り返しやるようでは、これは再々質問に入られません。このことははっきり申し上げておきたいとします。決算審査特別委員会で行った質問をひっくり返すということになれば、今後の議事運営上で理事者に対する信頼性というのは保持できないわけです。だから私はそこを、きちんと議会運営委員会で整理して提示していただきたいって言ってるんです。これが不適切だということであれば、何をもって町長の不適切答弁を正すんですか。これは議会制民主主義に係る根本問題だと思います。明らかな不適切答弁を繰り返しやって一切反省しないと。強情を張ってそのまま押し通すと、せたまの議会壊れてしまうじゃありませんか。そこを議長としてどう判断なさるのか。これは議長の責任の問題として強く提起しておきたいとします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時46分

- 議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開します。
- 8番(熊野主税君) 議事進行。
- 議長(平澤 等君) 議事進行で熊野議員。

○8番（熊野主税君） 大変残念であります時間が時間も時間です。もう会期いろいろ考えて今日で終わりということになってますけども、これをきちんと会期を延長して、その間にきちんと町側とも、当事者とも打合せをきちんとして少し流れがよくなるように議長としてやっていただければと。まずはこのままでは今日は終われないのははっきりしてるので、会期の延長を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） それでは、ただいまの議事進行発言も合わせまして、会期の問題、そしてまた今回の一般質問に対する対応の仕方について議会運営委員会を開催することを要請いたします。

4時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時30分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会で審議中ですが、まだ審議結果が出てございませんので4時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時50分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに日程の変更についてを議題にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎会期延長

○議長（平澤 等君） 追加日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、一般質問の都合により12月28日まで延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。したがって会期は12月28日まで延長すること

に決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の一般質問の審議は12月28日に行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。よって本日の会議はこれで閉じることに決しました。なお会議は12月28日午後1時より再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

延会 午後4時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月5日

議 長 平 澤 等

署名議員 吉 田 実

署名議員 大 湯 圓 郷

令和5年第4回せたな町議会定例会 第4号

令和5年12月28日(木曜日)

○議事日程(第4号)

- 1 諸般の報告
- 2 一般質問
- 3 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書
- 4 意見書案第2号 令和6年度介護報酬の改定にかかる基本報酬の大幅な引き上げと介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 5 意見書案第3号 ALPS処理水の海洋放出をただちに中止し、処理水削減の抜本的な対策を求める意見書
- 6 意見書案第4号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 7 発議第2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員(11名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 藤谷 容子 君 | 4番 福島 豊 君 |
| 5番 横山 一康 君 | 6番 本多 浩 君 |
| 7番 真柄 克紀 君 | 8番 熊野 主税 君 |
| 9番 吉田 実 君 | 11番 菅原 義幸 君 |
| 12番 平澤 等 君 | |

○欠席議員(1名)

- 10番 大湯 圓郷 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋 貞光 君
教育委員会教育長	小坂橋 司 君
農業委員会会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

- (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則	君
総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	阪井	世紀	君
財政課長	佐藤	英美	君
税務課長	濱登	幸恵	君
町民児童課長	高橋	純	君
認定こども園長	伊藤	悦子	君
保健福祉課長	増田	和彦	君
農林水産課長	吉田	有哉	君
建設水道課長	平田	大輔	君
会計管理者	杉村	彰	君
国保病院事務局長	西村	晋悟	君
総務課長補佐	中山	康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹	君
財政課長補佐	小林	和仁	君
税務課長補佐	長内	解人	君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子	君
認定こども園副園長	本田	和矢	君
保健福祉課長補佐	浜高	正明	君
保健福祉課長補佐	水野	万寿夫	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
農林水産課長補佐	藤井	卓也	君
農林水産課長補佐	井村	裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志	君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平	君
国保病院事務局次長	手塚	清人	君
総務課主幹	尾野	裕也	君
まちづくり推進課主幹	斉藤	哲章	君
財政課主幹	稲船	洋志	君
税務課主幹	小林	朱央	君
町民児童課主幹	三浦	三津枝	君
町民児童課主幹	山川	彩子	君
保健福祉課主幹	古守	亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本	利子	君
地域包括支援センター主幹	今川	勇吾	君
農林水産課主幹	斉藤	真	君

農林水産課主幹	油谷好彦	君
建設水道課主幹	川上佳隆	君
建設水道課主幹	吉田一也	君
建設水道課主幹	高橋真一	君
建設水道課主幹	大野秀幸	君
出納室主幹	竹内亜希子	君
国保病院事務局主幹	近藤智博	君
防災係長	岡島讓二	君
情報管理係長	又村智	君
広報統計係長	西田幸恵	君
商工労働観光係長	山崎英人	君
環境衛生係長	原田宰	君
農政係長	栗城惇史	君
業務係長	北山典孝	君
業務係長	池田裕之	君
水道係長	竹内佑輔	君
庶務係長	大庭啓	君

《瀬棚支所》

支所長	河原泰平	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田良子	君
次長	栗谷一樹	君
瀬棚保育所長	水野真里子	君
福祉係長	稲船奈穂子	君

《大成支所》

支所長	中川讓	君
大成保育園長	浜高あけみ	君
事務係長	村井貴大	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑英規	君
次長	山本亨	君
次長	尾野真也	君
主幹	藤谷希	君
給食センター学校給食係長	伏見尚志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 丹 羽 優 君
次 長 佐々木 正 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 原 進 君
書記 次 長 中 山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 大 辻 省 吾 君

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんこんにちは。

大湯議員より欠席の届出がありました。ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会から議会運営委員会の協議決定事項につきまして報告があります。

福嶋議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（福嶋 豊君） 12月21日及び12月27日に開催した議会運営委員会の協議結果について報告いたします。協議内容については一般質問に対する対応の仕方について協議いたしました。まずこの度の一般質問に対する対応の仕方についてですが、議会運営委員会としましては、この案件の性質上、議会運営委員会で協議することは馴染まないことであり、質問者ご自身の質問の中で対処することが適切であると判断いたしました。また一般質問は、質問に対し答弁を行い、その答弁に満足しない場合に再質問し、その再答弁に再度満足しない場合に再々質問という基本的な流れになっております。

このことから議長におかれましては、その流れを基本に議事進行を行われるよう提言いたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（平澤 等君） ただいま議会運営委員長より議会運営委員会としては、この案件は、性質上、議会運営委員会での協議に馴染まず、質問者自身の質問の中で対処することが適切であるとの報告がございました。また一般質問は質問に対し答弁を行い、その答弁に対し満足し得ない場合に再質問、答弁にも満足しない場合に再々質問するという基本的な流れがあることから、その流れを基本とし、議事進行されるよう提言がありましたことから、そのように取り進めいたしますので議員各位のご協力をお願いいたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そのように協力してくれってということなんですが、議長にお尋ねしておきたい点がありますので、先にお答え願えませんか。

○議長（平澤 等君） 議事進行ですか。

○11番（菅原義幸君） そうです。

○議長（平澤 等君） どのようなことでしょうか。

○11番（菅原義幸君） 私は別に質問に対する疑問、再質問に対する疑問を言ってるんじゃないんです。これは事実誤認でありますから議長に求めておきたいと思うんです。私は、町長答弁

が11月24日の決算審査委員会と12月21日の定例会の答弁が明らかに食い違っているので、これでは再々質問に入られないというふうに申し上げました。それで、そのところの整理を求めたわけでありまして。決算委員会の高橋町長の答弁は、あるいは町側の答弁は、次のとおりであります。本来の工事の進め方ではなかったと判断できるというものであります。原総務課長も、起工承諾書は体を成していない。100%の起工承諾書じゃない。手落ちの起工承諾書というふうに考えている。こう述べています。さらに菅原議員がおっしゃったとおり、セオリーとして公共事業たるものは、まず自分の土地にしてから工事をする。これは大原則でございますと答弁しています。さらに決算委員長も、そこに関しては好ましくなかったというふうにお認めになったと私は理解しているというふうに明言してるんです。ところが定例会での町長答弁は、一変いたしまして、起工承諾書が1枚も存在しないのに工事の同意はいただきましたとした上で、竣工から14年が経過した平成21年12月に地権者1人の方だけと取り交わした覚書を根拠にして、不正工事ではないという発言をしております。その上で謝罪の必要もありませんとしているわけでありまして。買収前の民地であるにもかかわらず、起工承諾書を取り交わしていなくても手続き上不正行為にあたらぬとまで言い張りました。それで1カ月足らずのうちに答弁の中核部分がひっくり返るのであれば再々質問をしたくてもできませんというふうに申し上げたんです。この点について議長は町長と協議をなさったのかどうか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） ただいまの菅原議員から議長に対する質問でございますけれども、町長と協議はしておりません。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そこを調整されなければ、私は再々質問に入られませんよと言っているんです。別に答弁に対する再質問、再答弁に対する再々質問、この流れで申し上げているわけではないのであります。確定された決算委員会の答弁を次の定例会でひっくり返すということがどうなのかということをお尋ねしているんです。しっかり答えてください。

○議長（平澤 等君） 議事進行上の問題だと思います。菅原議員に申し上げます。ただいまペーパー見てお話ししておられましたが、そのペーパーは私書き留められなかったもので、そのペーパーをコピーして私の手元にいただけますでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時12分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど議事進行発言で菅原議員から2つの質問がございました。1つ目の質問については、先ほど申し上げたとおりでございます。そして2つ目の質問ですが、議長に対しての考え方についての問いかけがございました。それについてこちらにメモがありますので私のメモを読み上げます。決算特別委員会において、町側は100%の起工承諾書でなく本来の工事の進め方でなかつ

たということを認めておりますが、不正行為であったと発言はなかったと思います。このたびの菅原議員の一般質問は、本来の工事の進め方でなく100%の起工承諾書でなかったことを町側が認めたことをもって不正行為だとする質問でありました。町長答弁としては、本来の工事の進め方でないことや100%の起工承諾書ではないことを認めた上で、工事をするにあたって必須条件ではないことやそのことをもって工事ができないわけでないため、不正行為にはあたらないと答弁しております。よって菅原議員におかれましては、その再答弁に対し満足が得られていないようです。このように私の考えです。

以上です。

何か足りませんか。申し訳ございませんでした。このペーパーによる質問の内容では整合性についてどのように考えているかという質問だと思います。整合性はとれていると私は思います。

以上です。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これを整合性を取れているというふうに判断するのであれば、これは議長の判断はおかしいです。今日この入り口の問題で長くするつもりはありませんが、議長にはしっかりしたことを申し上げておきたいと思います。起工承諾書の体を成していない、しかも民地のままである、まずは町の土地にしてから工事をする。この大原則に外れているんです。これは町側が認めているんです。この大原則に外れた施工が不正でないとするれば、何が正当なのかということ。これを議長は不正ではないとお認めになるのであれば、議長自身の見解と責任を追及せざるを得ません。それで再々質問をそのまま行えと言われても、再々質問をすることはできませんので申し上げておきたいと思います。これは地方自治法上の議員の一般質問権を侵害するものでありまして議長に厳しく抗議をしておきたいと思います。さらに10月4日付けの平澤議長に対する私の前議長等の飲酒問題の真相解明と議会の説明責任に対する申入書の取扱いと合わせて、今後しかるべき方法で議長責任を追及したいと考えております。

以上を申し上げた上で再々質問の強要強制には断じて従うわけにはまいりませんので9問目の質問に入りたいと思います。よろしいですか。

○7番（真柄克紀君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 先ほど議会運営委員会の決定事項という形で報告されましたが、特に最初の文面について私は文面欲しかったですが、ただ説明によりますと、大変私は議会運営委員会として勘違いしてるじゃないかと思うんですが、日程等の調整についての要請は私もしました。しかし一般質問の当事者と、その内容の扱いが馴染まないとか、馴染むとかという発言があること自体、議会運営委員会の考え方としてどういう考えで議会運営委員会でそういう話をどこまで揉んだのかということ。これを前例にしたら大変なことになりますので、その辺について見解をしっかりと示してから進んでください。あまりにもポイントずれると思います私は。

○1番（石原広務君） お答えになる前に関連してしますので、今の真柄議員の質問に対して、議事進行です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 結局は議運は議長の諮問機関です。諮問する内容、今真柄議員から発言があったようなことでのきちんとした諮問がされたのか。その確認も含めて見解を述べていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時22分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま真柄議員、石原議員から質問がございました。議会運営委員会での協議事項の報告は、お手元に届いてると思います。なお先日の議会運営委員会を開催するという事は、今協議するように一般質問の対応の仕方についてどのようにするかということで、議会運営委員会の考えを議会運営委員会に諮った中で進行、進め方についての協議をしていただいたということでございます。

以上です。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私この前も言いましたけども、確かに日程調整、それから議員必携によると議会運営委員の決定事項は各議員は従わなくてはならない。これはそのとおりだと思って、私も今日まで待ってました。ただしかしそこにおいて議会運営委員会で処理できるものっていうのは、発言に対して発言順序、発言者、それから発言時間等についての協議はできるけど、それ以外の実際の発言内容について議会運営委員会が関与すべきものであるということは決してあり得ないと。むしろ関与すべきじゃないという形でいくと、この報告書がちょっとおかしいなと思って私聞いているんです。中まで入っているいろいろなこと話したんですかっていうことを聞いているんです。質問者なり答弁者の内容についても、私は前回のときもその中身は入るべきじゃないと、入ったら大変おかしくなりますってことも含めて議長には調整のほうをお願いしたつもりでありますので。

○議長（平澤 等君） お答えいたします。ただいま真柄議員から質問あった内容については、このペーパーにも書いてございますとおり、議会運営委員会は、そのような立場でないというふうなことで、この議事進行にあたっての方策を練ってもらったということです。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 私は中ほどの議会運営委員会としては、この案件の性質上、議会運営委員会で協議することは馴染まない。この根拠を逆に示していただきたいと思うんです。過去に、要は菅原議員の質問に対して、私は、あなたでないから答えないと、一般質問上で町長答弁、そのあなた発言をめぐって議会運営委員会開いたんです。当時の議会運営委員会委員長からあなた

についての説明があり、きちんと町長に対して答弁するようにと。議会運営の場で起きたことなんで、この性質上っていう根拠が馴染まないという根拠が私としては理解できないんです。議長、先ほども申し上げましたが、諮問するにあたって、私は本会議ではありませんけど、ここに議長が来たときに、議長わかりますか、こちらに来たときに会議録からきちんと議運で協議するように諮問してくださいということを申し上げました。会議録上からいったら先ほどの議運委員長の報告は、なおさら理解できないんです。そこを申し上げておきます。

○議長（平澤 等君） 私も今、体の調子がいまいち、理由になりませんが、そっちのほうの記憶はちょっと定かでないので、その辺は申し訳ございません。あとこの前の21日の発言の中で、菅原議員からも発言があって議長の責任の問題として提起したいっていうふうなことの、すぐ休憩、及びそのあとにまた議事進行発言、熊野議員からあった中で、その進め方に議事の進め方についていろいろ協議をしなきゃならないなっていう中で、その選択肢はいろいろあったと思うんです。その議事の会議の中身から、それから今後のことについてどうするかということに話をした中で、議事の進めについては先ほど真柄議員がおっしゃいましたように進めることは好ましくないから、やはりそれについては議会全体の進め方について協議をして知恵を貸してくれて言ったのが私の諮問でございます。そういった中で協議の報告をいただいたということでございます。そのほかの意味はありません。

○1番（石原広務君） 答えないまま進もうとするの。

○議長（平澤 等君） 答えました。

○議長（平澤 等君） 日程第2、一般質問を行います。

それでは11番、菅原議員の9問目の質問から許します。

○1番（石原広務君） 議事進行、ダメだもん、全然答えてないもん。

○議長（平澤 等君） 議事の進め方によって今は一般質問のことについて進めているので、その辺については、ご了承願いたいと思います。

○1番（石原広務君） いや一般質問のことだよ。

○議長（平澤 等君） 石原議員の質問に対してでございますが、あなた発言は不規則発言かどうかをお諮りしたということで、今回の質問の内容の整合性は図ったものです。そういうことです。

議事戻ります。

それでは11番、菅原議員の9問目の一般質問に移ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いや私は入りますよ。その前にきちんと整理しておかないと、後日に問題残すんじゃないですか。私は真柄議員の提起、石原議員の提起、きちんと処理されているというふうには判断できません。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員から発言がございました。9問目の質問に入る前に、それぞれの議員から発言した内容についてきちんと整理した上で入るべきであるという、そういう助言

ございましたので会議録を精査した中で、その対応についてまた協議していきたいと思っておりますので、
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時37分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

資料の内容と精査のために2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの菅原議員からの発言に対して整理しておくべきであるというようなご指摘がございましたので、真柄議員及び石原議員の質問に対して、まだ完璧でございませんけれども一応それなりのものでできましたのでご報告いたします。真柄議員の発言に対しましては、議運の在り方だと思うんですが、議運の在り方については、真柄議員から発言に対しての発言順序、発言者それから発言時間をもって協議する。このことは議運ですべきことであると、私もそのとおりだと思います。一般質問に対する対応の仕方についてであります。議運では、内容の整合性で議運で図れるかということでございますが、そのことについては道議長会へ内容を照会してアドバイスいただいたところ、その内容では馴染まないというようなお答えをいただきました。そういったことでこれを文書化したものでございます。それからその馴染まない発言について石原議員からご質問ございました。議運は、一般質問に対する時間や順序などを協議するとは先ほど申し上げたとおりでございますが、質問の内容の整合性について協議することは馴染まないとする見解は、先ほどの繰り返しになりますが、議長会のこともあり協議して諮った結果でございます。それで先ほど石原議員が触れてございましたが、議運において以前に、あなた発言についてというふなことで議運を開いたとの記憶がありますが、それは適さない言葉であるかどうかを、それを図ったもので今回の件とは異なるということでございます。これは私の見解です。よろしくお願いいたします。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私もこの私の発言でまた時間を使って大変申し訳ないと思うので、あれですが、ただこの文章を見ると、あたかもその案件に関して、その議運に入ってる人間からするとこの案件にある程度中身に踏み込んだ中で最終的な形で議論されたのであれば、それは問題になりますよって話で私、だからそういう作業は何もしなくてきちんと問題提起してそういう形で議運で扱ったという形であればそれは構わないんです。その確認をさっきしたかったということなんです。というふうに理解してよろしいんですね。

○議長（平澤 等君） そのとおりです。

○7番（真柄克紀君） それではそういう形の中で、いずれにしてもこれからいくと一般質問の案件については一切これ議運としては馴染まないよという形でこれから扱っていくということになりますよね。

○議長（平澤 等君） はい。

○7番（真柄克紀君） そういうことですね。

○議長（平澤 等君） 中身については。

○7番（真柄克紀君） ではそういう確認だけさせていただきます。あとは議長会がどうこうじゃなくて、やっぱりうちの議運の中できちんとした形の方向性等を示さないとそれもまずいものがありますので、議運は議運でまたいろいろと調査しながら、こういう案件についてもやっぱり勉強というわけじゃないけど、やっぱりきちんとした方向性を持って行って議会運営をしていただくよう議長のほうからまた一議員の願いとしてお聞きおきください。

○議長（平澤 等君） わかりました。私もそのように思います。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 今すぐではなくて結構ですが、今議長のほうから議長会ですか。議長会に問い合わせたと。その問合せの仕方ね、いやそうじゃないですか首かしげるけど。どういう問合せの仕方があって、それに対してどういう見解がそちらから寄せられたのかと。それを基に議運の委員長の報告ってなると、なおさら私は不解なんです。やはり議会運営委員会のせな町議会議会運営委員会としての権限、先ほど言いましたが決算委員会での発言、今回の定例会の答弁、その発言との整合性、中身に入る入らないじゃなくて、そういったところをきちんと私としてはこれからも議長、議運に諮問していただいて、何かあったときは、きちんとした見解を持って調整を図っていただきたいと。町村議会に問い合わせたその内容、それは後日またきちんと報告ください。

○議長（平澤 等君） わかりました。道議長会には局長が対応していただきました。中身について一部始終というわけにいかないと思うけども、石原議員の理解できるような形でご報告、後日いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 関連して発言しておきますが、真柄議員の先ほどの発言で確認するということが、大変危険だと思います私は。一般質問に対することについては議運で一切扱わないみたいな言い方です。これは正確を期する必要あると思います。一般質問をやっておっても、そこで何らかの形で議事進行に支障が起きた場合には、そこを整理する諮問をするのは当然なんです。議会運営委員会で整理する以外に整理する処理機関、窓口はないんです。そこははっきりさせておかなきゃいかんと思います。で最近の例を改めて申し上げますが、あなた発言の場合も、まさに一般質問やってるときに答弁拒否みたいな形で町長が提案したんです。つまり一般質問の進行上でドーンと障害を町長自身が作っちゃったから、私はあなたの発言、あなたという用語につい

て、きちんと議運で処理してくれということの結果、調査して、これは敬称であって、別にばかにする言葉じゃないということで町長は発言取り消したわけです。これはこういう機能を持っているんですよ議運は。それから近くの例を挙げておきます。私はクラスター関連資料の公開の提起をしました。町長は個人情報だ、国でも個人情報保護法に基づいて非公開にしてるから出しませんと、これゼロ回答したんです。おかしいじゃないかと、行政文書なのに何で秘匿するんだと。そういうことを提起した上で議会運営委員会に諮ってもらったんです。議会運営委員会の結論は、行政文書だから個人情報に関わるものについては除いて報告すべきであると。こういう結論を出しているんです。まさに一般質問の中に関わる中核部分の議論じゃないですか。その結果どうなったか。議会運営委員会の報告に従って、町長は黒塗りの文書結構ありましたけれども、議会運営委員会が出せて言うから出しましたと言って方針変えたんです。そういう生きた議論まで否定するということであるならば、これは議会運営委員会の機能に対する乱暴な干渉です。そこを間違えて今後一切、一般質問部分についての議論は議運として行わないとなれば、これは誤りだということをはっきり申し上げておきたいと思います。蛇足になりますけれども、今回も一般質問の中身を調整してくれて議長に提案した覚えは一つもないんです。決算審査での町長答弁と一般質問の町長答弁、明らかに食い違っているからそこを整理してくれと。同じなのか、同じでないのかということをもとに求めたにすぎないんです。そこはきちんと整理しておいていただきたいということを申し上げておきます。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員からアドバイス、ご助言いただきました。先ほど一般質問は全面的に取り扱わないというふうなことで真柄議員に対しての、何かありますか真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私そんなふうには言ってない。ただ一般質問の具体的な各議員、各答弁書の中身までは入らないということが原則ですという意味で確認したんです私。そういうことなんですよ言ってるの。扱わないなんて言ってません。ただ現実問題として、その日程も含め、いろいろな中もあるし、中身はこういう問題が来てるけども、これは当事者の関係でこうだよという形の中で仕切ればいいだけの話であって、私そういう意味で確認したんですよさっき言ったの。そこだけは誤解しないで、あたかも私が一般質問のその部分を全部議運で扱うな、なんて言ってませんので。

○議長（平澤 等君） はい、わかりました。

○11番（菅原義幸君） それは整理しておいてください。曖昧です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 曖昧ですよ真柄議員の表現は。だからきちんと整理しておいてくださいよ。真柄議員の発言の線を取りまとめるということについては疑問があるということ言ってるんです。

○議長（平澤 等君） 今の真柄議員及び菅原議員の発言内容によりますと、やはりその内容に応じて議運を開かなければならないこともありうるというふうなことなので、ケースバイケースで対応していかなくちゃならない。だからこういった場合こういった場合ってあらゆるそういった場合は想定できませんが、その時その時に応じた中での議運に諮ることもありうるというふうな

ことで、ご理解していただければありがたいなと思います。

よろしく願いいたします。

議事進行してよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

◎日程第2 一般質問

○議長(平澤 等君) それでは日程第2、12月21日に引き続き一般質問を行います。

菅原議員の9問目の質問から始めたいと思います。よろしく願いします。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) それでは町長に国保病院医師退職問題などについてお尋ねいたします。

①大島院長の退職問題の真相と今後の医師確保について伺います。これは行政報告されておりますけれども、そのおさらいに留めなくて、より詳細にご答弁を求めたいと思います。

②今日まで公表しなかった理由を伺います。

③薬剤師、検査技師の確保の見通しはどのようになっていますか。

④大成、瀬棚両診療所の閉鎖問題が急浮上し不安が生じています。改めて医師の確保と両診療所のフル診療を強く求めます。

以上であります。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 9問目のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の国保病院院長の退職につきましては、これは行政報告で申し上げましたとおり一身上の都合により令和6年3月31日をもって退職したい旨の退職願の提出がございました。私からは、これまで院長には当町で長く勤務していただきたいという思いを伝え慰留に努めましたが、院長から退職の理由について空知管内の高齢者施設に入所している母のことを考え、その施設に近い距離にある病院に移ることとしましたという趣旨の説明があり、そのような事情を鑑み大変残念ではありますが12月4日に退職願を受理したところでございます。

今後の医師確保につきましては、後任の院長と医長1名の採用に向けて大学病院医局や関係医療機関等に働きかけをするとともに、北海道が実施している地域枠制度に係る医師派遣の申込みや全国自治体病院協議会、医師求人求職支援センター及び北海道地域医療振興財団などの医師募集サイトへの求人登録、民間の医師紹介会社からの情報提供、国保病院ホームページでの募集要項の掲載などにより医師の確保に努めているところでございます。なお新年度の国保病院並びに大成、瀬棚両診療所の診療体制について医局内での調整をお願いしているところです。

2点目です。退職願を12月4日に受理しましたので、12月14日、行政報告をさせていただいたところでございます。

3点目の薬剤師、検査技師の確保の見通しでございますが、現在の人員に加えて、それぞれ1名を採用し、業務の充実と職員の負担軽減に努めたいと考えております。これまでハローワークや民間の人材紹介会社などの求人サイトで募集をしておりますが、なかなか応募がないのが現状

でございます。引き続き人材確保に努めてまいります。

4点目の医師の確保と大成、瀬棚両診療所の診療体制についてのご質問ですが、医師の確保につきましては、1点目の質問でお答えいたしました。院長と医長1名の採用に向け各方面への働きかけや情報収集を行い、早期の決定に向けて引き続き取り組んでまいります。また行政報告でも申し上げましたが、4月までに後任の院長が決まらない場合は、大島幸恵医師に当面の間、院長代行としてお引き受けいただくこととなっております。そして大成、瀬棚両診療所につきましては、これまで同様、国保病院の建て替えに関連して閉鎖する考えは持っておりません。フル診療につきましては、今後の患者数の推移や常勤医師と出張医師の確保、看護師、医療スタッフの動向などを勘案して、できる限りの持続可能な地域医療提供体制を確保してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。今の答弁では、ほとんど納得できる答弁内容ではありませんでした。全く空虚で、私が危惧する具体的な質問に本質的な答弁がなかったと言わざるを得ません。それで少し長くなりますけれども、いくつかお尋ねしたいと思います。まず町長、院長が12月4日にいきなり退職願を出して、翌年度の病院の体制に支障が起きるという事態を防止できるかどうか、常識的で考えてみてくださいよ。私は大島院長はそんな非常識なことをやる方だとは思っていません。私の出身地は実は空知管内なんです。この問題は、ある時期に信頼のおける町外の友人から情報が寄せられております。大島院長の赴任先は、さっき町長がおっしゃいませんですが、月形町というふうに情報を受けております。早い時期ですよ。病院の事務方によると、こうした動きは春先からだという証言を得ているんです。違いますか町長。12月4日の退職提出があって、それで12月14日に報告をしたと。きれいな話言ってますが、実態をそのまま議会に、なぜその都度知らせないのかということなんです。そこをしっかりお答えくださいよ。それで申し上げたことは、町長の姿勢が極めて残念な状況だということなんです。それは今日私、令和5年せたな町議会予算審査特別委員会の会議録持ってきております。3月14日、15日、16日3日間にわたって行われました。国保病院の病院事業会計の予算審査のときに、実は町長重大な発言をしてるんです。ちょっとご紹介したいと思います。3月16日の予算審査の会議録から紐解きますが、この日町長は、私の質問に対し次のように答弁しています。町村の医療機関の体制としては、我が町は他町に比べましても引けを取らないむしろ相当充実した体制を今維持しているということを委員もご理解いただけるというふうに思いますと。町長これ答弁したんです。私はそう思っていないんです。極めて危険だなど、一つ間違ると医療危機が起きるなどという認識でお尋ねをしました。それで募集をする必要があるという提起をしたことに対して町長は続けてこう答弁しています。院長の判断も4名体制で何とかいけるということでございますので、私たちもその体制を維持したいと。ただずっと同じ方がここで診療されるという保証は全くございませんので、これはそういった事態になれば事前に医師の確保ということで検討していかなければならないということになるかと思っております。検討しなければならぬかと思ってるんですね。そういう事態になったら。町長、1名欠けるということが明らかになってからでは

遅いんですよということを私は提起してるんです。そうしますと町長はどういう答弁をしたか、これも3月16日の答弁です。私は医師募集は常にやっておくべきだ。今1人欠員が出たら万歳ですよ。万歳っていうのはおめでたいほうの万歳じゃなくてお手上げっていう意味ですよと町長をいさめました。しかし町長は、医師募集というのは、いつから採用するということではなければ募集できないということだと、ここまで言い切ったんです。募集を拒否したんですよ町長は。そういう意味で、ただいま募集していないということでございますと。全く聞く耳を持ちませんでした。このような姿勢が今日の危機的状況を招いた大きな要因だと考えますがいかがでしょうか。大体、医師というのは、秋くらいまでには翌年度の動向あらかた決まってしまうんです。今年末を控え新しい年を迎えるこの段階で医師確保の状況はどうなんですか。私は町長そこまでおっしゃるのなら具体的に医師確保のために折衝した人数、回数、相手方の反応、新年度までに確保し得るか否かの見通しについて、これは具体的に再答弁願いたいと思います。

もう1点であります、新年度に大成、瀬棚両診療所は現行体制維持できますか。4名体制の下で両診療所の状況どうなっているか申し上げておきたいと思うんです。まず大成は全1日やっているのは、火曜、水曜、金曜この3日間だけであります。月曜は全休、木曜も全休、もちろん土日も全休であります。小六先生が退職したために夜間の体制はなしと。大成地区から聞こえてくる医療不安の声は大変深刻であります。だからフル診療ということを改めて提起したいと思うんです。それでは瀬棚診療所はどうか。もっと酷いですよ。月曜日は午前中だけ、火曜日は全休、水曜日は午前午後1日やっています。木曜は午前中だけ。金曜、土曜、日曜無しと。ですから大成でいえば3日間、瀬棚で言いますと、日ごとで整理すれば2日間こういう状況なんですよ町長。それでも4人体制だから何とか持っていけるんです。今瀬棚診療所の所長は、行政報告で町長がご報告なさった次期院長代行の方であります。おそらく保健所は本院の院長が瀬棚診療所の所長を兼任するという点については、これまでの例から言えば多分認めないんだと思います。過去これでいろいろ苦勞した経過があるわけですから。ということも含めて私は今、一つのせちな町の医療危機を迎えている状況だというふうに思います。この点の認識を町長がしっかり持っておられるのかどうか、再質問の中で確認をしておきたいと思います。新年度町長、これまでの大成診療所の状況、瀬棚診療所の状況、引き続き確保できますか。フル診療に近づけることができますか。しっかり答えてください。合わせて現在3人の先生たちは残ることになるわけですが、先生たちの今後の状況、これも町長はどのように判断しておられるのか伺っておきたいと思うんです。私が得ている情報では6年度で退職される方がおります。補充されないとすれば2名体制になる危険性があります。その他の方についても情報はいろいろ入っておりますけれども、今日ここで決定的な発言をいたしません、極めて憂慮される情報は私として得ております。そうした見通しが令和6年度、あるいは7年度に向けて他町に比べても引けをとらない、むしろ相当充実した体制の医療機関だというふうに断言できる状況なのかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたしたいと思います。現在4名体制ということでございます。この確保に全力を注いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の確保の見通しについてでございますが、医師の働き方改革等もございまして道内におきましても、北大にも行ってまいりましたが医局での医師確保も大変難しい状況、あるいはまた札幌、函館等の大きな病院につきましても、これは今以上の医師確保しなければ病院が回らないというような状況の中で大変苦慮しているということでございます。そういった状況の中で確保につきましては大変厳しいものがあるんだろうというふうに思っているところでございます。それから、この大成、瀬棚診療所の関係でございますが、こうした状況の中で医師体制で可能な限り瀬棚、大成両診療所の診療につきましても工夫をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 町長、医師募集に対してどのような動きをしたのかっていう質問がありましたので、そしてもう1点あるのは、先ほど菅原議員がおっしゃった今までの経過についての実態をどのように把握したのかっていうふうなことを質問されております。まだあるかもしれませんが、私のメモの範囲では今はこのように受け止めてます。さらに1番最後に残り3人の医師の動向についてもこんなことも、その動向をきちんと捉えているかというふうなことも質問されてました。その辺も含めて再答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。答弁漏れにつきまして答弁をさせていただきます。現状3人くらいの医師が残るということになっております。そういったことでこれに新たな医師を加えて体制を整えてまいりたいという思いで今対応しているところでございます。それから院長の関係と医師確保でございますが、院長の退職願につきましても、12月に提出がございまして受理したところでございます。しかしなぜそこまでかという質問もございました。これは私たちとしては退職願が出たということで退職が確定するというところでございます。したがってこれではっきりしたということから行政報告をさせていただきました。実はその前に大島院長からのお話がございます。したがってこの早い時期から、この春ですね6月から実際にはこの医師の確保のために動きをしていたという状況になっております。そういうことでよろしかったでしょうか。

○議長（平澤 等君） 議会への報告はなかったというふうなことで。

○町長（高橋貞光君） 私たちとしては、これまでもそうですが、議会に対する報告ということにつきましては、退職願を受理してからはっきりした段階でということにしておりましたので、そういうことで受理した段階で行政報告をさせていただいたところでございます。

○議長（平澤 等君） あと町長もう1点、医師募集に対しての活動はどのようなことをしたのかというふうなこと。

○町長（高橋貞光君） まず先ほど言いましたように大学病院の関係、求人やってお願いをしたり、各医療機関にこの医師のお願いをするといったこと。それから北海道が実施している地域枠制度に係る医師の派遣の申込み、あるいは全国自治体病院協議会、医師求人求職支援センター、

さらには北海道地域医療振興財団、さらには随時医師紹介をする会社等への働きかけというようなことで、今あらゆる手段を講じながら医師対策をしている状況ということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れありませんか。

○議長（平澤 等君） 医師募集の人数、回数、それから、それがどのようにになっているかということですか。このことですか。あとちょっと自分でもメモをしたんですが、メモしきれてなかったのごめんなさい。答弁漏れの質問について自席で結構ですので申し上げてください。お願いいたします。一生懸命書き留めてるつもりなんです。

町長より再答弁いたします。

○町長（高橋貞光君） まず伺ってお願いしたり、このお話を伺ったりというようなこの関係先につきましても、大きな病院などを含めると、そういう幾つかの病院にもお願いしておりますので病院を一つとして数えますと、病院、それから自治体病院協議会、医療振興財団、それから全国の自治体病院協議会、それから大学、そしてこの随時今情報収集をしているこの医師紹介会社そういったところから、大きくは7機関ということになりますが、病院も随分ありますので、それは一つずつということになるとまた増えるということになります。それから現在のところ直接医師と面談したというのは1人でございます。残念ながらこの方は来れないという状況になっているところがございます。そういったことでよろしかったでしょうか。診療所の体制ですか。診療所の体制につきましても、医師の体制とこれは密接な関係ありますので、これはそういった体制が各確保されるかどうかということで、随分動きが変わってくるというふうに思っております。いずれにしても可能な限り大成、瀬棚診療所につきましても努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○11番（菅原義幸君） 3月議会の町長答弁を現時点でどう思っているかということです。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3月議会の答弁と今はどう考えてるかという質問だというふうに思いますが、それは状況によって随分変わってくる、ケースバイケースであり、進めなければならないというふうに思っております。現状、今の考え方としては、こういう状況でございますので非常に厳しいなというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再答弁が荒っぽくて本質的な答弁ほとんどされていないという点では、本来再々質問に入るような状況ではないということをおきたいんです。しかし今日は、年前最後の定例会ですから前に進めたいと思います。いくつか申し上げたいと思いますが、多分再々答弁満足な答弁いただけないと思うんです。これもあらかじめ申し上げておきますが、近く開催されるであろう医療体制特別委員会の場で、今日納得できない部分については詳細にお尋ねをさせていただきまして、せつな町の医療危機的状況を明らかにするとともに、早急にどのような対処が必要なのかということについてきちんと詰める議論をしてまいりたいと思います。今日

はその入り口の問題として幾つか申し上げておきます。順序前後しますが、結局、大成、瀬棚診療所は医師確保の状況によっては現状維持できませんよという答弁したことになりますね。これは大変な問題ですから、私はそういう事態が避けられないとなったときには、住民説明会を両区できちんと責任を持って町長自身が説明をしていただきたいということを強く提起しておきます。この両地区におきましては、医療問題は地域問題の非常に大きな中核をなす問題なんです。深刻に捉えてください。それから3名の先生の定着状況はどうなのか。これはすっぱり答弁から落としますから、私はそのうちの1人の方は令和6年度が最終年度だという情報を得ておりますけれども、町長何で触れないんですかそこ。下手したら2名体制になる危険性がありますよと申し上げたんです。それだけではない情報も私は得ておりますということまで申し上げてるんです。そういう危機的な状況を私は3月議会のときに総合的に俯瞰しながら医師募集をすべきだということ提起したのに、先ほども申し上げましたように、いつから採用するということできなければ医師募集はできないんだと言って蹴っ飛ばしたんです。それから9カ月経たないうちにこんな状況じゃないですか。私は設置者としての町長の大きな判断ミスだというふうにあえて指摘せざるを得ないのであります。町長、私は無責任にそういうこと言ってるんじゃないんです。私も医師確保の問題では、過去いろいろ動いた経過がございます。その結果がどうだったのかということは自分の口からは申し上げませんが、町長からきちんと今日述べてください。町長自身がその経過をよくご承知だと思います。それから今後に向けても、私は自分の力は大変小さいけれども、大いに汗をかいてみたいという意志は一貫して捨てておりません。ただ町長が、今募集の時期じゃないと、いつから採用するということがなければ募集できないという非常に後ろ向きの態度をとってますから、これは私が出る幕じゃないなと。しゃしゃり出る場所じゃないなというふうに思っております。それで町長、令和6年度本当に深刻な状況だという危機感私持ってるんです。この認識を町長共有できますか。町長はどの答弁に関しても答弁だけは文字づら並べて、私は非常に空虚な言葉の羅列だと思いますが、答弁だけをするわけです。もうそういう状況ではないということをお私は強調しておきたいと思うんです。再質問の最後になりますけれども町長、今年の3月議会で、実は医師確保の問題、あるいは地方自治体の病院の経営者としての非常に大事な視点を道高議員は発言してるんです。これも先ほど申し上げました3月16日の国保病院の予算審査の過程の中で発言なさったことです。非常に大事なことなんで時間少し頂戴しますが紹介しておきたいと思うんです。道高議員の発言です。私が一連のやりとりを町長としたあとです。こういうふうに言ってます。私も病院関係いろいろな面で経験しているので、その老婆心から今のやりとりでお医者さんの確保というのは本当に大変なものだということで苦労した経験があります。問題はやはりお医者さんは、確かにそれだけの報酬単価というのは高いんですが、この地域にあたってのやりがいというのかなその環境です。これをしっかり守ってあげなきゃならないんです。お金のために来ているわけじゃないんです。先生方が本当にこの町の診療体制、医療従事者がいかに診療体制に無理なくということが1番ポイントなんです。今4人でやって1つの病院と2つの診療所掛け持ちでやってますけれども、アクシデントが起きたりすると、いろいろな面で負荷がかかってくるわけです。それが長くなりますと体調、メンタル面もいろいろ負荷がかか

ってきて、それが離れてしまう要因になることもあるわけです。お医者さんだって4月に募集したって、ほとんどもう4月決まっています。だから実際に動くとしたら秋なんです。次の医者というのは。あとちょっと省略します。私はだから4人プラスワンくらいの気持ちでやることによって、この病院体制はしっかりとサポートしてもらえるんだと。休めるとき休めるんだということも医師体制の確保対策ということに繋がるのかなと思いますので、その点も踏まえながら検討していただきたいと思う。こういう発言なんです。まさに今の事態ずばり指摘してるじゃありませんか。いつから採用するということであれば募集できないんだと、こういう態度です。道高議員の発言の真逆なんです。私は18年間にわたる町長の医療政策というのを見ておってビジョンがないなと思います。こうだというのは出てこないということが高橋町政の一つの特徴かなと見えています。合併前の平田町長、私は10年間にわたっていろいろ政策論争をしましたが、しかし平田当時の町長は、医療、介護、福祉、三位一体でやるんだというビジョンを持ってました。いろいろと先進的なこともなさいました。私と意見の違いもありましたけれども、そういう点では一貫したビジョン、理念というのを持って情熱を持って臨んだんです。私は町長、真逆だと思います。そうした根本に係る問題を医療対策審議会でもっとしっかり煮詰めて、この町の将来のビジョンとしてどうあるべきかということ、議会としても厳しく詰めてまいりたいと思います。建物ができたけれどもスタッフいませんよと。こういうことになりかねない危機感を持っております。これは医療対策特別委員会の中でも詳細審議したいというふうに思っておりますけれども、ぜひ今申し上げました諸点について手抜きしたり、答弁も漏れしたりせずに詳細に誠意をもってご答弁願いたいと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。議員言われるように、この4月採用に向けては9月あたりから、秋あたりから医師の動きは出てくると。これが例年の動きでございます。そういったことで、この6月以降、募集をして対応しているところでございますが、残念ながら今年の場合に限っていうと1回目の質問でもお答えしたとおり、大変この医師の確保が大きな病院あるいは大学を含めて医師を確保すると、大幅な医師の確保ということで動いているという状況もございまして、地方の自治体病院が大変苦勞をしているという状況にございます。議員も医師確保については協力したいというお話もございました。本当にありがたいなというふうに感じて聞いておりました。これからも医師確保につきましては厳しいというふうな感じがしておりますので、ご協力ぜひいただければありがたいなというふうに思っております。そういったことで今年度の医師の確保につきましては、1名ないし2名ということで今取り組んでいるところでございますが、6年度につきましても、さらにこの募集をかけていかなければならない状況もございまして、そういったことを5年、6年2カ年にわたって対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。両診療所の関係につきましても、この常勤医の人数に大きく左右されるということは議員ご指摘のとおりでございます。したがって今この非常勤といいますか、応援医師の確保についても今以上に確保をしていこうと。5年度以上の確保を今目指してこれにつ

いても動いているという状況でございます。いずれにしましても国保病院、そして両診療所、1病院2診療所体制これをこれからも維持してまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位のご協力を含めてよろしくご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 町長、先ほど菅原議員からは大成、瀬棚診療所の維持困難な場合には町長責任で説明会を開くべきでないかという提案がございました。

○町長（高橋貞光君） 当然そういうような状況が出てくるとすれば、それはしっかりと説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 町長もう1点よろしいですか、医師確保に対して大変苦勞されたというふうなことを菅原議員おっしゃいました。町長自身どのように考えてるかっていうふうなこと、それをさっきの答弁の中に含めていただきたいと思います。医師確保に対して、大変、菅原議員も含めて非常に大変な苦勞したけども、細かくは申し上げませんがということなので、町長の見解があればというふうなことだと思います。

○町長（高橋貞光君） 医師確保につきましては、これは私も19年目に入りますが、毎年苦勞してきている状況でございます。この菅原議員にもご協力をお願いして汗をかいていただいたということもございました。いろいろな方々のご支援、ご協力をいただきながらこれまで何とか医師の確保を進めてきたと。その中にはやはり医師が不足するという状況もございました。今まで何度もございました。そういったときもいろいろ町民の皆さんのご協力、ご理解、それからお医者さん、ドクターの協力をいただきながら凌いできたという状況でございます。このたびもそういった状況に陥らないように町としても精いっぱい努力させていただきたいというふうに思っておりますし、また議員もおっしゃっていただきましたが、ご協力も汗を惜しまないというそういったことでございますので、その部分につきましてもご協力いただければありがたいなというふうに感じているところでございます。

○議長（平澤 等君） 1時間が経過いたしましたので3時、

○11番（菅原義幸君） 議長ちょっと待ってください。答弁漏れあります。令和6年度の3名の医師の動向どう把握してるんだと。これはっきり再々質問でお尋ねしてるんですから町長の認識正確にお答え願いたいと思います。それから私は協力差し上げるということは言ってません。協力したいけれども現状では協力のしようがないと言ってるんですから、人の発言を勝手にねじ曲げないでください。

以上。

○議長（平澤 等君） わかりました。それじゃ休憩に入る前に町長答弁漏れということなのでお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 令和6年度の件につきましては、私たち今の時点ではっきりこうだというふうに自信を持ってお話しできる状況にはないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 令和6年度の今の3人の医師の定着状況はどうなってるんだという質問でした。お願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 令和6年度につきましては、現在の大島院長除く3名の医師はいらっしゃるといふことをごぞいます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いやそういう答弁でないでしょ。令和6年度いっぱい辞められる方がいると私は認識しておるけれども、どうなんだって聞いてるんです。そのほかにも心配な情報が耳に入ってますよということですから、噛み合った答弁してください。

○議長（平澤 等君） 町長改めて今菅原議員からの質問で、令和6年度に退職される医師がいらっしゃるといふふうなことなので、その辺の把握とその対応の問題について町長の考えを述べてください。

町長。

○町長（高橋貞光君） 申し上げます。ここでお話しできるようなはっきりとした確認をしている状況ではございません。

○議長（平澤 等君） ではただいまより3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員の9問目の一般質問を終わり菅原議員の10問目の一般質問に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 最後の質問に入る前に一言を申し上げておきます。医師確保の問題につきましては、答弁漏れ、あるいは答弁逃れって言いますか、かなり目立ちますので私は会議録精査をした上で医療体制・新病院建設調査特別委員会で詳細お尋ねします。それで事務方も含めて会議録を確かめていただいて、質疑に噛み合ってますから答弁を十分用意しておいていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それでは最後の質問に入ります。5年間で43兆円の軍事費を確保する問題と町民の平和と暮らしの擁護について、①軍拡財源確保法がもたらす医療や年金、増税、福祉や暮らしへの影響について9月議会以降町長はどのように見識を深めたのかを伺います。

②5年間で43兆円に及ぶ軍事費の確保は、敵基地攻撃能力の飛躍的増強など米国と共に戦争をする国を目指すものであり、戦争放棄、戦力不保持と交戦権の否認を高らかに宣言した憲法9条が脅かされる事態を迎えています。国民の平和と暮らしを大きく脅かす岸田内閣の動向について町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

軍拡財源確保法の成立により医療や年金及び増税等による暮らしへの影響等については、現在

においても、せたな町に交付される交付税額や国庫補助金などが減額されるのかを含め、町民生活にどのような影響が出るのか判断しかねるという状況でございます。ご理解いただきたいと思っております。

2点目、現在の岸田内閣の動向について、評価できるほどの見識を持ち合わせておりません。国会で十分ご議論いただくべき問題であると理解しておりますことで答弁とさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。町長、私は別に地方交付税の跳ね返りだけを聞いたんじゃないじゃありません。質問をゆがめないでください。医療や年金増税、福祉や暮らしへの影響についてどのように見識を深めたのかとお尋ねしてるんです。だから答弁になっていないということを申し上げておきたいと思っております。9月議会の町長答弁は、もう少し勉強しなければならない。専門家でもないで答弁のしようがない。私の裁量の範囲を超えている。この程度の答弁にさせていただきたいとするもので、1人の国民としての見解すら示せないのは大変残念でした。あれから3カ月も経過したのに、先ほどの答弁とはいかがなものかと言わざるを得ません。いわゆる軍拡財源確保法は2023年度から5年間で43兆円の軍事費を確保するためのもので、岸田政権が昨年12月に閣議決定した安保三文書、これは国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画であります。に基づいて敵基地攻撃能力の保有を含む大軍拡を推進する憲法違反のおそれのある法律です。政府は5年間の防衛費を43兆円とするために、14.6兆円ほどの追加確保を目指しており、税外収入で4.6兆円から5兆円、決算剰余金の活用で3.5兆円程度、歳出改革で3兆円強、残りは法人税、所得税、たばこ税を24年度以降に増税して確保するとしていますが、将来の増税や医療や年金、福祉、暮らし、教育への影響が強く危惧されています。このことが地方や国民に与える影響は、はかり知れないものがあります。だからお尋ねしてるんです。町長、先週末22日に閣議決定した来年度の防衛費はいくらだと思いますか。過去最大の7兆9,496億円です。一口で8兆円、これには米軍再編関係費なども含まれていますが、かつて防衛費はGDP1%、すなわち5兆円とされてきました。これ自体、我が国としてはあり得ない異常な予算であります。2012年の第2次安倍内閣誕生後、12年連続で前年度を上回り10年間連続で過去最高を更新しました。特に23年度当初予算では、前年度当初予算比で1兆4,200億円増の6兆8,200億円となり、24年度の増額分を加えると僅か2年間で2兆5,500億円も増えたこととなります。まさに防衛費の異常な突出であります。問題なのはその中身です。町長よく聞いてくださいよ。24年度予算では安保三文書に基づき、相手国領有内の軍事拠点などを直接叩くことができる敵基地攻撃能力の保有として、23年度に引き続き射程距離1,000キロに及ぶ十二式地对艦誘導弾道能力向上型、高速で変則軌道を描いて飛ぶ当初防衛高速滑空弾、音速の5倍以上で飛行する超音速誘導弾などの開発関連費用で7,300億円を計上しております。敵基地攻撃能力とミサイル防衛を一体化させる統合防衛ミサイル防衛、名高いIAMDであります。に1兆2,500億円を計上しております。その上で、自衛隊を米軍指揮下に組み込む陸、海、空自衛隊を一元的に指揮する常設の統合司令部として、統合作戦司令部を新設することを盛り込みました。24年度の防衛予算は、文字どおり戦争準備の予算であると言わざるを得ません。国民の暮らしを圧迫し東アジアに緊張激化をもたらす岸田内閣のこのような動向について、7,000町民

の命と暮らしを預かっているせたな町長として、日本国憲法9条を踏まえた見解をいま一度お示し願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現在世界的にウクライナの問題であるとか、パレスチナの問題、大変そういった意味では緊張状態にあるという状況でございます。それに伴いまして今、日本に置かれてる状況でございますが、隣国でミサイルの発射を乱発すると、北朝鮮あるいは中国などの軍事的な脅威が出てきているということ、さらにこのAI兵器の発達と申しますか、そういったことで我が国の防衛体制というの、当然これは見直しが必要だという判断が一方であるというふうに思っております。そういったことから、これらの判断につきましては、そういった機密情報等も分析しながらという国においてのそういうことになっているものというふうに思っております。私たちにそういった情報は一切ございませんので判断をしかねるという状況でございます。そういったことで議員おっしゃいましたように43兆円の確保という問題でございますが、これらについては今、明らかになっているという部分でお答えしますと、令和5年から5年間という考え方でございましたが、財源確保の目途が立たない状況から令和6年度以降としていたが、さらに1年先送りをするのも可能にする方針など柔軟な考えで今、進めていくということのようでございます。したがって、そういった部分につきましては、私たちの代表である国会の中でしっかりと議論をされて必要な対応がなされるということでございますので、私のほうから改めて見解を申し上げる状況ではないと判断をしているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問をいたします。大体想定内の答弁ですよね。私は7,000町民の暮らしと平和を守る立場から、ごく普通のこととして町長の見解を伺っているにすぎません。何か高度で極めて専門的で、かつ国会に属する問題を聞いているわけではありませんので、再々質問を行いたいと思います。町長、今年ウクライナのゼレンスキー大統領が訪日し国会で演説したときに、軍事的な支援要請は一切いたしませんでした。ご承知ですよね。それは日本が憲法9条を掲げている国だということを知っているからであります。憲法9条は、かつて我が国は15年間にわたってアジア太平洋地域で強行した侵略戦争の深い反省に立って全世界に発信された平和の誓いであり、国際的な公約であります。重ねて申し上げますが、憲法9条は、第1項で戦争放棄、第2項で戦力不保持、交戦権の視認を謳っております。町長は、憲法9条のこの規定をお認めになるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。戦後自衛隊はただの1人も外国人を殺していませんし、ただの1人の戦死者も出していません。それは平和を願う日本国民の世論とともに憲法9条の力が働いているからだとは私は確信をいたします。大多数の国民は、海外で戦争をしないという日本の在り方を強く指示していると確信してやまない次第であります。しかし岸田首相は、来年9月までの総裁任期までの改憲を表明しており、付設を合わせるように自民、公明、維新、国民の4党連合が憲法審査会を利用して、改憲を言い立てております。我が国の平和憲法が極めて憂慮すべき事態にあることについて、町長はどのように感じているのかご答弁ください。2015年安倍政権は安保法制、すなわち戦争法を強行し集団的自衛権行使、戦争国家づくりの法制面の整備を行いました。岸田政権は、昨年暮れに敵基地攻撃

能力の保有と大軍拡を進める安全保障三文書確認決定し、5年間で43兆円の軍事費を投入するという大軍拡への道を進んでいます。これは専守防衛とは両立せず、他国に脅威を与える軍事大国への道であることは明瞭であります。5年間で43兆円という膨大な防衛予算によって、国民の暮らしと平和が危険にさらされることに対して、地方自治体の首長としてどのように考えているのか、最後に伺いたいと思います。なお来年も毎定例会で平和と暮らしに関わる一般質問を継続いたしたいと思えます。一言申し上げまして再々質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。憲法のお話ありがとうございました。憲法は守るものと、守らなければならないものというふうに理解をしております。また町民の安全と平和を守るということもおっしゃいましたが、町としては、私としては町民も含めて国民の安全と日本の平和を守るのは、国の大きな役割というふうに感じているところでございます。そういった意味で、しっかり国会の場でこういったご議論をされて適切な対応を図られるべきというのが私の考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 一般質問を終わります。

◎日程第3 意見書案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第3、意見書案第1号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野主税議員。

○8番（熊野主税君） 意見書案第1号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提案理由を述べさせていただきます。冤罪は国家により最大の人権侵害の一つであり、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題であります。冤罪被害者を救済するために再審制度の審理の進め方は、担当する裁判官によってまちまちであり、審理の適正が制度に担保されておらず再審ルールが存在しない状態です。被害者救済のために捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠です。再審開始決定は検察官にも有罪立証の機会であることから中間的な判断であり、検察官の不服申立てを認めるべきではないと考えます。よって、国においては、次の事項について刑事訴訟法の再審規定、再審法を速やかに改正するよう求める。

- 1、再審請求手続において捜査機関の保管する全ての証拠を開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第4、意見書案第2号令和6年度介護報酬の改定にかかる基本報酬の大幅な引き上げと介護従事者の処遇改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横山一康議員。

○5番（横山一康君） ただいま上程されました意見書案第2号についての提案理由を申し上げます。生産年齢人口が減少し、全産業的に人材確保が厳しい状況となっています。そうした中、介護分野では全国的に人材の大幅な不足が見込まれており、介護職員の処遇や働く環境の改善等、介護現場での人材確保に向けた取り組みが急務となっています。特に本町のような地方においての職員確保には、賃金の引上げや外国人技能実習生、特定技能の人材雇用に着手しなければいけない状況です。さらに近年の物価高騰により諸経費も増大しています。介護事業経営において、人件費や光熱水費など固定費の増加は収支バランスを崩し、今後の事業継続の存続を危うくいたします。国で定める介護報酬により成り立つ介護事業は価格転嫁ができず、賃金についても報酬改定を待たなければならないことが厳しい状況に拍車をかけています。国において処遇改善策は講じられていますが、一般産業との平均給与との差を埋めるには至っておりません。一般産業が賃金引上げを行う情勢の中、介護職員の賃金は小幅な引上げに留まっている現状です。介護事業所の閉鎖、介護職員の待遇改善が進まなければ人材確保ができず、介護を必要とする利用者介護サービスを提供することができない状況となる可能性は高まります。そのため介護事業所が安定して経営を継続し人材を確保するため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1つ、令和6年度介護報酬改定において基本報酬の大幅な引上げを行うこと。

2つ、介護従事者の処遇改善については全ての介護従事者の給与を全産業平均の水準まで引き上げるよう処遇改善策を講ずること。また現行加算による引上げでは、利用者負担が増額となるため、負担増によりサービス利用が制限されることのないよう対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第5 意見書案第3号

○議長(平澤 等君) 日程第5、意見書案第3号ALPS処理水の海洋放出を直ちに中止し、処理水削減の抜本的な対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番(藤谷容子君) 意見書案第3号の提案理由を説明いたします。岸田首相は、8月ALPS処理水の海洋放出を開始し11月2日には3度目が実施されました。ALPS処理水は、東京電力福島第1原発事故によって発生し続けている放射能汚染水を多除去施設核種除去設備ALPSによって処理した水のことですが、処理後の水にもトリチウムをはじめとした有害核物質が含まれています。岸田首相はこのALPS処理水を今後30年にもわたって海洋に放出することを漁業者らの反対の声を無視して実施しました。かつての政府と東電は、関係者の理解なしにいかなる処分も行わないとの約束を漁業者と交わしましたが、漁業関係者は、海洋放出に反対であることはいささかも変わらないと述べており、この約束を反故にして海洋放出を行うことは断じて許されるものではありません。ALPS処理水が増え続けるのは、燃料デブリ、原子炉内の溶けた燃料等が冷えて固まったもののある建屋地下に地下水が流入するのを止められていないからです。政府と東電が今優先して取り組むべきことは、汚染水を固定することやコンクリートによる広域遮断水壁で地下水を完全に止めることなど、地下水流入、汚染水削減の抜本的対策です。海洋放出という安価な方法に頼り切るのではなく、地下水流入を食い止めることに着手しなければ汚染水は増え続けます。福島第1原発事故から12年が経過した今も被害は続いています。いまだ多くの人々が故郷へ戻れず被害者への補償も十分に行われていません。また農林水産業、観光業などなりわいを取り戻す懸命の努力が続けられていますが復興からはほど遠く、とりわけ漁業の水揚げ量は原発事故前の2割にとどまっています。また海洋放出に伴う中国の日本からの海産

物の禁輸は、漁業者に大きな打撃を与えていることは周知の事実です。今も続く原発事故被害から目を向けALPS処理水の海洋放出を強行し、地元漁業の復興を阻害することは断じて許されません。よって、政府は直ちにALPS処理水の海洋放出を中止するとともに、処理水の削減の抜本的な対策を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

反対討論ですか。

梶田議員。

自席でいいです。反対討論からお願いします。いや前回、討論は自席で構わないってことだったので自席でお願いいたします。

○2番（梶田道廣君） 私は反対の立場で討論をいたします。意見書案にあるとおり地下水流入を止めることこそが、これ以上処理水を増やすことを止める最善の方法だと私も思います。しかし現状、地下水の流入は続いており、既にある1,000基以上のタンクは満水状態である上、これ以上増やすスペースがない状態であり、これらの処理水は今止めてもいずれ処理しなければならない問題として残ります。処理水は、原子力規制委員会の定める基準以下の濃度であり、現在までの3回の放出では全て基準以下であります。中国による水産物輸入停止問題も科学的根拠がなく、世界の数多くの国々が処理水放出を理解、容認していることを思うとき、現在の処理方法が妥当であると考え反対の討論といたします。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 本意見書案に賛成いたします。賛成理由は次の7点であります。

第1に政府の関係者の理解なしにいかなる処分を行わないという約束も、東電のALPSで処理した水は敷地内のタンクに貯蔵するという表明も反故にしたことでもあります。福島漁業者には事前説明がなく全漁連も明確に反対しています。海洋放出は原発事故からの復興の努力に打撃を与える仕打ちであります。

第2に、ALPS処理水は放射性物質を完全に除去できていないことでもあります。処理水からはヨウ素129、ストロンチウム90、炭素14、セシウム137などが検出されており、トリチウムに至っては放出基準の数倍から数十倍程度上回っています。タンクの中の処理水には全体の7割でトリチウム以外の放射性物質の基準を超える残留があると指摘されております。しかし政府は放出される放射性物質の総量すら明らかにしておりません。

第3に、通常運転の処理水とは全く異なる燃料デブリ由来の汚染水の海洋放出は世界で初めてなのに、十分な説明や外交的配慮を欠いたままに強行したことです。その結果、中国から日本の

水産物の輸入が拒否され、当町のホタテ、ナマコの出荷にも影響が出ています。

第4に、各汚染物質は拡散ではなく局所に封じ込めることという原則に反していることです。せたな町議会では、過去に福島第1原発事故で発生した各汚染土を町内で受け入れないとした経過があります。海洋放出は各汚染物質の拡散にほかなりません。

第5に、満杯になり限界だとして海洋放出していることです。この主張は本意見書への反対理由の一つになっていますが、確たる安全補完策が2つあります。その1つは、汚染水を砂やセメントと混ぜ合わせてモルタル化し、半地下コンクリート製タンクへ流し込むモルタル固化案であります。もう1つは、大型で堅良なタンクに長期保存し、半減期12年から3年のトリチウムの減水を待つ大型タンク貯蔵品案です。この2案を検討し具体化を図るならば安易な海洋放出を回避することは可能であります。

第6に、汚染水が1日90トンも増加している原因は、燃料レベルにある建屋地下に地下水が雨水が流入していることです。専門家集団が提唱する凍土壁のより広い長さ3.7キロを囲む広域遮断壁の設置という抜本策を早急に検討すべきです。

第7に、政府は国際原子力機関 IAEAのお墨付きをもらったとしていますが、審査は設備の性能などの評価にすぎず海洋放出の代替案は検討されていません。決して日本政府の方針が推奨、承認されたものではありません。以上述べたとおり、ALPS処理水削減の抜本策を検討せずに安易に海洋放出することは直ちに中止しすべきであります。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（平澤 等君） 続いて反対討論ありませんか。

熊野議員。

○8番（熊野主税君） 私は反対の討論をさせていただきます。福島県の復興を進めるにあたって汚染水をそのままにしておくことは現実的ではなく、原子力規制委員会の確認と放射性物質を人間にとって安全に取り扱うための基準を定めることができる組織である IAEA 国際原子力機関の評価を受ける等、安全性を確保し処理水を放出すると理解しております。汚染水削減、被害者救済、風評被害はそれぞれ違った解決策が必要と考えます。よって、ALPS処理水の海洋放出を直ちに中止し処理水の抜本的な対策を求める意見書に反対いたします。

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 以上のとおり賛成、反対が同数でございます。地方自治法第116条の第1項の規定により、議長が本件に対し採決いたします。

意見書案第3号ALPS処理水の海洋放出を直ちに中止し、処理水削減の抜本的な対策を求め

る意見書については議長は否決といたします。

◎日程第6 意見書案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第6、意見書案第4号現行の健康保険証の存続を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 日程第6、意見書案第4号現行の健康保険証の存続を求める意見について提案理由の説明を行います。政府は去る12月21日、現行の健康保険証を来年12月2日に廃止することを閣議決定いたしました。しかし廃止に反対する国民の声は根強く、最近の共同通信の調査では、廃止を延期すべきだ及び撤回すべきだが合わせて73.1%に達しています。全国保険医団体連合会や日本民主医療機関連合会は、22日マイナンバーカードの取得は民意なのに、健康保険証の廃止決定は事実上の強制になるなどとして反対を表明、これまでに札幌市議会など全国で100以上の議会で存続意見書が採択されております。マイナンバーカードと一体化した健康保険証は、誤登録や情報漏えい、資格無効の表示などトラブルが続発し、今月の読売新聞の調査では、マイナンバーカードに対する不安が解消されるとは思わないが76%に達しています。マイナンバー保険証の利用率も全国で減少し現在では4%台に落ち込んでいます。当町、大成診療所の利用率も5%に留まっております。政府はマイナンバーカードを持たない人のために資格確認書を発行するとしていますが、現行の保険証を存続すれば済む話であり、廃止を強行すれば国民皆保険制度の根幹が破壊される恐れがあります。本意見書は、あくまでも現行の健康保険証の存続を求めるものであり、マイナンバーカードの健康保険証の登録に反対するものではありません。したがってマイナンバーカードの利用性を町民が共有する機会を妨げるものだとする見解や足踏みせずに制度を進めるべきだとして、本意見書に反対する主張はあらゆる議論であることを率直に申し上げます。マイナンバー保険証が国民にとって真に有益なものであるならばおのずと理解と普及が進むはずであり、強制せずにこれからも自由に選択する機会を保障すべきです。本年12月14日現在のせたな町のマイナンバーカードの取得率は75.9%であり、マイナンバー保険証の窓口登録者数も1,185人に留まっていることを踏まえれば、来年12月2日の健康保険証の廃止はあまりにも性急であると言わざるを得ません。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

まず反対討論を許します。

熊野議員。

○8番（熊野主税君） 本意見書案についての反対の立場から討論いたします。9月の第3回定例会、健康保険証の存続とマイナンバーカードの一本化の中止を求める意見書案の提案のときにも、マイナ保険証のメリットについて述べましたが、新たに消防庁は、令和6年度の重点取組事項で、マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化、円滑化に向けたシステム構築を挙げております。救急隊が救急業務において疾病者の情報をマイナ保険証によりいち早く知ることができ、救急搬送を迅速、円滑にできるようになります。このことからマイナンバーカードと健康保険証との紐づけは足踏みすることなく進めるべきとの思いから意見書案に反対いたします。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論を許します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 本意見書に賛成の立場で発言します。今、健康保険証の廃止を強行することは危険過ぎると思います。まずトラブルが続出しています。政府は毎月12日に総点検をした結果を発表していますが、誤って登録されていた公的情報は1万5,907件で、このうち健康保険証が8,695件と半数以上でした。そもそも今回の作業は、総点検と言いながら対象を限定した不十分なものです。マイナンバーと紐づいた個人情報全てに登録の誤りがないかを調べたわけではありません。紐づける際の手順に間違いがあったことが判明した8,208万件だけが対象でした。調査対象にならなかった紐づけでも誤った情報が登録されていた事例が見つかっています。総点検とは別に厚生労働者がマイナ保険証を点検したところ住民基本台帳の氏名や住所と一致しないものが約139万件ありました。この確認作業は来年春頃までかかると言います。マイナカードの交付数は累計9,700万枚を超え、紐づけされた個人情報は合計で数十億項目と見られます。数カ月の作業で点検し切れるものではありません。おざなりの調査で保険証を廃止するのはあまりにも乱暴です。高齢者施設では、入居者のマイナカードや暗証番号を預かって管理することへの不安が切実です。政府は暗証番号が不要な顔認証カードを発行するとしていますが、そのようなことをしなくても保険証をなくさなければ解決いたします。保険証廃止を強行することは障害者や高齢者の無保険者を作り出すことにつながります。保険証廃止を強行することで混乱が今と比べようもなく広がることは明らかなので廃止には反対です。

○議長（平澤 等君） 続いて対討論を許します。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 反対討論をさせていただきます。私はこの意見書案に反対の立場で討論させていただきます。日本の医療分野ばかりでなく、先ほど同僚議員も発言してましたが消防庁、あるいはその他のいろいろな関係、安全機関含めて、このデジタル化、思った以上のスピードで対応しなければ人口減にも対応できないということで作業が進んでいると思います。過去のデータを残し医師が薬剤情報や特定検診結果を共有すること。初めてかかる医療機関でも質の高い医療が受けられることになります。確かに紙の保険証の不安があるとは言いながら、やはり勇気を持ってこの制度に進んでいかなければいつまでたってもデジタルに対応できる社会形成は進まないと思います。そういう点から大変、苦慮する場面もあるとは思いますが、勇気を持って医療データが見られる人たちの健康維持、病気の治癒のために関与できる手段として1番合理的に

利用されるマイナンバー保険証にスムーズな切替え、大変大事なことだと思いますので、そのためにも紙保険証の存続ということは大変気持ちはわからないわけじゃないですが、勇気を持ってマイナンバーカードに移行することを主張いたしまして反対討論とさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。せたな町民、せたなの高齢者のためきちんとした説明もできないまま、賛成討論の中にある不安という言葉もきちんと高齢者にまだ理解ができてもらっていません。そういった意味で世論も含めせたな町民がきちんとした理解ができるまで、国にはもちろん町も率先して説明をする努力も欠いてしまう状況は、私としては絶対納得できるものではありません。よって、この意見書には賛成させていただきます。

○議長（平澤 等君） 続いて反対討論を許します。

柘田議員。

○2番（柘田道廣君） 私はこの問題で反対討論をさせていただきます。この問題は大変難しく国民の判断も2分するところだろうと、非常に大きな問題だと思っております。マイナカードにつきましては、これまでも数多くの誤入力などの問題が明らかになるなど、あつてはならない重大な事件だと思っております。同時に資格証明書と保険証の問題も国民の理解を十分に得ることができている状態ではないことも理解しております。このことから今回の意見書案は十分理解できるものではありませんが、世界に目を向けるとアメリカ、カナダ、EUをはじめとするヨーロッパ各国、アジアでも中国、韓国、台湾、フィリピンなど数多くの国が同様の制度を運用しております。こうした国々でも運用開始当初は当然幾多の問題があったものと推察されます。私はこれまでに入力ミス等の幾多の問題が明らかにされたことが、考え方もしれませんけれどもある意味、今わかったということで、今こうして調べているこういうことで入力し直しているということであればよかったのではないかというふうにも思っております。政府として、ほかの国々の問題点、そして国内での課題の対策を重ねることで国民が安心して使えるものになると考えますので、紙の保険証の廃止とともに、マイナカードに一本化することが妥当ではないかというふうに思いますので本意見書案に反対をさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立多数です。座って結構です。

よって、本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第7 発議第2号

○議長（平澤 等君） 日程第7、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付したとおり議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） 以上で、今定例会に付議されたすべての案件の審議は終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） 以上をもって令和4年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月5日

議 長 平 澤 等

署名議員 吉 田 実

署名議員 大 湯 圓 郷